

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's

News

2016.03.24 No1

専門家協議会 会員 ニュースレター

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024
<http://www.shintaku-shien.jp/>

『信託のすすめ』

一般社団法人民事信託支援機構は、専門家協議会の会員がその顧客に対して行う民事信託活用のコンサルティングの支援を目的として、民事信託活用の方法等のセミナー、ワークショップ等の啓蒙活動を予定していますが、そのホームページのニュースレターにおいても信託に関する話題を提供し、会員の皆様の参考になるようしてまいります。ニュースレターは原則として当機構の理事の持ち回りで月2回執筆し、皆様が読みやすいように1ページにまとめて発行したいと考えています。

さて第1回は信託事始めとして、永田俊一著『信託のすすめ、なぜ今、そしてこれから信託なのか』文芸春秋企画出版部を紹介します。

著者は財務省出身で、当時は一般社団法人信託協会の副会長でした。現在は楽天銀行の会長として、今なお信託普及に尽力されています。この本は平成11年に初版が出て、平成16年に改訂版が出ました。今ではやや古くなりましたが、なお示唆に富んでいます。その内容は信託の起源、日本の信託前史、明治における信託の導入、米国の信託精神等の信託の風景を描き、その後に来るべき信託業法の改正施行(16年)、新信託法制定(19年施行)、金融商品取引法施行(21年)等の一連の金融関係法の改正の方向性を示しています。この本は一般の読者が信託に親しみを持てるように、米国映画の「レインマン」に出てくる障害者扶養のための信託、英国人気作家のジェフリー・アーチ

ャー原作の「ケインとアベル」に出てくる信託資金についても紹介しています。金融サービスは大きくは勧誘・販売、助言、管理・運用、仕組みに分類され、その仕組みを行うのは金融インフラである会社(法人)又は信託です。著者はこの本で信託の受託者精神の重要性を説いています。

今後の法制面の課題は公益信託法の改正です。新信託法制定時に行われた国会の付帯決議では同法の改正については遅滞なく所要の見直しを行うこととされました。公益社団法人商事法務研究会は、「公益信託法改正研究会」を設置し、昨年2015年12月にその報告書をまとめました。新聞報道によれば、本年5月から法務省の法制審議会が法改正の検討を開始し、政府はその答申を受けて、2018年にも同法改正案を国会に提出します。また、財務省も関連する税制を改正します。そのうえで1年程度の周知期間を経て法改正が施行されると予想されています。公益財団法人公益法人協会も公益信託の研究を継続しており、今後、個人資産が「公益の領域」に益々活用される有力な「導管」となることを願い、公益信託法改正を推進しています。なお、民法改正法案が昨年国会に提出されて、今国会(第190回)に継続審議になっています。これが施行された場合、信託契約の締結などに影響が出るかもしれません。今後の法改正の動きに注意が必要です。

(民事信託活用支援機構 理事長 高橋倫彦)

『成年後見制度の実情と信託の可能性』

民事信託の活用が最も期待されるのは、事業承継への応用や後継遺贈を目的とした資産・事業承継の分野であると思われませんが、その前段階の高齢者の財産管理についても見逃すことのできない重要性があります。

ある意味言い古された観がありますが、高齢者の資産管理は信託活用の最もシンプルな典型的な場面と言えるでしょう。

委託者が受託者に財産を移転し、その「管理又は処分・・・」を委ねる。これが信託の基本ですので、高齢者の財産管理に活用すべき性格を、元来備えているということが出来ます。

しかし、そういう目的で活用される制度は、他にはないでしょうか。

現在の法制度で、加齢等で財産管理能力が減退・喪失してしまう方のための制度の基本は、「後見・保佐・補助」という「成年後見制度」です。これには広義では、「任意後見契約」も含まれます。

この制度は、直接又は間接に、家庭裁判所が監督を行いつつ、本人のために代理人等が財産を管理又は本人の行為を助けるという仕組みで、本人の権利を擁護するものであり、私的自治の原則を取っている近代法においては必然の補完的制度であって、歴史も古いものです。

ただ、現在の成年後見・任意後見の制度に生まれ変わったのは平成12年のことであり、それ以前の「禁治産」「準禁治産」の制度は、その名称の印象と、戸籍に記載がされる等の理由から、極めて限定的にしか活用されていませんでした。

介護保険導入に伴う「措置から契約へ」という大転換のもと、後見制度も国民一般の個人の

保護を目的とした制度に生まれ変わったのですが、今この制度は大きな転換点を迎えています。

大きくは、我が国において、今も色濃く残っている財産は個人より一族に帰属するとの感覚と、近代的な個人主義との乖離に起因します。

能力の衰えた高齢者は家族が当然のように保護し、その権利を代行し、その代行に当たっては一族の利益を優先して考える、これが旧来の家族制度のもとでの一般的な行動原理でした。しかし、家制度・家督相続制度を一新した現在の法制度では、伝来の財産でも財産はあくまでも個人に帰属し、その管理処分はその個人がすべきとされます。その結果、成年後見制度のもとにおいても、判断基準はあくまでもその一個人の利益が全てとなり、例えば相続税節税のための行為は、本人の利益のためではないとして、禁じられることとなってしまいました。

財産の帰属やその処分についての考え方はある意味イデオロギー的な価値観にも関連するので、どの考えが正しい、どの考えが間違っていると一概に決めることはできません。

しかし、本人も考えていたと思われるのにそれが禁じられるのも釈然としないところです。

この点で、あくまでも事前に本人が対策することが前提ですが、本人の意向を最優先して、これらの備えをすることが可能になったのが、民事信託・家族信託ということが出来ます。

さらに、昨今の成年後見制度における問題点の噴出に鑑み、自ら備えられる方には、信託の活用を是非お勧めすべきと考えます。

(民事信託活用支援機構 理事 伊東大祐)

『後見制度支援信託の概略』

成年後見制度と信託の連携は有用かつ重要なものとみられますが、現在、成年後見制度のもとにおいて「後見制度支援信託」という仕組みが導入されています。これは、財産管理の安全性、財産保護の確実性を高めるために、被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要かつ十分な金銭を後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託して、その払戻し等には予め家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。信託された金銭は、受託者である信託銀行等が信託財産として管理し、一時金の交付や定期交付金額の変更、追加信託などには家庭裁判所の指示書が必要です。この後見制度支援信託は、特別な法律に基づく制度ではなく、信託契約において家庭裁判所の指示書が必要であることを定めることによって実現しており、家庭裁判所の指示書の根拠は家庭裁判所の後見事務の監督権とされています。信託商品としては、被後見人が委託者兼受益者となる自益信託で、専門職（弁護士・司法書士等）後見人が信託契約などの法律行為を行い、信託できる財産は金銭に限られ、元本補てん契約の付された指定金銭信託で運用されていて、受託者は後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧を参考に選定されます。そして、信託契約が締結されると専門職後見人は辞任してその担当事務は親族後見人に引き継がれます。なお、利用対象は成年後見案件と未成年後見案件に限られており、保佐案件、補助案件、任意後見案件は対象外となっています。この制度の長所は不祥事防止対策としての確実性と低廉性とされていますが、同時に、財産が本人のために活用されなくなる虞が指摘されています。また、被後

見人の預託資金が膨大な規模で特定の金融機関に集中してしまう結果、支店が少ない地方において大変な不便を強いられる事態が生じています。ところで、不祥事防止の要請は、預金の出金に際して受託者のみならず信託監督人等の署名・捺印を要求し、あるいは、同意書等を要求することによっても実現することができます。すなわち、成年後見の開始以前に高齢者の財産管理を民事信託で実現する場合においても、受託者による信託財産である預金の出金に関して信託監督人等の署名・捺印を要求し、あるいは、同意書等を要求することによって十分な不祥事防止策をとることができます。したがって、受託者を親族とする低廉な民事信託においても、不祥事防止の確実性を上げることはできるのです。なお被後見人が死亡した場合、後見制度支援信託は終了します。そして、通常は信託契約（約款）の中に帰属権利者が明記されていないので、信託法182条第2項により、信託契約に委託者の相続人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなされる、信託銀行等はこのような考えているようです。しかし、信託法182条第2項の適用が制限され、受益権が相続されるとみる余地はまったくないのでしょうか？逆に、共同相続ではない複数の帰属権利者への帰属に関して、遺産分割を行うことは不可能なのでしょうか？少なくとも、受託者を親族とする民事信託では、この点を信託契約の中で明記しておいた方が良いかと思われます。

（民事信託活用支援機構 理事 山口正徳）

『事業承継における信託の活用～その1～』

平成20年9月に信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会がまとめた中間整理には、中小企業の事業承継の円滑化を目的とする信託には、①事業承継の確実性・円滑性、②後継者の地位の安定性、③議決権の分散化の防止、④財産管理の安定性などといった面でメリットがあると書かれています。その一方で、実際に自社株式を対象に信託を設定して事業承継を行おうとしても、これまでのところ、議決権行使の指図権と会社法との関係や、信託受益権の扱い等と民法の遺留分制度との関係が十分に整理されていないため、信託銀行等としても、リーガルリスクを懸念して、事業承継をサポートする信託商品の展開に慎重であった、とも書かれています。

時は平成28年5月、この中間整理が発表されてから約8年が経過しました。事業承継における信託は、いまま中間整理に指摘された課題があるものの、その活用は進んできています。商品展開に慎重、といわれた信託銀行も事業承継のための信託として商品を提供しています。日本の企業の大半を占める中小企業の事業承継における課題は、その経営者の一層の高齢化と後継者難の問題とが相まってより深刻な状況となっており、早急な対策が必要です。

未上場の中小企業の場合、後継者による経営の安定には、適任の後継者に議決権を集中することが必要です。さらに、現オーナーの相続の際にオーナーが所有していた事業用資産を後継者に承継することも欠かせません。しかし、自社株と事業用資産を後継者に集中して相続することで、他の相続人の遺留分を侵害する可能性があり、事前の相続対策が必要です。

未上場企業の株式において、株主である現オーナーの株式を後継者に承継する信託では、受託者に議決権行使を指図する議決権行使の指図者を現オーナー(委託者)に留保し、受益者を後継者とする他益信託の設定ができます(上記の中間整理のスキーム3 他益信託を利用したスキーム)。信託設定時に後継者が相当の額を負担しなければ、後継者がオーナーより信託受益権を贈与されたこととなり贈与税の負担が生じます。贈与税の計算をする際の信託受益権の評価額については、原則として議決権の有無を考慮せずに評価すると考えられています(相続等により取得した種類株式の評価について(照会)平成19・02・07中庁第1号 平成19年2月19日)【注】。このスキームを活用すれば、現オーナーが議決権を留保しながら、計画的に株式の財産権を後継者に贈与することができ、相続の際の自社株式の承継の問題を軽減することも可能と考えられます。しかし、現行の税法にその評価を定められたものではなく、今後その取扱いが変更となる可能性があり、信託の仕組みを検討する際に十分な注意が必要です。

信託の仕組みを検討する際に一番大切なのは、なぜその信託を設定するのかという信託目的です。現オーナーから後継者へと円滑に事業を承継するという目的が信託契約に明記されるとともに、その目的を達成するために、受託者が信託財産の管理を行っていくことが事業承継における信託です。そこには、税対策だけが目的となる信託ではあってはならないと考えます。

事業承継における信託につきましては、石脇が担当する回に続きます。

(民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司)

【注】 同照会には、同族株主が無議決権株式を相続又は遺贈により取得した場合には、条件を満たす場合に限り、原則的評価方式により評価した価額から、その価額に5パーセントを乗じて計算した金額を控除した金額により評価することもできるとされています。

『法制審議会民法（相続関係）部会の審議状況と民事信託の活用』

1 相続法改正の審議状況

法務省法制審議会の民法（相続関係）部会が本年4月12日の会合で民法の相続法改正の中間試案のとりまとめのためのたたき台を提示し、5月17日の会合でその検討が行われました。これは重要な改正であり、今後の議論の推移に注目したいと思います。

2. 中間試案たたき台の骨子

第1. 配偶者の居住権を保護するための方策

第2. 遺産分割に関する見直し

1. 配偶者の相続分の見直し

2. 可分債権の遺産分割における取り扱い

3. 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

第3. 遺言制度の見直し

1. 自筆証書遺言の方式緩和

2. 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

3. 自筆証書遺言の保管制度の創設

4. 遺言執行者の権限の明確化等

第4. 遺留分制度に関する見直し

1. 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

2. 遺留分の算定方式の見直し

3. 遺留分侵害額の算定における債務の取り扱いに関する見直し

第5. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

3. 相続法改正の今後のスケジュール

債権法改正の場合、平成25年2月に中間試案が決定され、その後パブリック・コメント手続きを経て昨年平成27年2月に改正要綱案が決定され、3月末に国会に提出されました。現在なお国会で現在審議中です。中間試案から現在まで既に3年余が経過しました。相続法改正の場合も、仮に中間試案が近いうちに決定されたとしても、債権法改正と同じように、国会審議が開始されるのは3年後、

その公布は更に3年ほど先になるかもしれません。

4. 相続法改正前の対抗策

たたき台において挙げられた点は何れも現行法の不都合、不公平感が強いものですが、その改正は数年先になります。しかし、相続・事業承継は先送りすることは出来ません。それまでの間、我々は遺言と民事信託でこれに対応せざるを得ません。なお遺言書と民事信託契約はセットであり、両方を作ることが後日の紛争を防止できます。

(1) 残存配偶者の居住権については、短期的にも長期的にも必要です。たたき台はその居住権を新規に認める案を提示しています。現行法の下での対応策としては、被相続人が生前において残存配偶者に対して遺言書の中でその居住権を認めかつ民事信託においてその居住権を付与することで対応できます。

(2) 現行法の法定相続分は長年連れ添った配偶者と最近戸籍に入った者と同じですが、被相続人が再婚した場合等では、前の配偶者との間にもうけた子供は、最近結婚したばかりの配偶者が短い婚姻期間にも拘わらず長年連れ添った配偶者と同じ法定相続分をもらうことに不公平感を感じる人が多いようです。こうした場合の対応策は、被相続人が生前に遺言書と民事信託により自分の家族のために適正と考える相続割合を設定しておくことが大切です。

(3) また、長男の嫁等の相続人以外の者が被相続人のために寄与し、相続財産の形成に貢献した場合は相続の権利がありませんが、その貢献に報いるために(2)と同様に遺言書と民事信託により対応することができます。

(民事信託活用支援機構 理事長高橋倫彦)

『自筆証書遺言～改正論議，赤ペン斜線，花押・・・』

民法は遺言について3つの方式を定めます。自筆証書・秘密証書・公正証書です。

このうち、秘密証書はほとんど活用されず、多いのは自筆証書と公正証書です。自筆証書は、検認手続が必要ですし、方式面で厳しい決まりがあります。

日付を記することになっていますが、「〇〇年××月吉日」と書いた自筆証書遺言について、「吉日」では何日か確定できないとして無効とした判例もあります(最判昭和54.5.31)。

この厳格性がネックになって、専門家は自筆証書遺言を薦めません。公正証書遺言を薦めます。ただ、それでも無効とされる事例もそこそこあるのが実情です。

さて、現在法制審議会で相続法の改正が論議されています。その論議の中で、厳しすぎる自筆証書遺言の方式について、緩和する方向が検討されています。

一つは遺産目録などの場合によっては膨大になる内容について、自書要件を緩和しようとするものです。

そもそも例えば不動産の特定は、所在・地番・地目といった不動産登記を前提とする特定性までは要求されず、「自宅土地建物」等の表記でも有効となる可能性は大きいのですが、相続登記がそれでスムーズに行くかは別論です。

正確であるほど法務局はスムーズに受けてくれますが、遺言者の負担は増します。

そこで、「財産の特定に関する事項」について、パソコン等での作成を許容しつつ、各葉に署名捺印を要求する方式に変更することが検討されています。

ただ、このような法改正がされたとしても、真に遺言者の意思に基づくのかどうかの議論は消せません。

私など、仮に公正証書遺言を作成していた

だく場合であっても、真意について争えないように、遺言者のご意思を記録に残すようにしています。公証役場では無理ですが、その前に打合せをした際に、遺言者のご意向を動画で記録保存しています。いろいろな質問をして、疑いのないようにご本人の意向が読み取れる内容で動画を記録し、電子記録が消滅しないように長期保存メディアに専用ドライブで記録して、遮光ケースに入れて貸金庫に保管します。安いCD-Rでは、10年と経たずに情報が消滅する危険性があります。

前述の改正案での要件緩和は、入り口で無効とされる事例を減らすでしょう。しかし最終的に有効かどうかは、遺言書が遺言者の意思をしっかりと反映しているかどうかになります。

その点での議論は、今後も尽きないでしょう。

この問題に関して、最近いろいろ注目される判例が出ています。

第1は、「赤ペン斜線事件」。昨年11月20日、最高裁で逆転判決がされました。

事案は自筆証書遺言の加除その他の変更に関わるものです。発見された自筆証書遺言には、「赤いボールペンで文書全体に左上から右下にかけて斜線が引かれていた」ということです。民法968条2項は、「自筆証書中の加除のその他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない」としています。これを重視した高裁判決は、遺言の変更は認められない＝もとの遺言を有効としました。これを最高裁が覆したのです。

自筆証書遺言の「方式」については、裁判所は極めて厳格な態度を取ってきました。方式に反すれば無効です。

一方で、有効な遺言の解釈については、遺言書の記載のみならず、周辺的事情も盛り込んだ柔軟な解釈をしてきました。

この、相反する二つの姿勢の中で、この遺言がどう解釈されるかが問われました。

最高裁は、この遺言は取り消されたと判断しました。ただ、理由については要注意です。

この判決については、方式についての厳格性と解釈についての柔軟性のどちらによるべきかという論評が行われています。

しかし、最高裁判決は、そのどちらでもありません。

自筆証書遺言の加除その他の変更についての968条2項所定の厳格な方式の要求を指摘しつつ、ほかに遺言書の故意の破棄についての1024条前段という規定があることを指摘します。そして、「赤色のボールペンで遺言書の文面全体に斜線を引く行為は、その行為の有する一般的な意味に照らして、その遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当である」として、本件遺言は撤回されたものとみなして無効としました。

常識にかなった結論を、法条にのっとなって正当化したのはさすが最高裁というべきでしょう。

第2は、「花押無効事件」です。最近6月3日にされた判決で、これも高裁の判断を覆す逆転判決でした。

捺印を求める(民法968条1項)に、「花押」が含まれるかが争われました。

「花押」というのは、「印章」の「押捺」によりプリントされる「印影」ではなく、戦国武将の書簡などに見られる、文字をデザイン化した独特のマークです。

「印影」がデジタル技術等の発展普及によりある意味偽造が容易になりつつあるのに対し、「花押」はいかにも偽造は難しそうです。なので、その「花押」がご本人の手になるものであると判断できるなら、遺言書の押印として受け止め遺言を有効としてもいいのではという気持ちが起こるのは分かります。高裁まではそう判断されました。

ところが最高裁は、逆転判決を下しました。

「赤ペン斜線事件」とは、いささか趣が違うようにも思えます。

しかし、じつのところは最高裁の考えは一貫しています。この判決においては、「印を押したのかどうか」が争点です。この点については、「拇印」についての先例があり、印章による押捺以外に、手指の指紋を押捺する「拇印」が、押印といえる社会通念があるかどうかをテーマとして、そう言えるということから、拇印でも捺印と認めました。

しかし、花押はどうか?そもそも花押を捺印に代替する例は極めて少ない。

社会通念になっているとは言い難い。もしかしたら遺言者の真意を担保する力はあるかも知れないが、それも検証されていない。だとしたら、印を押すべきというルールが示されていたのに、それを履践しなかった例を救済する必要はない。そして、真意が判定できるかどうかという判断基準が、条文上要求されている「印を押す」という点以外で暴走するのは、法的安定性を欠くこととなるのは確かだと思われまます。

公正証書遺言で案外と無効とされる例が多いことはあながち否定的に捉えるべきではないと思います。公証人は、自分が公正証書作成を拒否すれば、この人の必死の最終意思が埋もれてしまう、ということを目の当たりにするお立場なのです。

後に否定される危険はあっても、とりあえず囑託に応ずることを、あながち否定できません。

そこで、牽強付会のご批判を顧みず申し上げれば、諸般の状況を勘案して民事信託行い、それがために遺言のような無制限の撤回が防止され、清明な意識での意向が生きているというのは、民事信託の大変重要な役割であると思います。これを健全に普及していきたいというのが当法人の念願です。

(民事信託活用支援機構 理事 伊東大祐)

『可分債権は遺産分割の対象か』

銀行預金などの可分債権が遺産分割の対象に含まれるかの問題は、実務上の取扱いが決着してきたはずですが、過大な特別受益があつて具体的相続分がゼロである相続人でも法定相続分の割合で支払いを請求できることの不当性、遺産全体を合目的的に配分するという遺産分割制度の趣旨を活かすためという観点から、法制審議会においても遺産分割における可分債権の取り扱いを検討することとされており、最近では、特別受益の多い相続人が存在し、預貯金が遺産分割の対象になるかどうか争点となった審判の許可抗告審での審理が大法廷に回付されたので、従前の判例が見直されそうな状況です。大判大正9年12月22日以来従前の最高裁判例は、可分債権は民法427条により法律上当然に分割されて分割債権となり、遺産分割の対象にならないとの立場にあります。最判平成16年4月20日は、相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと判示しました。他方、下級審判例の中には、分割債権説に立ちつつ相続人間の合意がある場合には、可分債権が遺産分割の対象とする裁判例が多く、合意説が下級審の審判実務の大勢をなしています。しかも、遺産目録に預貯金が記載され、当事者から特段の異議が出ない場合には黙示の合意を認めてきたようです。

これに対して、銀行実務では、10年ほど前までは、共同相続人の1人の自己の法定相続分に応じた預金の払戻請求を拒絶し、相続人全員が署名捺印した書類と相続人全員の印鑑証明書を要求されるのが通例でしたが（どうしても払い戻しを受けたければ、銀行に対する訴訟を提起しなければなりません）、近年では、法定相続分に基づく払戻請求に対して任意に応じられることが多くなりました。現在、法制審議会で検討されている甲案は、可分債権は相続開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方で、各相続人は原則として遺産分割前でも分割された債権を行使できるが、行使によって取得した金額を具体的相続分から控除するものとしています。これに対する乙案は、可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間は相続人全員の同意がある場合を除き原則として可分債権の行使を禁止する考え方です。とすれば、乙案ではもちろんのこと、甲案への改正であっても、共同相続人の1人の自己の法定相続分に応じた預金の払戻請求を拒絶する旧来の銀行実務が復活する可能性は十分にあるものと思われます。

この点を鑑みれば、遺産分割の外で預金を受領し活用できる信託の有用性はますます大きくなり、信託が利用される機会が増えていくことと思われます。

(民事信託活用支援機構 理事 山口正徳)

『いよいよ民事信託の時代か』

株式会社日本法令 6 月末発行の『家族信託実務ガイド第 2 号』に我が国の信託の歴史を書きました。「信託」の語が我が国の法文上はじめて使用されたのは明治 33 年（1900 年）の日本興業銀行法だと言われています。その当時既に家族のための信託の導入について議論がありましたが、当時の我が国の社会・経済情勢から時期尚早とされました。それ以来 100 年余が経過した今、家族のための信託、とりわけ家族の者等が受託者となる民事信託に期待が集まっています。今や民事信託を大いに発展させる社会・経済情勢が整ったのでしょうか。

民事信託の発展のためには、富裕層が形成され、家族の者に権利意識が芽生え、信託のおける受託者が存在し、信託のための税制が整備され、適切な資産承継アドバイザーが育成されていることが必要です。しかし、戦前の我が国は、家督相続制により長男が資産を承継するものと決まっており、長男がいれば家族の資産の受託者として家族の構成員のために管理していました。信託はそもそも不要だったのです。これに対し戦後は家督相続制が廃止され、均分相続になり、子供全員がそれぞれの権利を主張するようになりました。平成 21 年内閣府が行った世界青年意識調査で、老親を扶養することについて聞いたところ、どんなことをしても親を養うと答えた若者の割合は、アメリカが 63.8%、英国は 66.0%、フランスは 50.8%に対し、我が国は僅か

28.3%にとどまりました。我が国に意識の低さは性別に関係がありません（第 8 回青年意識調査第 2 部第 1 章 2 親子関係）。相続争いに詳しい友人によると、家事審判・調停事件に持ち込まれる事案の大半は、遺言がない場合は、老親の介護等の寄与分の評価の争いであり、遺言がある場合は遺留分の減殺請求だそうです。遺産分割に関する処分の件数は 1995 年に 6176 件であったものが、2008 年に 12879 件、直近の 2014 年には 15261 件に増加しています（司法統計平成 26 年、審判と調停の合計）。遺産分割に関する紛争が家庭裁判所に持ち込まれるのは氷山の一角です。因みに、同年の遺言書の検認件数は 18 万件（同統計）、年間死亡数は 127 万人（厚労省人口動態統計平成 26 年）です。

介護や扶養に対する寄与分が正當に評価されるとは限りません。遠隔地にいる子は、親の近くにいる子が親の財産を使い込んでいるのではないかと疑心暗鬼です。子が自分の金で親を介護・扶養し、親の財産が残った場合でも、税務署は子の寄与を無視して相続税を掛けてきます。今後はますます高齢化が進み、老親の介護、扶養が大きな社会問題になります。相続人の権利意識は非常に高く、この問題の解決は遺言だけでは無理であり、信託、とりわけ、庶民でも手軽に利用できる民事信託の普及が欠かせないと思われます。（民事信託活用支援機構 理事長 高橋倫彦）

『自社の株式を信託財産とする信託について』

信託を活用した事業承継対策として、企業オーナーの所有する自社の株式を信託財産とする信託があります。この類の信託は、信託銀行が受託者となる信託（商事信託）でも、商品ラインアップされており、企業オーナーは、商事信託を活用して事業承継対策を進めることが可能です。もちろん、企業オーナーの家族や家族等が関わる一般社団法人などが受託者となる民事信託でも、事業承継対策の信託設定は可能であり、今後その利用も増えていくことが考えられます。

信託の仕組みや活用例を紹介する雑誌や書籍にも、必ず事業承継のための信託は取り上げられており、信託の活用例としては非常にポピュラーです。

一方、信託の仕組みとしてはポピュラーながらも、その取組み件数を公表されたものはなく、事業承継方法としての信託の利用状況がよくわからないのも現状です。

■一番の効果は後継者への着実な株式の承継

信託銀行の事業承継の信託商品は、2つのタイプがあります。1つは、現在の企業オーナーが亡くなったときに自社株式が後継者に速やかに継がれる『遺言代用型』と、現オーナーが議決権を留保したまま受益者を後継者とする『生前贈与型』の2種類です。この2つの信託は、後継者への株式承継という点において、遺言より円滑に（速やかに）自社株式を承継することができ、信託の利用価値は高いものと考えます。しかし、上記いずれもが、信託を設定するだけで、税メリットを得られるものでも、遺留分対策を行えるものでもありません。そのため、信託銀行や信託会社に信託設定のコストと信託期間中の信託報酬を支払ってまで行うべきか迷う企業オーナーもいるようです（信託銀行の信託設定時の費用は100万～150万程度、信託報酬は12万～25万程度、信託報酬がない銀行もありま

す）。企業オーナーのコストコンシャスな面が、利用数がそれほど増えていないことにつながっているのかもしれませんが。

■信託の活用と他の制度の併用を検討する

中小企業の経営者のうち65歳以上の割合は37%、301人以上いる企業でも31.5%の経営者が65歳以上となり、20年前に比べ、65歳以上の経営者の割合が2倍以上になっているとのことです（2016年4月10日日経新聞）。平成26年の厚生省の統計（簡易生命表の概況）によると、65歳男性の平均余命は19.29年となっています。中小企業では、後継者がいないという最も深刻な問題を抱えつつ、まだしばらくは現役で頑張らざるを得ないという中小企業オーナーの高齢化は今後ますます進んでいくのかもしれませんが。

代々にわたり安定した経営を続けるには、適任の後継者に現オーナーの持ち株を全て承継することが重要です。しかし、全ての株式を承継することにより、他の相続人の遺留分侵害の問題や後継者の納税資金の負担が大きくなることの問題が生じます。相続時に一括して現オーナーの株式を後継者に相続することは、事業承継対策としてよい方法とはいえません。

信託を活用して、後継者に着実に株式を承継する仕組みを作り、それにより発生する課題・問題について他の制度もあわせて検討することが必要です。代償交付の資金準備としての生命保険の活用や、相続税対策として後継者に計画的に受益権を生前贈与することなど事業承継対策として検討する項目は多数あると考えます（対策により特別受益の問題や贈与後の株価上昇による遺留分侵害が生じることがあります）。信託を事業承継対策の1つのツールとして位置づけ総合的に事業承継対策を検討いただくことが重要と考えます。

（民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司）

『遺留分制度の見直しについて』

平成28年6月21日に「民法（相続関係）等に関する中間試案」のとりまとめが発表されましたが、その中に「第4遺留分制度に関する見直し」という項目があります。7月に出版された法務省民事局参事官室作成の補足説明によれば、「遺留分減殺請求によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を見直し、減殺請求によって原則として金銭債権が発生するものとしつつ、受遺者又は受贈者において、遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができる制度を設けるものとする。」とされており、かかる見直しの必要性に関しては、「現行法上は、減殺請求により当然に物権的効果（遺贈又は贈与は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者又は受贈者が取得した権利は、その限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属する（最判昭和51年8月30日））が生ずることとされているため、減殺請求の結果、遺贈又は贈与の目的財産は受遺者又は受贈者と遺留分権利者との共有になることが多いが、このような帰結は、円滑な事業承継を困難にさせるものであり、また、共有関係の解消をめぐる新たな紛争を生じさせることになる」などと説明されています。

ところで、遺言信託のみならず遺言代用信託においても、その目的が死後の財産承継である点で、遺贈や死因贈与と異なるところはない。したがって、社会政策的観点から、遺留分制度の適用対象となると考えられます（新井誠『信託法』91頁、171頁）。

また、遺留分と信託に関しては、受益者説（受益権説）と受託者説（信託財産説）とが対立していますが、筆者としては、形式的な財産・利益の帰属よりも

実質的な財産・利益の帰属を重視して受益者説（受益権説）が妥当であると考えますので（なお、受託者説（信託財産説）も有力なものと思われます。）、遺留分算定の基礎となる財産：受益権の価額（総額）、遺留分を侵害する行為：受益権の授与、遺留分減殺の対象：受益権、遺留分減殺請求相手方：受益者、遺留分減殺の効果：受益権の共有、という帰結になります。とすれば、従前の物権的効果を前提とするならば、当該信託契約で遺留分侵害を回避するためには、受益権に関して遺留分権利者に遺留分と同じ割合の受益権を取得させておけばよい、一応はこう考えられます。ところが、今般の見直しが実現されるとすれば、遺留分侵害額に相当する金銭を請求されます。遺留分の算定の基礎となる財産については、相続財産に受益権を加えることにはなりますが、遺留分減殺請求訴訟の中での受益権の価格は、鑑定人の評価に従って定まることになりそうです（民法第1029条）。この点、信託財産＝受益権と割り切って考える税務と異なり、市場性が無いことも相俟って受益権（債権）の価格は信託財産（所有権）の価格に及ばないと考えるのが法務での多数意見のようです。

したがって、中間試案での見直しを実現された場合、信託契約で遺留分侵害を回避するためには受益権価格の評価が重要性を増すことが予想されますが、鑑定人として何人が適切なのかも定まっていないのが現状です。であればこそ、遺留分減殺請求訴訟の中での受益権価格に関し、信託関係者による忌憚のない試案の提示が求められているのではないのでしょうか？

（民事信託活用支援機構 理事 山口正徳）

『平成 29 年度税制改正の各省庁の要望』

8 月末に各省が来年度の税制改正要望を取りまとめ財務省に提出しました。これをうけて、今後政府の税制調査会、与党の税制調査会が議論し、与党が税制改正大綱、政府が税制改正大綱を決定し、新年になって改正法案が国会に上程されます。金融庁の主な要望項目は、小額からの積立・分散投資の促進のための NISA の改善、金融所得課税の一体化、上場株式等の相続税評価の見直し等、外国子会社合算課税の抜本の見直し、クロスボーダーの債券現先取引に係る税制の見直し、企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃です。各省庁の要望項目のうち、相続・事業承継対策のための信託に関する要望は次のものが注目されます。

- 上場株式等の相続税評価の見直し等（金融庁）：相続時から相続税の納付時までの価格変動リスクを考慮して評価
- 信託受益権の質的分割に係る所要の措置（金融庁）：信託協会はかねてこの課税関係を明確化する観点から、税制上の措置を講じることを要望し、金融庁は平成 28 年度に続いて平成 29 年度でもこれを取り上げました。なお、信託協会は受益者連続型信託の課税の特例の適用範囲の見直しも要望していますが、金融庁はこれを取り上げていません。
- 土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長（国土交通省）：現行の信託登記に係る税率の本則 0.4%から 0.3%への軽減措置の延長
- 死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げ（金融庁）：現行の限度額に配偶者と未成年の子の限度額を追加
- 相続税に係る国際的な二重課税の排除（経済産業省）：高度外国人材の呼び込みの為
- 取引相場の無い株式の評価方法の見直し（経済産業省）：株価評価の基礎となる上場企業の批准要素の見直し（28 年度の大綱の検討項目）。
- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等特例措置の延長等（厚生労働省）：平成 26 年度税制改正で創設した、持ち分無し医療法人への移行認定制度を前提とした納税猶予制度等の特例措置の延長
- 低未利用地の流動化・有効活用の為の土地の取得に係る税率の特例措置の創設（国土交通省）：空き家・空き店舗等の敷地を対象とし流動化による有効活用・取引の活性化
- 現物寄付へのみなし譲渡所得等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化（文部科学省）：同省所轄法人だけでなく都道府県所轄法人に手続きを簡素化
- 文化財建造物である家屋及びその敷地の相続に係る特例措置の拡充（文化庁）：相続税財産評価の優遇措置の拡充

これらの実現は今後の議論を待たなければなりません。なお、信託協会の来年度の要望はまだ公表されておりません。（民事信託活用支援機構理事長 高橋倫彦）

『信託協会の平成 29 年度税制改正要望』

前回のニュースレター第 11 号では、金融庁をはじめとする各省の来年度の税制改正要望を紹介しました。今回の第 12 号では、その後に公表された信託協会の要望を紹介し、信託業界の関心が何処にあるかがわかります。その主要要望項目は以下の 3 点です。

- (1) 企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
- (2) 株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。
- (3) 特定受益証券発行信託について、二重課税の調整を可能とすること。

この企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃は信託業界のみならず企業の労使挙げての長年の悲願です。高齢化がますます進み、ゼロ金利が続く状況においては、企業年金基金の給付を維持するために、この撤廃が望まれます。今回は 7 省庁の共同要望となりました。

株式の信託を利用した事業承継は、中小企業の事業承継の円滑化のために非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度を信託株式に対して適用することを要望するものです。今回は金融庁の要望に入りました。

さて、協会のその他の要望項目のうち家族のための民事信託の関係は以下の通りです。

- (1) 教育資金贈与信託の委託者の範囲の拡大
- (2) 特定寄付信託の信託財産の種類を金銭以外の財産に拡大

- (3) 高齢者の金融資産を活用した国内株式投資目的の信託の受益権贈与の税優遇措置
- (4) 特定障害者扶養信託の適用対象者の拡大
- (5) 信託受益権が質的分割に分割された受益者等課税信託（受益権複層化信託）の課税関係を明確化する観点から所要の税制上の措置を行う。
- (6) 受益者連続信託の課税の特例の適用対象を限定
- (7) 受益者単独の不動産信託について損失算入制限措置を廃止
- (8) 公益信託について公益社団法人等に劣後することが無いように税制上の措置を行う。
- (9) 非営利型目的信託について非営利型法人に劣後することが無いように税制上の措置を行う

今回は、これらの要望項目のうち教育資金贈与信託の委託者の範囲の拡大（4 省庁共同要望）と受益権複層化信託の税制措置とが金融庁の要望リストに入り、金融庁の後押しを得ることになりました。

政府の税制調査会の議論の様子が新聞等に少しずつ報道されています。今後の税制改正のスケジュールとしては、同税制調査会の審議の後、年末までに与党の税制調査会が改正案をまとめ、与党の税制改正大綱として発表します。新年に入り、政府が税制改正大綱を決定し、税制改正法案が国会に上程され、承認を受けることとなります。（民事信託活用支援機構理事長 高橋倫彦）

『上場会社が設定した民事信託』

東京証券取引所第一部に上場する日本商業開発株式会社が、将来入社する従業員へのインセンティブプランとしてとして、民事信託での受益者の存在しない信託（法人課税信託）を導入しています。（<http://www.ncd-jp.com/ir/news.html>）日本商業開発株式会社は、2000年に設立、2007年に上場した会社で、テナントによる商業施設建設を前提に底地を取得し、その後、売却益を狙うビジネスモデルで業務を展開しています。

●信託の仕組み

同社が平成28年8月26日に設定した『時価発行新株予約権信託設定契約』の仕組みは、

委託者がオーナー社長、受託者は個人（同社顧問税理士）、受益者は信託設定時には存在せず、信託期間満了日に受益者として指定された者が受益者となります。信託期間は約3年。委託者が手元資金を信託し、受託者がその信託された資金を用いて同社の発行する新株予約権

（1000個）の発行価額総額を発行会社に払い込みます。受託者が取得した新株予約権は、同社の交付ガイドラインに基づき平成29年4月以降に入社する新入社員や信託設定日以降に入社する社員のうち評価が優れていると認められる社員に対するボーナスパッケージの株数分だけ分配されるという信託です。

同社はこれまでに新株予約権を活用して従業員にインセンティブを付与してきたようです

が、従来の新株予約権の仕組みでは、既に入社している従業員と今後入社する従業員との間に株式保有の格差が生じることになるため、その是正を目的として時価発行新株予約権信託を導入したと同社のIRでその理由を示しています。

税務については、受益者が存在しない法人課税信託のため、信託設定時に受託者が課税されます。信託終了時に新株予約権が一定のルールのもと対象となる従業員に受託者より交付され、従業員が交付された予約権を行使し、同社の株式を取得します。取得した株式を市場で売却するときまで従業員に所得税は課税されません。

●従業員のインセンティブ付与に信託の仕組みを活用する

本信託の目的は、新株予約権を受益者に引き渡すことです。信託設定時に、受託者が取得した新株予約権の数は、将来採用する従業員のうち優績で同社に貢献した従業員が獲得することとなるため、入社年数の浅くても優秀な従業員には同社の株式を取得する機会が与えられます。同社への貢献意欲が向上することと、新卒と中途入社の子の獲得において、優秀な人材を獲得するための一つの方法として同社はこの民事信託を活用しています。受託者を個人とする民事信託にした理由はIRの内容からはわかりませんが、期間が約3年間と短いこと、委託者が社長個人であることと、民事信託によりコストの低減を狙ったものではないかと考えます。

（民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司）

預金の遺産分割上の扱いの見直し

10月19日、最高裁大法廷で、遺産分割上の預金の取扱いについて弁論が開かれました。

最高裁は書面主義の審理がほとんどで、「弁論」が開かれるというのは従来判例の変更がされることを示唆します。

事件は、遺産分割審判申立を却下した審判についてのものです。

被相続人Aさんは、4000万円の預金を残してなくなりました。

相続人はXさんとYさんの2人の子ども。

法定相続分に従えば、2000万円ずつ預金を取得して終わり、ということになりそうですが、Aさんは生前にYさんに5500万円の生前贈与をしていました。

この場合、この生前贈与が「特別受益」（民法903条）に該当し、持戻し免除（同条3項）の意思表示がないのであれば、これが持ち戻され、各人の取得分は9500万円×1/2=4750万円。

既にこれを上回る生前贈与を受けているYさんは預金を取得できず、Xさんが4000万円の預金全部を取得することになります。

なお、不足分750万円は超過特別受益となっており、Yさんへ請求することはできません。

しかし、家庭裁判所、抗告を受けた高等裁判所は、Xさんの遺産分割審判申立を却下しました。裁判所では扱ってくれない、ということですか。どうしてでしょうか。

銀行預金というのは法律的には金銭債権ですが、遺産の中に金銭債権がある場合、「法定相続分に従って当然に分割される」というのが昭和29年以来の最高裁の判例でした。この判例に従うと、XさんYさんそれぞれが2000万円の預金を相続し、それでおしまい、ということになります。

もちろんXさんには遺留分の権利があり、この事例ですと5500万円+4000万円=9500万

円の4分の1である2375万円が遺留分額になります。

ですから、XさんからYさんには不足の375万円の支払いは請求できるのですが、そうであっても預金をXさんは2375万円、Yさんは1625万円と分割するということは認められてこなかったのです。

この結論は、法律関係者以外の方が聞くと、一様に驚かれます。

現在この点が、法務省の法制審議会民法部会の相続法制の改正のテーマの一つになっておりますが、法制審議会の法律家でない委員も驚きの声を上げていました。

そもそも、昭和29年の最高裁の判例の判決文にも「相続分に従って当然分割される」という文言はあるのですが、この「相続分」が法定相続分であり、特別受益を考慮した「具体的相続分」ではないとも言っていないので、従来判例の根拠自体がよくわからないところがありました。

家庭裁判所の実務では、銀行預金も相続人一同が合意すれば遺産分割の対象にできるという別の判例に従い、相続人を説得して預金も含めて遺産分割を行っておりました。

また、銀行も、これまで最高裁の判決にかかわらず、相続人一同の合意を要求し、個別の払戻請求に基本的に応じませんでした。

その結果、最高裁の判例にかかわらず、預金も他の財産と同じく遺産分割の対象とする扱いが、むしろ通常になっていたのです。

今回の判例変更は、銀行預金債権の当然分割自体に踏み込むのかどうかはまだ不明です。遺産分割審判申立を却下したことについては変更はされるでしょうが、その後の扱いについてどのような判断を下すか、年内に予想されている最高裁の判断を注視する必要があります。（伊東大祐・専門家協議会副会長）

個人受託者の問題点と対策

1 民事信託・家族信託と受託者

民事信託・家族信託においては、受託者は信託銀行・信託会社といった、プロではない受託者を活用する仕組みにしています。

一番多いのは、親族・知人などの近縁者を受託者とするケースです。が、このような受託者は、当然信託の引受の営業をする訳ではなく（していたら信託業法違反です。）、信託の引受については無報酬であったり、引受自体1回限りであったりというものです。

その結果、受託者の義務が疎かになったり、必要な信託事務をこなすことができないなどの問題が生ずることがあり、信託契約上も、信託法上の受託者義務規定を念のために契約にも再掲しておくことや、信託事務処理の第三者への委託（法28条）の許容などの手当が必要となります。

しかし、そこそこ長期の受託を想定する民事信託・家族信託において、近縁者を受託者とする場合の一番の問題は、それらの受託者が死亡したり、無能力になったりして、受託者として機能しなくなるおそれです。

2 後継受託者を定めておく必要性

このようなおそれに対処するため、民事信託・家族信託においては、当初受託者のみならず、第2次以降の受託者についても規定を置き、一定の事由が生じた場合には後継受託者に受託者業務を引き継ぐ旨を定めることが多くみられます。

信託法においても、受託者が欠ける等の状況は想定しています。が（法56条～87条）、このような規定によって適切な受託者が得られるか不明であり、円滑な受託者業務の引継も困難と予想されるほか、結局適任の受託者が得られず信託が終了してしまうこともあり得ます（法163条3号）。

よって、将来受託者が受託者業務を遂行できない事態が生ずる可能性のある信託におい

ては、適任の後継受託者についての規定をしておくべきです。

ただし、「受託者の業務の遂行が困難となった場合」等の規定方法では、その解釈が定まらず、結局後継受託者に業務を移せるのかどうかははっきりしないおそれがあります。

3 後継受託者への引継の実務的問題

さらに、単に後継受託者予定者やその選定方法、どのような場合に後継へ引き継ぐかの要件等を規定するだけでは、後継受託者への引継が円滑に行われるとは限りません。

例えば、信託財産に不動産があった場合はどうでしょうか。当初受託者が受託者業務の処理に限界を感じ、後継受託者にその地位を譲ることが信託行為に規定されており、共同申請で信託財産について移転登記ができればよいのですが、例えば急に倒れたような場合は、それもままなりません。この場合、客観的には当初受託者は後見相当になっていると思われませんが、当初受託者について後見人が選任されなければ、双方申請の移転登記はできません。

ただ、当初受託者について、保佐開始・後見開始審判がされれば、後継受託者は自らを受託者とする所有権移転登記申請を単独申請ですることができます（不動産登記法100条）。

しかしこれとて、保佐開始・後見開始の審判があったことが前提ですから、これら後見制度の利用について適切迅速な動きがない限りはどうしようもありません。

もっと困難なのは、銀行預金等です。

受託者が預金していた金員を新受託者に移そうにも、預金先金融機関に対して引き出し等の手続をできるのは、旧受託者です。その成年後見人・代理権のある保佐人があれば引き出し引継の手続はできるかも知れませんが、不動産登記法のような明示の条文がないので、後継受託者のみにて手続をとることは不可能

と思われます。

後継受託者からの名義変更ができる預金口座は唯一三井住友信託銀行で検討されているようですが、その詳細は未知数です。

4 懸案の解決

このような問題を避け、あるいは解決するにはどうしたらよいでしょうか。

一つは、死亡・能力減退喪失等の問題が生じない法人を受託者とすることです。信託銀行・信託会社等が使えないのであれば、親族等で一般社団法人を設立し、それを活用する方法も広く用いられています。この場合には、法人の意思決定方法の定めなどを信託目的の実現に資するように作り込む必要があります。

次いでは、これは社会的な動きが必要ですが、受託者変更に伴って名義移転のできる預金口座とか、預金システムでは難点があるなら信託銀行の預金類似の合同運用金銭信託商品を受託者からの再信託先として、元信託の受託者変更に柔軟に応じるような仕組みを構築することです。後者については、既に家族向け信託商品を開発販売し、また、受託者口座開設等で受託者業務を支援する方向の検討が始まっている以上、さほど困難なものとは思われません。

あとは、任意後見を用いた引継システムについて、当法人において研究を行っています。これについては、実用化が可能になり次第、その詳細をお知らせする予定です。

(伊東大祐・専門家協議会副会長)

遺留分と信託

後継ぎ遺贈型受益者連続信託において、遺留分侵害の有無をどのように判断すればいいのでしょうか？

例えば、Xが委託者兼当初受益者となり、X死亡後の第二次受益者について、Xの子ども2名が指定され、受益権割合は、Aが4分の3、Bは4分の1とします。そして、第二次受益者A、又はBが死亡した場合、同人らの受益権は消滅し、A、Bのいずれが死亡した場合でも第三次受益者としてAの子どもCが受益権を取得する。本信託はA及びBの死亡で終了し、残余財産受益者もCとすると定められた事例で考えてみます。

後継ぎ遺贈型受益者連続信託においては、第二次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得するものと法律構成されます（寺本昌弘「逐条解説 新しい信託法」260頁－261頁）。

本事例でも、第二次受益者であるA及びBはもとより、第三次受益者であるCについても、いずれも委託者兼当初受益者Xの死亡時点（第二次受益者であるA及びBの死亡時点ではない。）を基準として、第二次受益者は存続期間の不確定な（すなわち、自己の死亡時を終期とする）受益権を、第三次受益者も存続期間の不確定な（すなわち、第二次受益者の死亡時を始期とし自己の死亡時を終期とする）受益権を取得したもとして、各受益権の価額等について必要な算定がなされるべきものと考えられます。

とすれば、第三次受益者Cの権利取得は、委託者兼当初受益者Xの死亡によりXから直接に取得するものであって、第二次受益者であるA又はBの死亡は本信託において成就されるべき条件にすぎず、A又はBからの権利取得ではな

いとみられます。したがって、第二次受益者であるA及びBの死亡に基づく各相続における遺留分は、本信託においては問題となりません。本事例において、AやBにおいては、遺留分侵害を判断すべき遺贈・贈与などの行為が存在しないのです。

逆に、委託者兼当初受益者Xの死亡に基づく相続における遺留分算定の基礎となる受益権に関しては、第三次受益者・残余財産受益者Cが取得する受益権まで射程に入れるべきであると考えられます。すなわち、筆者としては、第二次受益者Bの遺留分侵害の有無・侵害額を明らかにするためには、委託者兼当初受益者Xの死亡時点で、将来の条件成就によって第三次受益者・残余財産受益者Cが取得する受益権をも算定しなければならないと考えています。しかるに、第二次受益者Bに4分の1の割合で第二次受益権を取得させても、その価額は、A、B、及びCの全ての受益権の総和の4分の1には足りません。とすれば、仮に他に相続財産が無かった場合には、委託者兼当初受益者Xの死亡に基づく相続に関して遺留分侵害が認められ、第二次受益者BはAやCに対して遺留分減殺請求権を行使できることとなります。なお、第三次受益者Cが第二次受益者であるA又Bの死亡により受益権を取得するまで待っている1年間の行使期間（民法1042条）を徒過してしまうので、Bは委託者兼当初受益者Xの死亡を知ってから1年以内にA及びCに対して遺留分減殺請求権を行使すべきでしょう。

現在のところ、筆者としては、信託財産を、委託者兼当初受益者Xの相続財産になるであろうと予想される財産の2分の1以内にとどめたくて委託者の希望する信託を組成しつつ、残りの2分の1については法定相続分に従った相続を予定しておくことをお勧めいたします。

（民事信託活用支援機構理事 山口正徳）

受益者連続型信託の受益権評価

11月の専門研修では信託法務でも、信託税務でもこの評価を取り扱いました。本稿ではこれを少し掘り下げて検討します。

1. 民法の遺留分の財産評価

遺留分の算定基礎となる財産の価額は被相続人が相続開始の時ににおける評価額とされ、条件付きの権利、又は存続期間の不確定な権利は鑑定人の評価額とされます（民法1029条）。受益権の価額は、その権利の内容により異なるので、経済的実質を見て個別に考えることとなります。

信託財産を構成する資産の時価相場が容易に求めることができるとしても、信託の満期が長い場合は、元本の受益者は信託財産の給付を満期まで待たなければなりません。受益権が小口化された金融商品を例外として、通常は受益権の流通市場がないので、その受益権の評価額はこれに見合う信託財産の評価額より低くなります。

受益者連続型信託の信託受益権は長期の投資になることから、フリー・キャッシュフロー法（DCF法）等の評価法を参考すべきとの意見もあります。

受益者連続型信託の受益権の特徴は、信託期間が長く、承継受益者が期中に信託財産から給付を受けることができるとしても、これを後の承継受益者に残すよう期待されることです。信託の受益権が複層化されている場合は、収益受益権の給付を維持する必要から、信託財産を処分して元本受益者へ信託財産を給付することが禁止されます。

不動産信託において、信託財産を構成する資産の処分が満期まで禁止される場合、承継受益者が生前に於いて信託給付を受ける機会が全くないままに権利が消滅するのであれば、その権利の価値はありません。これに対して、持ち株信託において、承継受益者が信託給付を受ける機会が全くないとしても、受託者に対する株式の議決権行使の指図権を有する場合は、これにより会社の支配権を維持することできるので、その権利には価値があります。特定の承継受益者の権利に価値がないとしても、その受益者の子や孫に対してその受益権が承継されるのであれば、その者から、遺留分侵害による減殺請求を受けるリスクが少なくなります。

2. 相続税評価

相続税法では、受益権を適正な対価を支払わないで取得した場合は、受益者がその信託財産に属する資産・負債を取得したものと見做されるので（相続税法9条の2第6項）、信託財産の評価額と受益権の評価額に常に一致します。

受益者連続型信託の受益権で「収益に関する権利が含まれているもの」は、特例により、その期間その他の制約はないものとみなされ（相続税法9条の3第1項）、その評価額は信託財産の全額となります。

平成19年度税制改正により創設されたこの特例に関する財務省の解説は、委託者から受益者A、B、Cがそれぞれの死亡を原因と

して、順次に受益権を取得する事例を取り上げています。この場合、Aが委託者から信託財産100の受益権を取得し、その後に信託財産の給付を50受けて、これを費消し、その後に死亡して、その受益権が消滅した。そこで、Bが残余財産50の受益権を取得し、これを費消し、死亡し、その受益権が消滅した。その後、Cがなお残余する財産20の受益権を取得した。

この特例では、通常の相続と同じく、受益権を取得した時点での受益権の評価額を基礎に課税し、その後の受益権の消滅リスクを加味しません。つまり、その受益者が費消することが可能である評価額の全額に対して課税します。未費消の財産が後継の受益者に残るとしても、その額が現時点では幾らになるかわからないので、受益権の評価額からこれを控除することができません。この事例で言えば、委託者の死亡時点でAは収益に関する権利が含まれる権利を有します。Aは元本も取り崩して給付を受けることができるので、その受益権評価額は100です。これに対してB及びCの権利は、委託者の死亡時点では、条件付きであり、AがB及びCのために残す金額がわからないので、B及びCは受益者としての権利を現に有しないことになり、結果としてその受益権の評価額は零となります。

さて、相続税法9条の3は受益者連続型信託の類型として、この事例（信託法91条）を含む多様な信託の類型を含みます。そこで改正相続税法は承継受益権を「収益に関する権利が含まれているもの」と表現したようです。相続税基本通達9の3-1は個人の受益者が受益者連続型信託の収益受益権の全部を取得した場合は、その権利の価額は、信託財産の全部の価額と、またその元本受益権の全部を取得した場合は零と、解釈しています。なお、収益受益権と元本受益権の関係は、前者が消滅し後者を取得す

るわけではないので、両受益権が連続する関係にはありません。

3. 特例の適用があるかどうか疑問な事例

遺言代用信託の委託者が死亡し、その信託行為の定めに従って孫Aが収益受益権を取得し大学卒業まで収益の給付を受け、孫Bは元本受益権を取得し、孫Aの大学卒業後の信託の満期に元本の給付を受ける事例を取り上げます。この受益者連続型信託では、Aは元本に対する権利がもともとなく、元本部分はAの費消可能な額ではないので、改正税法の解説が信託財産の全額課税の根拠とする「受益権の消滅リスク」がありません。Bは、委託者の死亡の時点で、元本に対する権利を取得し、その受給額が現時点で確定しているので、受益者としての権利を現に有します。もし、委託者の死亡の時点でAに対して信託財産全額について課税し、信託満期にBに対して更に全額の課税をすると、元本部分をAとBの両方に二重に課税することになってしまいます。またAはその受給額よりもその納税額が上回るリスクがあります。

この事例では、AとBの受ける経済的な利益の額があらかじめ決まっているので、受益権を複層化しないで、代わりに普通の受益権（収益と元本の両方に権利がある）をAとBに取得させることもできます。この場合はもともと委託者の有していた受益権を複層化せずに分割するにすぎないので、元本部分の二重課税がありません。しかし、相続税法9条の3を形式的に適用すると、Aの権利にも、Bの権利にも「収益に関する権利」が含まれているので、両方の受益者に対して信託財産の全額について課税することになります。そうすると、受益権の評価額の合計が信託財産の評価額を超えることになってしまいます。

（高橋倫彦 民事信託活用支援機構理事長）

民事信託支援のポイント ～その1～

この12月で民事信託活用支援機構が設立され1年が経過しました。会員組織の専門家協議会の活動は4月よりスタートし、専門研修を4回、ワークショップを5回実施しました。

この1年で実際に民事信託の設定をサポートされた会員もいらっしゃると思いますが、民事信託は信託の設定のみならず設定以降の支援も必要となります。財産管理の専門家ではない家族等が受託者となる民事信託では、信託開始後の受託者への支援と信託期間中に起こりそうなことを想定した民事信託の設定が非常に重要となります。

以降数回にわたって石脇が担当する号では、民事信託支援について実務面でのポイントについて書かせていただきます。その第1回は、信託設定前の支援についてです。

信託設定前

高齢な親の資産管理や資産承継において民事信託を活用する事例は今後増えていきます。高齢な親の資産を年少者の家族等が受託者となり資産管理することは大変有効です。しかし信託を契約してさえしまえば、あとは問題なしという訳にはいきません。信託したことにより将来問題を生じさせてしまうこともあり、信託の設定には十分な配慮が必要です。

信託の仕組みを検討する際、実務においては、以下のことを依頼者より確認し、信託設定のための重要情報とします。①家族構成、②委託者となる方が所有する資産（信託しない資産も）とその状況、③相続税シミュレーションなどが試算されているか（相談を受ける人が税理士等の資格者でない場合、依頼者の税理士と連携することが必要です）、④登記簿（不動産）、⑤定款や株主構成（信託財産が自社株の場合）、⑥信託財産が不動産で収益物件の場合は、その不動産の管理状況、修繕実績と修繕積立の状況、賃貸借契約の内

容、付保する損害保険の内容、⑦依頼者の生命保険の付保状況。

上記のデータを集め、依頼者とその家族に関するカルテを作成することが必要です。場合によっては一覧表のようなものを別途作成する必要もあります。実際に信託設定に関わっていくとそのデータ量はかなりのものとなります。そして、これらの実務を行っていくと、依頼者の準備していなかった又は気づいていなかった課題・問題点を発見することができ、信託以外の対策もあわせて検討する必要が生じてきます。その際、依頼者のライフプランニング、タックスプランニング、資産承継計画など幅広く対応する能力が求められ各専門家の連携が必要になります。

民事信託活用支援機構の専門家協議会会員は、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、ファイナンシャルプランナー、信託の実務に詳しい者など様々な専門領域を有する方々が会員となっています。そのため、会員どうしの連携も可能となります。

依頼者と信託財産に関するデータも必要ですが、依頼者以外の家族の考えもヒアリングすることを欠かすことはできません。依頼者の信託を設定するため、依頼者とのみ面談し実務を進めていくことが多いと思われそうですが、受託者となる家族も交えたミーティングを行うことも心掛ける必要があります。

信託開始以降は、受託者が信託財産の管理を行います。委託者が管理していた不動産を信託財産とする信託の場合、委託者がどのような作業を行ってきたかの実務を、受託者が予め知っておくことが必要です。そして受託者がそのような事務（信託財産の管理のための信託事務）を行うことが難しいようであれば、その事務については外部の専門家に委託することを検討することも必要です。

（民事信託活用支援機構理事 石脇俊司）

預金当然分割判例の変更（最高裁 H28. 12. 19）とその影響

昨年 10 月 25 日号のニュースレター（以下「既報」と表記）で触れた事案について、噂どおりに年内判決がされました。預金当然分割についての最高裁判例が変更となりました。

いささか予想外の、普通預金も定期預金（判例の事案はゆうちょの定期貯金）も全部遺産分割の対象という 180 度の判例変更です。

既報においては、従前の「当然分割」の根拠や実質的妥当性に疑問を呈しましたが、他方で、現在法務省の法制審議会家族法部会で検討されている改正においても、当然分割を前提としつつ不都合を是正するといういわゆる「乙案」が有力視される状況でした。

ですから、最高裁の判例変更も、当然分割を前提としつつ、事案の具体的状況に鑑み、預金を遺産分割の対象にしなくては著しい不公平がもたらされるという特段の事情のある場合は、遺産分割の対象となる、特段の事情があるかどうか審理せよと差し戻す、というものになるのではないかと想像していましたが、思い切り 180 度の判例変更でした。

その理由付けには、投資信託等の遺産分割対象の拡張の延長線上にあるかのごとく、預金債権に伴う預金契約上の契約上の地位などを引き合いに出して結論を導いていますが、要は、昭和 29 年最判に盲従してきた（というか、既報のとおり昭和 29 年最判の射程自体そんなにあるのかかねて疑問でしたが）のをようやく改めた、というふうに感じます。

これまでの実務、講学上の議論が、批判精神もなく、不合理な結論を無批判に受け容れてきたのが明らかになった感じがします。

最高裁が偉いのではなく、これまでの不合理な実務を放置してきた実務家、論ずべき点を論じてこなかった学者のふがいなさのツケを、仕方なく最高裁が支払った、とでもいいのでしょうか。

実務が大きく影響を受けます。混乱も必至です。そして・・・この結果、遺言代用信託の有効性が際立つこととなります。

預金が遺産分割の対象となるということは、遺産分割の協議・調停・審判がまとまるか、一部分割や払戻自体に相続人間の合意が成立するのであれば、預金を引き出せないということですが。

従前の「当然分割説」は、この点の不都合を重視し、預金等の金銭債権を遺産分割の対象とすることに躊躇してきました。

配偶者などの被相続人の預金に依存していた相続人の生活上の必要性や、相続税納税などのための資金引出に、当然分割説は有利に働き、払い出しに応じない金融機関に対しても訴訟を提起して判決を得れば上訴までせずに支払ってはもらえました。

しかし今後は、金融機関は払い出しに応ずることはできません。

遺言を書いて、遺言執行者に払い出し権限を認めても、遺言無効が争われたり、遺言の内容によっては遺留分減殺が行われると、遺言執行者に払い出すのも無理になります。

これについて、圧倒的に強力な解決は遺言代用信託です。

第二次受益権の所在・割合によっては遺留分減殺の可能性は排除できませんが、とりあえず受託者の判断で第二次受益者への給付は可能です。

そして、信託銀行の遺言代用信託においては遺留分についてナーバスにならざるを得ないだろうと思われるのに対し、民事信託の場合は受託者の責任においてとりあえず給付をしてしまうことは可能です。

この判決の結果、遺言を超える相続対策として信託の重要性が注目されると思われます。
(伊東大祐・専門家協議会副会長)

預金当然分割判例の変更

(最高裁H28.12.19) その2

前号(伊東副会長)に続けて預金当然分割判例の変更(最高裁H28.12.19)を取り上げたいと思います。とても重要な判例変更ですのでご了解ください。

相続税の基礎控除が従前の6割に減額されたため、平成27年度は前年度に比べて課税対象が倍近くに増加しており、相続税支払いは他人ごとではありません。しかるに、今回の判例変更により、相続した預貯金の払戻しを受けるには相続人全員の同意か遺産分割の完了が必要になり、相続税納付の資金準備に問題が生じる可能性が高まりました。仮に、遺言を作成して遺言執行者を定めていても、遺言の効力の争いや遺留分侵害の争いによって支障が出ることは、前号で伊東副会長が指摘したとおりです。

そこで、この問題を回避できる遺言代用信託の利用に注目が高まります。現に、筆者が入手した広告は、「××相続信託」(管理報酬無料・元本保証)というもので、「出入金停止解除までの手続きが面倒」→「スムーズに受け取れたわ」というアピールでした。受益者は明記されていませんでしたが、相続の発生で終了する設計でしたので、自益信託で開始して帰属権利者を指定するものではないかと思われます。

ところで、当該判例変更は、他の可分債権にも及ぶのでしょうか?この点、最判の多数意見は、預貯金契約の性質・性格を分析して「預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められている。」とし、また、「普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異なるというべきである。すなわち、預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人

全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」として解される。」としていますので、預貯金とは性質の異なる他の可分債権については、本判決の射程外になるのではないかと考えられます。

なお、鬼丸かおる裁判官の補足意見では、「①相続開始後相続財産から生じた果実、②相続開始時に相続財産に属していた個々の財産が相続開始後に処分等により相続財産から逸出し、その対価等として共同相続人が取得したいわゆる代償財産(例えば、建物の消失による保険金、土地の売買代金等)、③相続開始と同時に当然に分割された可分債権の弁済金等が被相続人名義の預貯金口座に入金された場合も、これらの入金額が合算された預貯金債権が遺産分割の対象となる(このことは、果実、代償財産、可分債権がいずれも遺産分割の対象とならないと解されることと矛盾するものではない。)」とされています。

また、大橋正春裁判官の補足意見では、「可分債権を含めた相続開始時の全遺産を基礎として各自の具体的相続分を算定し、これから当然に分割されて各自が取得した可分債権の額を控除した額に応じてその余の遺産を分割し、過不足は代償金で調整するという見解」に立ったうえで、「被相続人の入院費用や相続税の支払いに窮するといった事態が生じるおそれがあること」を指摘して多数意見に賛成できないとされています。いずれにしろ、今回の判例変更は従前の解釈を様々な場面で変更させていく可能性があるものであり、その影響を見定めていくことが大切だと考えられます。(山口正徳・民事信託活用支援機構理事)

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

Member's

2017.2.10

民事信託活用支援機構

No.21

民事信託の受託者マニュアル

資産家が自己の財産をその家族のために設定する信託を「家族信託」と言い、受託者を委託者の家族等の身内の者とする信託を「民事信託」といいます。民事信託型の「家族信託」は今後大きく発展することは予想されます。しかし、身内の者が受託者になる場合は、金融監督当局の監督がないので、受託者の業務が安易に流れ、信託法が定める忠実義務や分別管理義務等が守られない危険性があるので、自己規律が必要です。そこで民事信託活用支援機構は昨年、健全な民事信託の発展を目指して「危ない民事信託の見分け方」を執筆し、警鐘を鳴らしました。民事信託の受託者の義務や事務処理については最近、これを詳しく解説した本が出版されています。

しかしながら、民事信託の受託者は、信託業務の専門家ではありません。受託者としての知識や経験が不足するだけでなく、受託者の事務に時間と労力を割くこともできません。現在出版されている解説本はいずれも立派な内容ですが、民事信託の受託者にはレベルが高すぎます。これらの本は、家族信託のコンサルティングを行う専門職のためのものであって、民事信託の受託者のためのものではありません。民事信託の受託者に関しては、一方ではこれを疎かにできない義務があり、他方では簡便な事務処理を必要とするといった、二律背反する要請があります。この要請にどのように応えていったら良いかは難しい問題ですが、当機構では民事信託の受託者が実行可能なマニュアルの執筆を計画しました。

家族のために設定する「家族信託」はそれぞれの家族の資産状況、家庭環境等の事情が異なるので、信託の設計がオーダーメイドになります。その受託者の業務の内容や義務の程度はそれぞれの家族の事情により異なります。新信託法においては、こうした家族信託の事情に対応し、

発行・編集

一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024

<http://www.shintaku-shien.jp/>

信託行為の定めにより、受託者の権限に制限を加え（同法26条）、その善良な管理者の注意義務を軽減することができる（29条）ことになりました（任意法規化）。

受託者の義務をどこまで軽減できるかは、信託目的如何です。自益信託と他益信託、受益者が家族の場合と他人の場合、受益者が少数の場合と不特定多数の場合、信託財産が金銭の場合と不動産の場合、信託期間が短い場合と長期にわたる場合等の信託の設計により、おのずと異なります。

受託者の業務は自己執行が原則ですが、これを信託行為の定めにより第三者に委託することができます（28条）。受託者の帳簿等の作成・保存の義務は免除することができませんが、これを税理士等の専門家に委託すれば、民事信託の受託者の事務負担を軽減し、かつ適正な事務を行うことができます。民事信託の受託者は時間的にも能力的にも事務処理ができないことが多いので、当機構としては民事信託の受託者に対し、積極的に専門家への委託をお勧めし、適任者を紹介したいと考えます。なお、一人の受託者では事務負担が重い場合は、信託行為の定めにより受託者を複数にし、それぞれの受託者にその職務を分掌させることができます（80条）。

しかし、受託者の裁量にかかる業務を第三者に任せることはできません。また、受託者は受益者のために忠実に信託事務を処理しなければならない（30条）ので、忠実義務を軽減することはできません。受託者は信託財産に属する財産を固有財産に帰属させる行為等、受益者の利益と相反する行為をすることはできません（31条）。ただし、信託行為にこれを許容する旨の定めがあるときには例外的に許容される場合があります。当機構の民事信託の受託者マニュアルは受託者の業務を法務と実務（総論と各論）に分けて解説します。（民事信託活用支援機構 理事長 高橋倫彦）

民事信託支援のポイント ～その2～

前回に続き、民事信託設定前に、民事信託の支援者が行うべきことについて述べていきます。

前回の支援のポイントは、①委託者より委託者の家族に関する情報や信託する財産の重要情報を取得すること、②聴きだしたデータを整理し、カルテを作成すること、③依頼を受けた専門家のみで検討せず他の専門家との連携を心掛けること、④委託者が信託する財産についてどのように管理してきたかを聴き、信託後の受託者の事務に備えること、などについてそのポイントを書きました。

(前号は、<http://www.shintaku-shien.jp/activities/46.html>、を確認ください)。

信託検討時の依頼者とのコミュニケーション

実務では、資産を所有する方が高齢のため、所有者本人ではなく、その家族から相談を受けることがあります。家族関係や資産の状況に関する情報を家族から聴くことはできますが、民事信託の設定者である委託者は、その家族ではありません。きっかけは家族でも、相談を受け検討を始める初期の段階で必ず本人と会い、ご本人のお考えを聴くことに努めることが重要です。本人の意思無くしては、信託契約に定める信託目的も受益者の定めも行うことができません。

依頼者が高齢の場合、その依頼者への説明資料は、十分に配慮する必要があります。なるべく専門的な用語を使わずに説明できるよう図などを駆使します。資料の大きさもA4サイズではなく、A3サイズにして読み取りやすい大きさにすることなど配慮が必要です。

面談を重ねていくことで、依頼者の課題を理解し明らかにします。面談の都度、面談記録を作成し、その記録を依頼者や関係者と共有しながら次のステップへと進んでいくことが重要です。

面談の回数が増えていくと、依頼者との信頼関係が生じてきます。相談を受ける専門家・実務家は依頼者の信頼を得て、依頼者の本音を聴きだせるよう心掛けます。依頼者の心の声が信託の設計には欠かすことができません。

一方、依頼者への思い入れだけで信託を検討すると、いわゆる『危ない信託』を生み出してしまふことがあります。例えば、事業承継を目的とする信託の場合、後継者に株式(議決権)を集中して承継する信託の仕組みを検討しますが、その信託を作り出すことにより、委託者の資産承継において不利となる人が生じることもつながります。信託を設定したために、将来、委託者の家族の相続においてもめ事を生じさせる原因を作らぬよう、多くのことを配慮して仕組みを検討していきます。他の家族への配慮として、遺言や生命保険などの他の制度もあわせて検討していきます。こういったことから、民事信託の設計者は高いスキルが求められます。

委託者や信託について相談を持ち掛けた家族とは何回もコミュニケーションを重ねますが、その他の家族とも、信託の設定前にコンタクトをとっていくことを心がけます。信託に直接関わらない家族の考え方や意見に触れる機会を作り、検討した仕組みが受け入れられる家族関係であるか、相談を受けた専門家・実務家は肌間隔で確かめます。

相談され、まず依頼者から聴く第一次情報、聴いた情報を整理したうえで聴く第二次情報、第二次情報をふまえて法務、税務面を検討したうえでさらに聴く第三次情報、このようにして情報取得のためのコミュニケーションを積み重ね依頼者とその家族の関係を理解することが必要です。

石脇が担当する回では、石脇の経験をもとにした実務例として紹介させていただきます。(民事信託活用支援機構理事 石脇俊司)

残余財産の帰属と信託行為の定め必要性

信託が終了し、清算後の残余財産の帰属については、信託法 182 条の規定があります。そもそも信託財産について清算が行われた後の残余財産は、誰のものなのでしょう。

委託者の資産運用を目的とする商事信託においては、信託は委託者＝受益者のための自益信託が専らですから、当然残余財産も委託者＝受益者のものであると考えましょう。

民事信託においても、他益信託は設定時に贈与税の課税がされてしまうので、自益信託として構成しますので、やはり残余財産は委託者＝受益者のものと思われるでしょう。

この発想自体は誤りではないですが、信託は受託者に権利を移転するというものであることを忘れてはなりません。

受託者は受益者のために信託財産を管理運用するとしても、財産の法律的な帰属先は、あくまでも受託者なのです。

よって、清算後の残余財産の帰属は、その帰属先の規定がなければ、清算受託者に帰属したままとなってしまいます。

そこで残余財産の帰属についての定めが必要となり、信託法 182 条が規定されています。

信託法 182 条は、1 項で帰属先を「残余財産受益者」・「帰属権利者」と規定します。

ここで注意すべきは、どちらも「信託行為において…指定された者」であることです。

委託者が信託目的を定めて受託者に権利を移転するのが信託ですから、残余財産の帰属先もあくまでも信託行為の定めに従う訳です。

裏を返せば、信託行為にはこの残余財産受益者等についての定めが必要です。

この定めがない場合に備えて、182 条 2 項が規定されています。同項の規定は、「信託行為に…指定する旨の定めがあったものとみなす」と少し変わった作りになっています。

これは、残余財産の帰属はあくまでも信託

行為の定めによるべきものであり、法律が強制するものではないという思想の表れでしょう。帰属先は、「委託者又はその相続人その他の一般承継人」です。信託財産はもともと委託者が抛出したものですから、残余財産の帰属先の定めがない場合は、委託者に戻すというのが一番素直な意思表示であるからです。

そして、この規定によっても帰属先が定まらない場合は、182 条 3 項により、清算受託者に帰属するものとされます。受託者が信託財産の帰属先になるというのは奇異な感じもしますが、決まらない以上無主の財産を生じさせる訳にもいかず、形式的な帰属先である清算受託者にそのまま帰属させることとなっている訳です。

このように、残余財産の帰属については、信託行為に必ず定めておくべきものです。

ニューズレター3 号（山口理事）でも触れられていますが、後見制度支援信託の契約書には残余財産の帰属についての規定がないものもあり、遠藤英嗣弁護士などはこれを批判しています。

委託者は被後見人で、その死亡終了時には、182 条 2 項により被後見人の相続人に帰属するので問題になることはあまりないでしょう。

しかし、被後見人に相続人がない場合国庫帰属ではなく 182 条 3 項で受託信託銀行に帰属することになってしまうのでないか、相続分の指定遺言があるときに残余財産の帰属割合に当然に及ぶのか、相続人間の財産の分割は遺産分割手続か共有物分割手続か、残余財産の給付請求権について遺産分割手続が要するのか等、種々の疑問があり、民事信託を構成するときには、信託行為にはっきりした規定を置いておくべきものと思われる。

（伊東大祐・専門家協議会副会長）

『信託財産責任負担債務に関する概論』

現在、民事信託活用支援機構では「受託者マニュアル」の出版を準備しています。そこで、今回は、主として受託者による信託事務によって発生する信託財産責任負担債務に関する概論を述べてみます。

信託財産責任負担債務とは、「受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう。」と定められています（信託法第2条9項）。信託財産は、形式的には受託者に属しますが、実質的には受益者のために管理・処分されるべきものですので、原則として、受託者の債権者による信託財産に対する強制執行は禁止されています（信託財産の独立性）。ただし、信託財産責任負担債務については、信託財産が本来負担すべきものですので、債権者は信託財産に対して強制執行ができます（信託法第23条1項）。かかる信託財産責任負担債務の範囲については、信託法第21条1項で規定されており、受益債権（1号）に係る債務、信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利（5号）に係る債務、信託事務の処理について生じた権利（9号）に係る債務などが挙げられています。

また、受託者が信託財産のためにする意思で行為を行ったとしても、法人格という意味での法的効果の帰属主体はあくまで受託者になります。信託財産が法的効果の帰属主体となるわけではないという点で、信託は法人の場合とは異なるのです。したがって、信託事務に基づく債務は、受益債権等の例外（信託法第21条2項）を除き、信託財産と固有財産とがともに責任財産となり、債権者は受託者の固有財産に対しても強制執行できることとなります（信託法第21条2項の反対解釈）。

ところで、委託者における賃貸不動産の

建築資金等のための借入金は一般に当該賃貸不動産に対して設定された抵当権によって担保されていますが、この被担保債権に係る債務は、「信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利（信託法21条1項2号）」に係る債務として当然に信託財産責任負担債務になるわけではないと考えられます。たしかに、既に抵当権が設定されている不動産につき信託行為によって当該不動産が信託財産となった場合における当該抵当権は、上記の「権利」に当たるとされています。しかし、「権利」に係る債務の権利と債務は表裏一体の同じ法律関係を指す用語であるところ、抵当権の被担保債権は必ずしも抵当権の実行だけによって弁済されるものではなく、抵当権と抵当権の被担保債権に係る債務とは表裏一体の法律関係とはいえません。また、仮にこれを肯定すると、当然に他の信託財産までが抵当権の被担保債権の責任財産となることを認めることとなりますが、この帰結は合理的ではありません。

したがって、抵当権の被担保債権に係る債務を信託財産責任負担債務にするためには、「当該債権に係る債務を信託財産責任債務とする旨の信託行為の定め（信託法21条1項3号）」が必要であると考えられます。

なお、信託の対象となる財産は積極財産に限られ、消極財産（債務）自体が信託財産に含まれるものではありませんので、信託行為において信託財産責任負担債務とする旨の定めがある場合においても、それだけで債務移転の行為が生じるわけではなく、民法の一般原則に従った債務引受の手続きをとることが必要であると考えられます。

（民事信託活用支援機構 理事 山口正徳）

民事信託支援のポイント ～その3～

ニューズレター第18号、22号に続き民事信託の支援者（以下、支援者といいます）が実務でどのようなことを行うかについてのテーマとします。前2号は、信託を設定する際、信託の仕組みを検討するために委託者からの情報の取得等について書きました。今回は、信託設定時の受託者への支援についてです。

民事信託は素人受託者による財産管理

民事信託を検討する際、一番重要でかつ難しい問題は受託者の選定です。委託者に信託のニーズがあっても、適任の受託者がいなければ、民事信託を実現することができません。そのため、支援者は、委託者から信託設定のための目的（信託のニーズ）や財産の状況を聴きだすとともに、親族内に受託者となりうる人がいるかを把握しなければなりません。

委託者等からの情報により、受託者候補を選定することができたら、早いタイミングでその受託者候補者を交えてミーティングを行うことが必要です。

筆者の経験から、委託者の子を受託者にしたという委託者の意向があっても、実際にその子に会って話しを聴くと、親の資産の状況や内容についてほとんど把握していないということがよくあります。信託を検討する時点で親（委託者）の資産の状況を知らなくても、信託設定後、委託者から受託者に移転する資産について、その候補者が受託者として管理することへの心構えを持つことができれば、その候補者は、民事信託の受託者としての条件を満たせると考えます。しかし、民事信託では、受託者はあくまでも信託事務については素人です。支援者は素人受託者が行う信託事務でも十分にその民事信託が機能するよう仕組みの検討を行います。信託事務のチェックリストを予め作り、その項目を素人受託者でも実行できるよう信託事務を明確にし、

定期的にかつ継続的に業務できるようにします。また、専門的な信託事務については外部に委託する仕組みとします。

信託設定前に受託者が資産状況を把握

信託設定後、受託者は、長期にわたって信託財産の管理をすることとなるため、まず、これまでの委託者の資産管理状況を把握します。例えば、信託財産が賃貸マンションなどの収益物件の場合、①登記情報の確認、②賃貸借契約状況の把握、③修繕計画、④前回の修繕の時期とその内容、⑤敷金・修繕積立金の保管状況など対象財産について把握します。

支援者は、委託者より聴きだした上記の情報を受託者が理解できるよう必要に応じて信託財産となる資産の管理状況について一覧表にまとめ受託者が理解できるようにします。

3者による信託契約書の読み合わせ

信託契約の当事者は、委託者と受託者です。両者が信託契約の内容を全て理解しなければなりません。信託会社や信託銀行等の業者が受託者となる信託（いわゆる商事信託）では、信託を引き受ける受託者が信託契約を作成します。そして、信託業法には、信託設定時に受託者が、委託者に対して信託契約の内容を説明しなければならないという定めがあります。一方、民事信託では、法律の専門家が信託契約書を作成します。そのため、委託者と受託者の両者は信託契約の内容をすべて把握していないことがあります。委託者、受託者、支援者の3者で信託契約を読み合わせ、委託者と受託者が信託契約を理解できるように支援することが必要です。

石脇が担当する回では、民事信託を安定させるために支援者が行うべきことについて、引き続きテーマごとに取り上げていきます。

（民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司）

日本の受益者連続型信託と米国の配偶者控除を利用する信託

企業オーナー等の資産家は、その重要な資産を後の世代に連綿として承継させたいと願います。受益者連続型信託はそのために有用ですが、日本の場合、受益者連続型信託の税制が厳しく、その利用が進みません。今回レターでは、米国において、受益者が連続する場合の課税の取り扱いがどうなっているかを知るために、「適格期限・条件付権利資産 (Qualified Terminable Interest Property) 信託」 (QTIP trust) を紹介します。

1. 日本の受益者連続型信託の課税

一次相続において受益者連続型信託の収益受益権を相続した場合は、収益受益権の相続税評価額が信託財産の価額の全額とされます。生存配偶者の場合は原則的に相続財産の半額は配偶者控除の適用を受けることができますが、加重な税負担であることは否めません。更に二次相続においては元本受益者が信託財産の価額の全額について課税されます。

2. 米国の遺産税および贈与税

米国では被相続人 (decedent) の死亡に伴う相続人への財産の移転に対する課税は、被相続人の遺産財団 (estate) に対して行われます。総遺産には被相続人が死亡時点で権利を有していたすべての財産が含まれ、これから、配偶者控除 (marital deduction) 等を控除して課税遺産額 (taxable estate) を算出します。贈与の場合は贈与者に課税し、配偶者控除等を控除して課税贈与額を算出します。

米国では、配偶者控除額が日本と異なり無制限ですから、この利用が相続対策の鍵となります。

3. 期限・条件付権利に対する配偶者控除の適用の制限と特例

収益受益権等の期限・条件付権利 (Terminable Interest) は、原則として遺産税及び贈与税の配偶者控除を受けることができません (内国歳入法 2056 条 (b) (1)、2523 条 (b)

(1))。しかし、一定の適格要件を備えた場合

は特例として配偶者控除を受けることができます。

3. 適格な期限・条件付権利資産の要件

配偶者控除が特例として認められる要件は、生存配偶者がその期限・条件付権利により資産から発生する全ての収益を生涯にわたって年一回以上受領し、かつ、生存配偶者以外の者が受益者指定権を有しないことです (同法 2056 条 (b) (7) (B) (ii), 2056 条 (f) (2)、(3))。この要件を具備した適格な信託を「適格期限・条件付権利資産信託」と言います。

4. 生存配偶者の死亡時の遺産課税

配偶者控除の制度は、生存配偶者の生活保障の為に、遺産税または贈与税の課税を同配偶者の死亡まで延期することが目的ですから、同配偶者が死亡した時は、同配偶者が有していた期限・条件付権利は消滅しても、なおその信託財産が同配偶者の総遺産に加算されて課税されます。(同法 2044 条)。

5. 期限・条件付権利資産の事例

例えば、夫が設定した受益権複層化信託において、その妻に生涯の収益受益権を、その弟に元本受益権を付与する場合、収益受益権が非適格の場合は、一次相続で配偶者控除の適用がないので信託財産全体に対して遺産税が課税され、妻と弟は受益権を取得します。二次相続では妻の収益受益権は消滅するので課税されません。これに対して適格の場合は、一次相続で配偶者控除が適用できるので課税されませんが、二次相続で信託財産全体に遺産税が課税されます。

6. 日米の類似点と相違点

収益受益権承継の課税は日米共に信託財産の全額ですが、米国では収益受益権が適格か非適格かにより一次または二次の 1 回の相続課税にとどまるのに対し、日本では受益者連続型信託の場合、一次と二次の両方で相続課税されます。世代飛び越えに対しては米国では世代飛び越し税で対応します。日本では相続税額の加算ではなく、受益者連続型信託の税制で対応しようとすると、税負担が加重になってしまいます。

(民事信託活用支援機構理事長 高橋倫彦)

信託と遺留分2

信託も遺留分による制限を当然に受けるというのが通説的見解ですが、具体的に遺留分減殺請求権を行使する際にどう考察していけばよいのでしょうか？トラス未来フォーラムの論文集で能見先生の論文（財産手承継信託処分と遺留分減殺請求）を読みましたので、その概略を報告いたします。まずは、遺言信託です。

まず、民法1031条は「遺贈及び前条に規定する贈与」を減殺請求の対象と定めていますが、これを無償処分一般に拡張解釈するのが通説的見解ですので、信託設定は遺贈でも贈与でもありませんが、一般の生前信託か、遺言代用の生前信託（受益者が信託利益を享受するのを委託者死亡時とし、委託者が受益者変更権を有する信託）か、遺言信託かによって、贈与、死因贈与、遺贈と同様に扱われます。

では、信託設定のどの部分が遺留分を侵害するのでしょうか？

例えば、被相続人Zに相続人として2人の子ABがおり、Zが遺言で全財産1億円相当を信託し、Aに生涯毎月30万円の給付を受けることができる受益権を与え、Aが死亡したら信託は終了し、残余財産はAの子Cに帰属するとします。Bは、遺留分額の2500万円まで被相続人がした財産処分の減殺を請求できます。

信託行為減殺説では、信託設定行為そのものが遺留分を侵害したと考え、遺留分侵害の範囲で信託行為の効力が否定され、その結果受託者への信託財産移転の効力も否定され、受益権も、常にではないが、信託財産と連動するような受益権は否定されます。

信託財産が時価1億円の不動産であれば、B(1/4)と受託者(3/4)の共有となり、これによって信託目的が達成できなくなれば信託は終了するが、一般には信託財産が減少しただけでは信託目的達成不能とはならないので、信託は存続します。

減殺請求の相手方は、信託行為の当事者（ないし直接の相手方）である受託者となります（もっとも、信託の利益を享受する受益者も手

続きに参加できるようにすべきです。）。

これに対し、受益権減殺説は、Aへの受益権の帰属だけが減殺対象になると考え、信託設定行為も信託財産も影響を受けることなく、Aに帰属した受益権がBの遺留分侵害の範囲で割合的にBに移転します。この説は、詐害信託において信託を取り消せない場合の解決（信託法11条5項）と同様の処理を認めるものです。減殺請求の相手方は、受益者です。

たしかに、受益権減殺説は、減殺請求の影響を最小限にとどめる点で魅力的ですが、Aの受益権の1/4がBに移転することでBの遺留分額（2500万円）に達するのかが疑問です。仮に、Bに移転した受益権が元の受益権の性質を引き継ぐとすると、Bが取得するのはAの死亡を終期とする受益権です。では、Aの受益権を1億円と評価できるのでしょうか？受益権の評価が問題となります（徴収の便宜に基づく税法とは異なり、経済的価値を基礎に考えるべきです。）。

仮に、Aについて予想される寿命が残り15年だとすると、Aの受益権の経済的価値は5400万円（＝30万円×12×15）にすぎず、その1/4をBに移転しても、その経済的価値は2500万円に満たない。すなわち、Aが享受できなかった部分は帰属権利者Cに帰属するのであり、経済的評価としてはAの受益権の経済的価値が信託財産全部に等しくなるわけではありません。

能見先生自身は、信託行為減殺説に立ち、信託債権者、受益者、受託者が受ける影響は限定的である。また、遺留分制度は、被相続人の処分行為（贈与・遺贈）を完全かつ排他的に否定するものではなく、遺留分権利者に遺留分に相当する財産を確保できればよいのであって、受益権発生も信託行為の効力の一部であるから、減殺請求者が、信託行為の一部である受益権帰属の効力だけを否定して受益権の移転を選択することも認められる。さらに、信託財産の中に金銭がある場合、受託者は、信託目的の遂行のために、金銭による価額賠償（民法1041条）をすべきであるとされています。

（民事信託活用支援機構 理事 山口正徳）

民事信託支援のポイント ～その4～

ニューズレター第18号、22号、25号（以下、前3号といいます）に続き民事信託の支援者（以下、支援者といいます）が実務でどのようなことを行っていくかを記すシリーズです。今回は、信託契約締結時の委託者・受託者への支援についてです。

信託契約締結時の支援

前3号に記載したこと（委託者の要望を聞き財産の状況を確認する、要望をふまえて委託者の家族の状況も考慮し信託の仕組みを検討する、その前工程をふまえた後に法務の専門家が信託契約書案を作成する）の工程を経て、いよいよ信託契約の締結となります。

信託を業とするいわゆる業者の信託では、信託締結時に委託者に信託契約の内容を説明し、信託契約締結時の書面交付をしなければならないと信託業法に定めがあります（信託業法第25条、26条）。委託者保護のため、信託の目的や信託財産の管理又は処分の方法など法定事項を受託者が委託者に説明します。民事信託は、信託業法の適用外ですが、信託契約締結後、信託を正常に機能させるために、委託者と受託者が信託契約の内容を正しく理解していなければなりません。信託契約書があるため、あらためて締結時の書面を作成する必要はないのかもしれませんが（信託契約書の読み合わせだけでよいのかもしれない）、民事信託は、財産管理においては素人の家族等が受託者を務める信託です。信託契約時に委託者と受託者の両者がその内容をしっかり理解するような支援が必要となります。

支援者は、締結時書面の役割を果たす信託契約内容のまとめを作成します。信託契約後、委託者と受託者がこのまとめの書面を読み返すことで信託契約の内容を確認することができるよう表記を簡潔にし、必要事項を漏らさずに記載します。

公正証書作成の支援

信託契約書は、必ずしも公正証書とする必要はありませんが、金融機関での受託者口座の開設や受託者への債務者変更の手続きなどのために公正証書の作成が必要となるケースがあります。

その際も支援者の事前準備が欠かせません。委託者と受託者との間での契約のため、委託者と受託者が公証人に連絡し、公正証書作成の準備を進めればよいのですが、委託者と受託者はそのような手続きに全く慣れていないのが通常です。

そのため、支援者が、公証人と事前に連絡をとり、委託者と受託者の依頼のもと、公正証書作成のための準備作業を行うことが、実務では必要となります。

支援者は、法律の専門家が作成した信託契約書案を予め公証人に説明し、問題点など修正すべき点などについての指示を受け、その後、委託者・受託者と法律の専門家と連携し、信託契約書案の修正を検討します（法律の専門家が委託者・受託者の支援業務を行っている場合、その専門家が直接公証人とコンタクトをとることとなります）。

検討した結果を公証人に説明する工程をふまえて、最終的に公証人が信託契約公正証書を作成します。

信託契約締結後

信託契約が締結されたら、信託財産を受託者に移転します。信託財産が不動産なら所有権移転登記と信託の登記、未上場の株式なら株主名簿の書換え、金銭なら受託者口座を金融機関に開設し、委託者が受託者口座へ金銭を送金します。信託財産の受託者への移転が完了しなければ、受託者が信託財産を管理処分できません。今回は信託財産の移転について支援のポイントについて記していきます。

（民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司）

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

Member's News

民事信託活用支援機構

2017.6.25 No.29

専門家協議会 会員ニューズレター

発行・編集

一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024

<http://www.shintaku-shien.jp/>

民事信託関係法令集

本年2月10日のニューズレター第21号において「民事信託の受託者マニュアル」を執筆中である旨を報告しました。この夏には遅ればせながらこの本を出版したいと考えております。この本の巻末には「参考法令」として、民事信託関係の法令を載せる予定です。最近出版された信託関係の本には、その巻末に信託法等の参考法令が載っているものがありますが、不十分です。法令を参照するときの定番は有斐閣の「六法全書」ですが、大部であり、重くて持ち運びに不便です。一般社団法人信託協会の「信託主要法令資料」は収録を信託関係法令に限定してハンディですが、商事信託関係の法令が多く、また税法が記載されておりません。株式会社ぎょうせいの「税法六法」は通達まで載っているのですが、税法の調べ物をするときには欠かせませんが、信託法が収録されていません。最近タブレットを使ってインターネット上の電子政府総合窓口の「法令データ提供システム」から、自分が参照したい法令を検索することができるので便利ですが、一覧性に欠ける不便さがあります。そこで、民事信託の受託者マニュアルの参考法令では、こうした不便さをなくすために、その内容を充実させることにしました。この試みが好評であれば、別冊の法令集として出版することも考えられます。

参考法令の収録方針

信託法関係の法令は民事信託関係の条文に限定し、商事信託関係の信託業法等は原則として省略します。受託者の業務に関係する民法や会社法等の一般法や不動産登記法は、民事信託関係の条文に絞って収録します。

税法については、所得税は受益者等課税信託の条文に、法人税は法人課税信託の条文に、相続税は信託関係の条文に限定します。また、これに関連する租税特別措置法、消費税法、登録免許税法等も収録します。更に教育資金贈与信託等の特定の信託商品関係の条文も収録します。

法令条文比較対象表

「六法全書」の主要法令には参照条文が記載されていますが、信託法には参照条文がありません。「税法六法」には法律の条文ごとに関係する政省令が続けて記載されていますが、通達の記載がありません。そこで、皆様が参照したい条文を検索するとき、便利なように、この参考法令に、法律の条文ごとに関係する政省令および通達の条文の「比較対照表」を載せることにしました。この表は関係する条文の番号と見出しを一覧表にしたものです。いわゆる三段表のように条文の文章は載せておりませんが、十分役立つものと期待しています。(民事信託活用支援機構 理事長 高橋倫彦)

遺言代用信託における帰属権利者と債務控除

メーリングリストにご質問いただいた論点です。

遺言代用信託が委託者＝受益者の死亡により終了した場合、信託債務は相続税課税上債務控除されるのでしょうか。

関連の規定は相続税法9条の2です。

委託者が土地を信託し、受託者がローンを組んでアパートを建てます。

委託者生前は、アパートの賃料を委託者が受け（自益信託）、委託者が死亡すると信託は終了し、土地・アパートは相続人の1人に取得させ、その人がアパートローンの債務も引き受けるものとします。

信託を利用せず、遺言でその相続人に土地・アパートを相続させ、債務を承継させることとしておけば、当然アパートローン債務は相続税課税上債務控除の対象となります（相続税法13条）。

遺言代用信託を利用した場合、土地・アパートを取得し、債務を引き受けることとされた人については、次のような規定があります。

まず、この残余財産受益者・帰属権利者は、信託行為の定めに従って清算受託者から権利を得るのであって、委託者から信託財産を相続するものではありません。

そこで相続税法は、9条の2第4項において、残余財産を受益者であった受益者等（＝本件では委託者）から遺贈により取得したものとみなします。

それでは債務はどうでしょうか。

9条の2第4項をよく見ると、同項は、信託財産であった財産を遺贈により取得したとみなしているではありません。

「残余財産」を遺贈により取得したとみなしています。

信託法上「残余財産」は、清算受託者が信託債権に係る債務・受益債権に係る債務の弁済をした後に残った財産です（177条・181条）から、当然債務は差し引かれているわけです。

よって、引き受けられるアパートローンの債務は、債務控除できると考えられます。

ただし、このような遺言代用信託の場合、清算受託者がローンを返済し、金銭で残余財産を給付することはむしろ例外でしょう。

信託契約に定めを置き、ローン債権者との別途の合意も必要ですが、土地・アパートは現状で後継者に引き継ぎ、債務も引き受けさせるという処理が通常です。

相続税法9条の2は、その第6項で、「当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなす」という規定を準備しており、これが適用になれば何の疑問もないのですが、この第6項は、「第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託」についての規定となっており、信託が終了した場合の第4項が含まれていないのです。

そうすると、果たして債務控除がされるのかがやはり疑問になってしまいますが、相続税の制度上債務控除されないという結論は考えにくいと思われま

す。これは、信託法が終了時には清算受託者による清算が行われることを前提とした規定しか置いておらず、民事信託によく見られる現状有姿での権利義務承継ということを想定していないため、相続税法もそれにならってしまったために生じた現象と思われま

(伊東大祐・専門家協議会副会長)

信託と遺留分3

5月25日付ニュースレターに引き続き、能見先生の論文（財産承継信託処分と遺留分減殺請求）からの報告です。今回は、遺言代用の生前信託（受益者が信託利益を享受するのを委託者死亡時とし、委託者が受益者変更権を有する信託）です。

遺言代用の生前信託は、効力の発生が被相続人（委託者）の生前である点で贈与に近いが、第三者への財産移転（受益権帰属）の効力発生が被相続人（委託者）の死亡時である点で死因贈与に近いとみられます。

例えば、被相続人Zに相続人として 後妻Aと先妻との間の子Bがいるところ、全財産について自己を受益者とする生前信託を設定し、自分の死後は後妻Aを受益者として多くの財産が行くようにしつつも、Zが活着している間は受益者変更権を留保するとします。Bが当該信託から全く利益を享受しない場合、Bは遺留分減殺請求権を行使できます。

まず、遺留分侵害はどの時点で発生するのでしょうか？この点、能見先生は、信託設定時にAは受益権を享受していないから、遺留分侵害はなく、Zが死亡してAが受益権を享受する時点において、Bは遺留分の侵害を受けるとしています。

次に、この場合に減殺される行為は何か？この点、能見先生は、信託行為減殺請求を前提にして、減殺請求によって信託行為の効力が否定されるが、信託設定時までは遡及せず、委託者死亡時以降に限り信託行為の効力が否定されるとしています。すなわち、第1受益者Z（委託者）に関する部分は減殺の対象となるべきではない。委託者が受益者である間の信託は遺留分を侵害しておらず、有効なものであり、信託行為のうち第三者（相続人を含む）を受益者とする信託の部分だけが遺留分を侵害すると考え、後に、遺留分減殺請求権が行使されても、遡及的に遺言代用信託設定時に遡り、委託者が受益者である間の信託の効力まで否定されるべきではない。遺留分減殺請求によって信託行為の効力が否定されるが、信託設定時までは遡及せず、委託者死亡時以降に限り信託行為の効力が否定される結果、遺留分減殺請求権が行使された後も、委託者死亡時点より前の信託財産の処分行為・利用行為などは全て有効として扱うという考えを提案しています。

さらに、後継ぎ遺贈型の連続受益者の定めがある場合はどうでしょうか？例えば、被相続人Zに相続人

として先妻との間の子X、後妻との間の子CとDがいて、Cには子E（Zの孫）がいるところ、全財産について自己を受益者とする生前信託を設定し、自分の死後はCを第2受益者、Dを第3受益者、Eを第4受益者とします。Xが当該信託から全く利益を享受しない場合、Xは遺留分減殺請求権を行使できます。

この場合、Cの受益権は「始期（Zの死亡）」と「終期（Cの死亡）」のついている受益権です。また、Dの受益権も「始期（Cの死亡）」と「終期（Dの死亡）」のついている受益権です。そして、CDの受益権は、信託設定時に期限付きの受益権として発生しているものであり、Zの受益権が順次CDと承継されるものではありません。とすれば、連続受益者の定めがある信託（遺言信託、生前信託の両方がある。）において、遺留分侵害の判断は、委託者死亡時に1回だけ行うのであり、第2受益者Cなど委託者以外の受益者の死亡時ごとに、毎回遺留分侵害の有無を判断するものではありません。なぜなら、連続受益者の受益権はすべて、委託者Zの設定した信託によって生じているのであり、先順位の受益者の死亡によって後順位の受益者に受益権が承継的に移転するわけではないからです。

そして、委託者が生前信託で設例のような受益者連続信託を設定した場合にも、能見先生は、委託者による信託設定から委託者死亡までの間は、信託は有効であり、遺留分減殺請求権の行使によっても効力を奪われない。その結果として、遺留分権者が否定できるのは第三者（相続人を含む）が受益権を取得する時点以降の信託行為の効力だけであるとしています。

因みに、受益権帰属説からすると、連続受益者のどこまでが減殺の対象となるのかという問題が生じ、減殺請求時にそれぞれの連続受益者の受益権を評価し、遺留分に充ちるまで減殺するという帰結になるようです。

筆者としては、信託行為減殺説を前提に「減殺請求によって信託行為の効力が否定されるが、信託設定時までは遡及せず、委託者死亡時以降に限り信託行為の効力が否定される。」という文言自体が非常に難解なのですが、とりあえず、委託者の死亡時から将来に向かって信託行為の一部が否定され、その結果委託者の死亡時から将来に向かって信託財産の一部が受託者に移転しないこととなり、遺留分権者に帰属するという意味に理解しています。

（民事信託活用支援機構 理事 山口正徳）

民事信託支援のポイント ～その5～

民事信託の支援者（以下、支援者といいます）が実務でどのようなことを行っていくかを記すシリーズ、今回はその第5回目です。信託契約締結後、信託財産を受託者へ移転するときの支援についてです。

信託財産の受託者への移転

信託財産は、委託者より受託者のもとへ移転します。受託者は、信託財産を自身の財産とは分別して、信託契約に従って管理します。

信託の登記又は登録をすることができる財産は、信託の登記又は登録をします。登記又は登録をすることができない財産は、受託者の固有財産と外形上区分することができる状態で保管します（信託法第34条）。実務上、金銭は、信託財産を管理するための専用口座の預金で管理していくこととなります。

信託財産ごとの移転の実務とその支援

●不動産

不動産は登記が必要な信託財産です。委託者から受託者への所有権の移転とともに信託の登記を行います。信託の登記は、所有権移転登記と同時にを行います。登記申請は、受託者を登記権利者、委託者を登記義務者とする共同申請です。手続きは、登記権利者と登記義務者の代理人として司法書士が担当します。

民事信託の支援者が司法書士の場合、信託に係る登記手続きは専門業務のため速やかですが、司法書士以外の者が支援者の場合、信託登記の実務経験のある司法書士と連携して信託登記等の手続きをします。手続きには司法書士の報酬が必要となりますので、予め手続きを依頼する司法書士に報酬額を確認し、委託者に伝えておかなければなりません。

信託に関する登記の登記事項は、不動産登記法に定めがあり（第59条、97条）、それに従い登記をします。第97条に規定する信託の登記の登記事項は、信託目録に記録します。

信託目録に記録する事項は、以下の通りです。

①委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所、②受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め、③信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所、④受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所、⑤信託法185条第3項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨、⑥信託法258条第1項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨、⑦公益信託に関する法律第1条に規定する公益信託であるときは、その旨、⑧信託の目的、⑨信託財産の管理方法、⑩信託終了の事由、⑪その他の信託の条項。

信託財産の管理方法など何を信託目録に記載する又は記載しないかは、委託者や受益者の状況により異なります。信託目録の作成は、実績のある司法書士の実務力が期待される場所です。

●金銭

信託財産となる金銭は、受託者の財産管理の実務として、信託財産管理専用の銀行口座で管理します。この専用口座は、いわゆる信託口座であることが望まれます。そのため、支援者は信託口座の開設を支援しなければなりません。しかし、信託口座について、現時点ではすべての金融機関で対応可能となっておらず、口座開設に制限があります。委託者や受託者となる者の取引金融機関で信託口座の開設が可能であるか？ 支援者は、受託者の金融機関との交渉を支援します。しかし金融機関は、口座開設の事務規定に定めのない対応は難しく、交渉しても口座開設できないことがあります。信託口座開設に対応する金融機関情報を予め収集しておくなど支援者の努力が必要です。

信託財産の受益者への移転手続き支援は次回に続きます

（民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司）

新信託税制における「みなし受益者」、「特定委託者」の税務

1. その定義と課税

「みなし受益者」は個人・法人所得課税において、「信託の変更をする権限を有し、信託財産の給付を受けることとされている者」です（所得税法13条1項、2項、法人税法12条1項、2項）。「みなし受益者」は受益者でなくても、受益者とみなして課税されます。また、「特定委託者」は相続・贈与課税において、「信託の変更をする権限を有し、信託財産の給付を受けることとされている者」です。「特定委託者」は受益権を取得しなくても、受益権を取得とみなして課税されます（相続税9条の2第1項、第5項）。

2. 旧信託税制

旧信託税制においては、受益者が特定または存在していない場合は委託者が信託財産を有する者として所得税または法人税が課税されました（改正前所得税法第13条1項、法人税法13条1項の各本文）。また、他益信託を設定した場合に、受益者が確定していない場合または受益者が特定または存在しない場合、もしくは停止条件付の権利の条件が成就していない場合は、依然として委託者が信託財産を有するとみなされました。（改正前相続税法第4条2項）

3. 「みなし受益者」、「特定委託者」の税務リスク

新信託税制における「みなし受益者」、「特定委託者」は多くの場合は委託者を意味しますが、旧信託税制より定義の範囲が広いので、受託者指図権者であってもこれに該当する場合があります。その場合これらの者が受益権を有していなくても課税されるリスクがあるので注意が必要です。

4. 福祉信託の税務の取り扱い

例えば、障害者等に対する療法費等の給付を目的とする信託において、受益者である障害者を保護するために、健常者である、受託者または指図権者（以下「受託者等」と言います。）がその裁量で障害者の療法費等の給付を行い、障害者が死亡し、信託財産が残った場合は、その残余財産は受託者または指図権者に帰属するものとされる場合、この受託者等がみなし受益者等になるかどうか。皆さんはどう思われますか。

⑦、受託者等の給付の裁量は給付額の変更とみるのか。そうだとすると、給付の裁量を信託の変更権限と考えるのか。この変更を信託目的に反しない軽微な変更とみるかどうか。

⑧受託者等は、みなし受益者になるとしても、給付を受けていないので担税力が無い。ならない場合は、障害者が所得税の申告納税をするのか。みなし受益者障害者への給付を信託元本の給付とみる場合は、障害者に所得税または贈与税はかからないのか。受託者等が障害者の扶養義務を負っている場合は、障害者への給付は扶養義務の履行ではないか。

⑨受託者等が特定委託者になるのか。ならない場合は、障害者が信託財産全体について贈与税を課されるのか。裁量権により信託給付を受けないリスクがあるとすれば、障害者が受益権を現に有している受益者と言えるのか。受託者等が特定委託者になる場合は、受託者等に贈与税が課税されるのか。両者がいない場合は受益者の存しない信託になるのか。

この問題の鍵は、「信託目的」であり、民事信託の先進国である米国の譲与者信託の税務が参考になります。紙面の関係で詳しくは、日本法令「家族信託実務ガイド第7号」をご覧ください。（民事信託活用支援機構理事長高橋倫彦）

民事信託と遺留分についての最新の動向

1 遺言代用信託と遺留分

生前は委託者自身を受益者とし、委託者死亡の際にその受益権を消滅させ、代わって第2次受益者が受益権を取得する遺言代用信託においては、第2次受益者とは別の相続人から遺留分減殺請求がされる可能性があります。

信託契約という生前の契約で定めたものであっても、死亡時に第1次受益権が消滅、第2次受益権が発生という、密接した関係にあるので、遺贈に準じて減殺の対象になるというのが定説で、学説上異論はありません。

生命保険契約に基づく死亡保険金請求権が、基本的に受取人固有の財産とされることにヒントを得て、信託すれば遺留分減殺を免れるという見解が一部実務家から唱えられていますが、第1次受益権と第2次受益権の関係は、保険料と保険金との関係よりはるかに密接ですので、遺留分減殺を免れることは困難です。

2 後継ぎ遺贈型受益者連続信託と遺留分

更に、第2次受益者死亡の際にその受益権を消滅させ、第3次受益者が受益権を取得すると規定する後継ぎ遺贈型受益者連続信託においては、第2次受益者から第3次受益者への変更については、第2次受益者の相続人から遺留分減殺を受けることはありません。これは、受益者の変更は、委託者＝第1次受益者と受託者のした信託契約の効果で、第2次受益者がする「贈与」「遺贈」も観念できないからです。この場合、委託者＝第1次受益者の相続において、①第2次受益者へのその死亡を終期とする受益権の遺贈、②第2次受益者の死亡を始期とする第3次受益者への受益権の遺贈が行われたものと解釈され、それらの価値（この算定が難しい）をみて、第1次受益者の他の相続人の遺留分を誰が侵害しているかを見ていくこととなります。

3 信託と遺留分についての諸説

信託と遺留分については、大きくは「信託行為説」と「受益権説」の両説が対立してい

ることが知られていますが、この点についての議論はいまだ決着を見ていません。

道垣内弘人東大教授が唱える受益権説は、受益権の帰属の不公平を遺留分減殺で修正するという考えで、民事信託の契約をデザインするときには、当該信託の行く末を見通しやすい魅力的な説で、この考えにたって検討された信託契約書がよく見受けられます。

しかし、学会の多数は信託行為説であり、その理論の堅牢性はなかなか揺らぐものではありません。

今年3月、トラスト未来フォーラム研究叢書「信託の理論的深化を求めて」が発刊されましたが、能見善久学習院大教授（信託法学会理事長）が「財産承継的信託処分と遺留分減殺請求」という論稿を寄せられました。

能見教授は、両説を「信託行為減殺説」「受益権帰属減殺説」と整理した上、減殺請求権の行使方法、減殺請求の相手方、減殺の効果などについて、詳細な検討をされています。

4 ポイントは受益権の評価か

能見教授の論稿を拝見すると、この問題を考えるポイントは、やはり受益権の価値の評価であると思われます。

遺留分対策として、委託者＝第1次受益者A、その子B・C、A死亡時にBに受益権の $\frac{3}{4}$ 、Cに受益権の $\frac{1}{4}$ を取得させる、Cの受益権はその死亡で消滅し、その分の受益権はBの子が取得するという契約例をよく見受けますが、CはAの財産について $\frac{1}{4}$ の権利を保障されてはいません。C死亡までの期間限定の権利であるからです。これをどう解決していくかは、今後の研究が必要ですが、受益権の割合を遺留分割合で与えさえすれば遺留分はクリアできるというものではありませんので、ご注意下さい。

（伊東大祐・専門家協議会副会長）

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's

News

2017.10.10 No.35

専門家協議会 会員 ニュースレター

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL: 03-3524-7258 FAX: 03-5259-8024
<http://www.shintaku-shien.jp/>

後見制度支援信託を組成しました！

この度、弁護士にとって身近な商事信託である後見制度支援信託を組成しましたので、その報告をさせていただきます。

後見制度支援信託は、信託銀行の信託商品であり、被後見人が委託者兼受益者となる自益信託であって、合同運用で元本補てん契約の付された指定金銭信託になります。

私の場合、既に親族後見人が就いている事件において後見制度支援信託を組成するための専門職の成年後見人（以下、「信託後見人」という。）として就任しましたが、成年後見事件の開始時点で信託後見人が就く場合の方が多ようです。

就任すると、家庭裁判所（以下、「家裁」という。）から「信託後見人の職務について」と題する書類と後見制度支援信託を提供している銀行一覧が交付されます。平成29年4月3日時点としては、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ信託銀行、りそな銀行、千葉銀行、中国銀行が掲げられており、契約時の信託報酬が無料の銀行が3行、契約時に162,000円（税込）の信託報酬が発生する銀行もあります。

信託後見人は、まず、信託利用の適否を検討します。私の場合、親族後見人に面談

し、預金通帳などの資料をいただき、裁判所のチェックリスト項目を確認して（遺言の有無は要チェックです！）、信託に適すると判断し、信託銀行・信託財産額・定期交付金の時期・金額を設定した報告書を家裁に提出しました。信託財産額は、信託外の預貯金が500万円以下になるように設定しますので、信託財産を5600万円、信託外の預貯金を300万円、定期交付金については3か月毎に30万円と設定しました。その後、家裁から私が設定したとおりの指示書が来ましたので、親族後見人の希望した三井住友信託銀行宛に後見制度支援信託の申込をしました。この申込は、郵送でも可能ですが、せっかくですので、本店営業部に出向いて契約を締結しました。契約の締結は、信託後見人が署名した申込書を銀行に提出し、銀行から申込書受入の署名がされた申込書の控えが指定金銭信託約款を含む約款規定集とともに返送されてきて完了します。この間に当該後見制度支援信託専用の口座が準備されており、契約締結完了と同時期に、銀行から信託財産の振込先口座を指示されるので、当該口座宛に信託財産を振り込むと、銀行から金銭信託通帳が送られてきます。これで、信託後見人の職務は完了しますので、家裁に契約書（＝受入署名済の申込書控）及び通帳の各写しを提出し、家裁の許可を得て

辞任します。その後、契約書(＝受入署名済の申込書控)及び通帳を親族後見人に引き渡し、引継書に署名をいただき、その引継書を家裁に提出します。

ところで、後見制度支援信託は、被後見人の死亡により終了しますが、帰属権利者の指定はありません。銀行担当者の説明では、「終了時点における相続人に対する信託財産の交付は、残余財産の問題ではない。被後見人の死亡により受益権が相続人に相続されており、相続された受益権に基づく交付である。」とのことでした。ここでいう受益権は、契約解除の際の元本受益権のようなものだそうです。

しかし、後見制度支援信託は、通常の指定金銭信託とは異なり、特約によって被後見人＝受益者の死亡により信託が終了します。既に終了しているのに、相続後の相続人による解約終了という説明はできません。終了後の清算では、残余財産給付の前に、残余財産の給付を除く受益債権にかかる弁済は行われますが(信託法第177条・第181条)、後見制度支援信託では契約中の自由な解約が認められているのではなく、受益者に対する信託財産の交付は、契約締結時に決められた定期交付金と家裁の指示書に基づく随時交付に限定されており、受益者の財産保護・生活の安定という信託目的に照らし、これらの受益債権は死亡による信託終了で消滅するはずで

です。実際に、銀行は、死亡による信託終了時点で存在する信託財産を現金化し、所定の手数料等を控除した残額を交付します

が、これは正に残余財産の給付ととらえざるを得ないと思います。すなわち、定期交付金や家裁の指示書の基づく随時交付に係る受益債権は消滅し、その他に何か相続の対象となる受益債権を想定できないのです。仮に、被後見人が死亡しても1年間は信託が終了せず、その間に、信託財産全額の給付を指示する裁判所の指示書が出されるのであれば別論ですが。

とすれば、残余財産の帰属権利者の指定に関しては、民法に基づく相続人・相続分の指定に従う(相続人が存在しない場合には、最も親等の近い親族を指定し、全く親族が存在しない場合には国を指定する。)といった規定を設けておいた方が良いのではないのでしょうか？

皆様の忌憚のないご意見をメーリングリストなどにご投稿いただけますと幸甚です。

(民事信託活用支援機構

理事 山口正徳)

民事信託支援のポイント ～その6～

民事信託の支援者（以下、支援者といいます）が実務でどのようなことを行っていかを記すシリーズ、今回はその第6回目です。

信託契約を締結し、信託財産を委託者より受託者に移転した後、受託者は信託終了までの間、信託契約に定めた信託事務と信託法に定められた受託者の義務を果たしていくことが求められます。これまでも何回か記してきましたが、民事信託は財産管理の専門家でない者（いわゆる素人受託者）が財産管理を行う制度です。そのため素人受託者は、信託の仕組みを検討し設定をサポートした者（以下、民事信託の企画者、といいます）の継続的な支援を必要としています。

一方、民事信託の実務では、民事信託の企画者が受託者を継続的に支援しているケースは少ないと思われます。信託を設定したらあとは受託者に任せておけばよい、と民事信託の企画者が考えているとは思えませんが、残念ながら、受託者への支援についてその実行例についてほとんど聞いたことがありません。民事信託の企画者の業務は、信託の企画と設定に加え、受託者への継続的な支援が欠かせないと筆者は考えています。

受託者マニュアルの提示

本稿では、筆者の受託者支援の業務について簡単に書かせていただきます。

民事信託の設定に関わらせていただいたとき、筆者は、必ず受託者に受託者マニュアルを提示するようにしています。受託者として、信託法上行わなければならないことについてチェックリストを作成します。チェックリスト記載の項目について、受託者が業務を行えないときは、外部の方に委託することをお勧めします。委託先には、委託する業務の内容についても説明します。

受託者は、何を行わなければならないのかわかっていないため、チェックリストは受託者を支援するうえで必須のアイテムとなります。受託時にすること、定期的に行うこと、不定期だがある事由が生じた場合行わなければならないことなどを項目にしてチェックリストを作成します。特に、受託者が行わなければならない受益者への報告と計算書類の作成については、外部への委託も検討します。外部への委託は委託者や受益者と長く付き合いのある税理士の方にお問い合わせすることが多いのが現状です。

筆者のこれまでの経験から、チェックリストで行うべき項目を提示した場合、受託者がその業務の多さに辟易するようなことに出くわしたことはありません。むしろ、この範囲はしっかり責任としてその業務を果たすという心構えを持っていただくことができ、チェックリストは有効です。

「民事信託 受託者の実務」の出版

このたび出版された「民事信託 受託者の実務」（日本法令）では、受託者の実務にそのテーマを絞ってその解説を行っています。民事信託に関わる方には、是非、お読みいただきたい書籍です。

民事信託活用支援機構の理事メンバーである法律の専門家や信託の実務家が、信託法で定められている受託者の義務などについて解説しています。筆者は、そのなかで受託者業務のチェックリストを担当しました。ステージごと（信託設定前、信託設定時、信託設定後）に受託者の行うべき業務について個々にそのリストを掲載しています。リストは基本的に筆者が業務で使用しているものを掲載しています。書籍のために作成したというより、実務をベースにした情報としてお役に立てればと思っております。

（民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司）

一般社団法人信託協会の税制改正要望

平成 30 年度の税制改正要望は以下の通りです。

1. 主要要望項目（（1）と（4）は継続要望事項）

- （1）事業承継における信託の活用：中小企業の事業承継の円滑化のために非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度を信託株式に対して適用。
- （2）教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化：本特例措置の適用期限（平成 31 年 3 月末）を廃止し恒久化。
- （3）結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化：本特例措置の適用期限（平成 31 年 3 月末）を廃止し恒久化。
- （4）企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃：企業年金基金の給付を維持するため。

2. その他の要望項目（家族のための信託の関係のみ。すべて継続要望事項。（4）は金融庁がその他要望項目として支持）

- （1）特定寄付信託：金銭に限らず有価証券や不動産等を信託し、株式の配当や信託内で処分した場合の譲渡益を非課税とする。また地方の大学等を支援し地域の活性化を図る観点から、特定寄附信託の寄附先に国公立大学等を追加する。
- （2）個人が保有するインフラ事業への投融资等を行う信託の受益権について税制優遇措置

- （3）特定障害者扶養信託の適用対象者に中軽度の身体障害者を本制度の対象に加える
- （4）信託受益権が質的分割に分割された受益者等課税信託（受益権複層化信託）の課税関係を明確化：信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする。
- （5）受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直す：受益者連続型信託に適用される税制が負担付遺贈による場合と比して不利にならないように、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする一定の信託を特例の対象から除外。
- （6）受益者単独の不動産信託について損失算入制限措置を廃止：信託方式も他の方式と同様に事業のリスクを全て受益者が負担するにもかかわらず、信託を利用した場合についてのみ損失算入が制限されることは著しく権衡を欠くため。
- （7）非営利型目的信託について、非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置。
- （8）公益信託について公益社団法人等に劣後することが無いように税制上の措置。

今後の税制改正のスケジュールは、政府の税制調査会の審議の後、与党の税制調査会が改正案を審議し、年末までに与党の税制改正大綱として発表されます。

民事信託活用支援機構理事長 高橋倫彦

事業承継への民事信託の活用と他の制度

1 事業承継への民事信託の活用の3類型

中小企業の事業承継に民事信託を活用したケースには、次の3つの類型があります。

第1は、経営者の高齢化等により事業経営の実権を今の段階で渡したいが、後継者には自社株の有償譲渡のための余裕資金がなく、また、無償譲渡すると多額の贈与税が生じてしまうようなケースです。この場合は、後継者に自社株を信託し、後継者が受託者として株主権を行使して会社経営を行うものの、剰余金の分配という株式からの受益権を従前の経営者に残し、贈与税が生じないようにする（後に死亡時に相続税で処理する）ようにします。

第2は、自社株以外に見るべき資産がないが、相続人が多数いて、後継者以外の相続人に遺留分相当分を承継させると議決権が分散し、後継者の会社経営の自由が阻害されるようなケースです。この場合は、自社株を後継者に信託し、他の相続人には剰余金の分配を内容とする受益権を与えることにして、意思決定は後継者が集中して行えるようにします。

第3は、将来株価が高騰しそうで、相続税負担が重くなることが予想されるとき、まだ株価が低い段階で後継者予定者に株を贈与して敢えて贈与税で処理する必要があるが、まだ後継者予定者には会社を任せられないというケースです。このような場合には、後継者予定者に株を贈与すると同時に経営者に逆に信託させ、株主権は経営者が行使し、剰余金の分配を受ける受益権のみ後継者予定者に残すようにします。自益信託ですので、後継者予定者から経営者への逆信託には贈与税は課税されません。

これらのスキームは、受託者が株主として議決権を行使するという方法で意思決定権の所在を解決していますが、受け皿の受託者を準備して（コストを払うなら商事信託でも構いません）、その受託者への指図権を所要の者に持たせるという方法もあります。

2 他の制度との比較

(1) 中小企業経営承継円滑化法

円滑化法の仕組みは、株式の後継者への生前贈与という方法を前提とした上で、遺留分制度による意思決定権分散を回避するため、家庭裁判所が「除外合意」「固定合意」を許可するという仕組みを基礎にしています。経産大臣の確認・家裁の許可という手続を要するほか、そもそも**推定相続人全員の合意**がなければなりません。信託の場合、**委託者＝現経営者と受託者＝後継者等の合意のみ**で仕組みが作れますので、その点が最大の違いです。

また、円滑化法の仕組みは株の生前贈与が前提ですので、納税猶予を受けられることが必要ですが、これには事業継続や雇用維持等の条件が課せられています。信託を活用した場合は、敢えて贈与税を払うパターンを除き、相続時に相続税で処理することとなり、事業承継税制のような前提条件がありません。反面、事業承継税制の対象は生前贈与に限られ、信託には適用されませんので、信託の場合は納税の猶予・免除などはありません。

(2) 種類株と遺言の併用

後継者への意思決定権の集中のために、経営者の生前から種類株を発行し、遺言により後継者に意思決定に関わる種類株を承継させ、後継者以外の相続人には意思決定に関わらない種類株を承継させる方法もあります。

この方法と民事信託活用の違いは、民事信託活用の場合は経営者の生前からの実権委譲が可能で、経営者の後見リスクへの対処（例えば、意思能力喪失後の第二次指図権者や受益者代理人の指定など）も同時にできるのに対し、種類株方式では経営者の生前の後見リスク対策が別途必要な点があります。承継問題と経営者の後見リスクへの同時対処が可能な点が、信託方式の大きなメリットといえます。

（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

・生命保険を活用した暦年贈与について

11月28日の専門研修では、『民事信託を活用した暦年贈与について』お話をさせていただきましたが、その資料は届いてますでしょうか？今回は、その時に少し言及しました『生命保険を活用した暦年贈与について』の情報をお届けいたします。

一括贈与あるいは「定期金給付契約に関する権利(基本債権)」の贈与とみられないため、すなわち、毎年の暦年贈与課税の対象とするためには、原則として①毎年、都度の贈与契約を締結し、②その贈与契約に基づいて金銭などが受贈者に交付されることが必要になります。ただし、たとえ①毎年、都度の贈与契約が締結されなくても、相続税法に基づくみなし贈与が認められるのであれば、①贈与契約締結の点が補完され、暦年贈与課税の対象することができます。

『民事信託を活用した暦年贈与』では、相続税法第9条の2第2項(無償で新たな受益者が存するに至った場合)に基づくみなし贈与を利用するスキームについて話をしました。これに対し、『生命保険を活用した暦年贈与』では、相続税法第5条(保険料を負担することなく保険金を受け取り又は返還金を取得した場合)に基づくみなし贈与を利用するスキームになります。

概略、『生命保険を活用した暦年贈与』は、大きく、2つのタイプに分かれます。まずは、受贈者を受取人に指定して保険金を給付するタイプ(仮に「受取人指定型」とし

ます)があります。これは、相続税法第5条第1項に基づくみなし贈与を利用するスキームです。次に、保険契約の契約者を変更したうえで新しい契約者が保険金の減額を行うタイプ(仮に「契約者変更型」とします)があります。これは、相続税法第5条第2項に基づくみなし贈与を利用するスキームです。

受取人指定型では、まず、贈与者が保険料一括払いで保険契約を締結します。保険の内容は、死亡保険金に加えて、毎年の生存給付金が支払われるものです。生存給付金では、毎年の決まった時期に被保険者が生存していることを保険事故として受取人からの請求に基づいて保険金が支払われます。生存給付金の受取人は1名のみで、3親等以内の親族に限られる商品とされており、給付の金額を変更することはできません。国税庁に対する事前照会によれば、生存給付金の支払事由は、生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時における被保険者の生存であるため、生存保険金の支払請求権は、毎年の保険年度の満了時にその都度発生することになります。言い換えれば、生存保険給付金の受取人は、毎年の保険年度の満了時までは、生存保険金について何ら権利を有しません。・・・生存給付金については、・・・毎年の保険年度の満了時における被保険者の生存という支払事由(保険事故)の発生の都度、受取人が保険料負担者(保険契約者)から贈与により取得したものとみなし、贈与税の

課税対象になるとの見解で差し支えないとされています

次に、契約者変更型でも、まず、贈与者が保険料一括払いで保険契約を締結します。保険の内容は、死亡保険金のみのようなです。契約締結後に、契約者を受贈者に変更します。そのうえで、新しい契約者(受贈者)が毎年保険金の減額(=一部解約)を行い、返戻金を取得します。受取人は1名のみで、3親等以内の親族に限られる商品ではないかと思われます。生命保険契約について契約者変更があった場合の国税庁の回答要旨によれば、相続税法は、..保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的に意義のあるものとは考えておらず、..したがって、契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありません。ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されるとされています。

いずれも、保険契約締結の後は、贈与者の意思表示等の関与なくして受贈者に対する金銭の交付が実現できる点に特徴があります。したがって、受取人の制約や臨機応変な時機・理由・金額にこだわらないのであれば、使い勝手の良い保険商品だと思います。逆に、贈与の時機・理由・金額について臨機応変な基準を設けておきたい、あるいは、受贈者を福祉団体にするのであれば、民事信託の活用、あるいは、毎

年都度の贈与契約の締結を考えなければならぬと思われまます。

今回筆者が検討した保険商品は、受取人指定型で2種類、契約者変更型で1種類ですが、もっと多くの保険商品があるのかも知れません。もしご存知でしたら、情報をお知らせいただくと助かります。

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事)

民事信託支援のポイント ～その7～

■法定調書の作成の支援

新たな年を迎えしばらく経った後、筆者は必ず、「昨年、お客様の信託の設定を支援したが、その信託に関して法定調書の作成は必要か?」といった内容の質問を受けます。

信託の受託者は、一定の場合を除き、信託に関する法定調書の作成及び提出が必要です。

家族が受託者を務める民事信託では、いつ、どのようなときに法定調書の作成・提出が必要かを、信託設定の支援者が、あらかじめ把握し、その作成を受託者に促す、又は支援する必要がありますと筆者は考えています。

受託者が作成しなければならない調書は、「信託の計算書」それに伴う「信託の計算書合計表」、「信託に関する受益者別（委託者別）調書」それに伴う「信託に関する受益者別（委託者別）調書合計表」の4つです。民事信託であっても受託者は、これらの調書を適正に提出しなければなりません。

●「信託の計算書」

信託の受託者は、その信託に係る受益者等別に、その信託の計算書を、税務署長に提出しなければなりません（所得税法第227条、所得税法施行規則第96条）。

受託者が信託会社等以外の家族が務める（民事信託）場合、「信託の計算書」の提出期限は毎年1月31日です。提出不要な場合があるものの、信託の計算書は必ず作成するといった心構えを受託者は持つことが必要です。

各人別の信託財産に帰せられる収益の合計額が3万円以下の場合（例えば、自宅を信託財産とするような場合）は、信託の計算書の作成・提出は不要です。

信託財産が収益不動産などで一定の収益がある場合、必ず「信託の計算書」の作成と提出が必要です。1年間の収益を12月末に締め、そのわずか1か月の間に前年1年間の信託財産の収益と費用を把握しなければならなら

いたため、受託者は事前の準備が必要です。

信託計算書の記載事項は、確定申告書類とは異なります。書式は別途ご確認いただくとして、①信託の収益の内訳、②信託の費用の内訳、③資産及び負債の明細を記載する書式等となっていますが、信託財産の減価償却額を記入する欄はありません。そのため、受益者の所得税申告は、信託の計算書を作成しただけでは算出できません。別途、通常の税申告の作業をする必要があります。

「信託の計算書合計表」は、信託の計算書を信託財産の種類別に合計したものにより記載します。

●「信託に関する受益者別（委託者別）調書」

調書の作成・提出事由は①効力発生時、②受益者変更時、③信託終了時、④権利内容の変更の時の4つです。この調書は、受益者の相続税や贈与税を捕捉する意味合いで作成すると理解しておけばよいと思います。受益者に相続税や贈与税が課税されるタイミングには必ず調書の作成が必要であると理解しておくとうよいでしょう。

提出は、提出事由が発生した日の属する月の翌月末日までとなっています。また、受託者の引き受けた信託について、受益者別にその信託財産を評価した価額が50万円以下の場合、提出の必要がありません。

●調書提出の受託者実務として

他益信託の設定や、相続等により受益者が変更となった際には「信託に関する受益者別調書」の作成と提出が必須なこと（信託財産の評価額が50万超の場合）。信託財産が収益物件である場合（年間3万円超の収益の場合）、「信託の計算書」を毎年1月31日までに提出する必要があることを受託者業務のチェックリストに載せておくとうよいでしょう。

（民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司）

受益者連続型信託の受益権評価その2

2016年12月10日号のニュースレターでは受益者連続型信託の受益権評価の問題を米国の適格期限・条件付権利資産信託(QTIP trust)を参考に検討しました。本号では、この問題を米国の譲与者信託の遺産税制を参考に再度検討します。

1. 収益受益権の相続税評価：

受益者連続型信託の収益受益権の相続税評価は信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は付されていないものとみなされます(相続税法9条の3)。この相続税評価方法の特例を受けて、収益受益権の相続税評価額は信託財産の全額とされます(相続税基本通達9の3-1)。しかし、収益受益権は、一定の期間しか収益に対して権利が無いので、信託財産の全額に係る相続税の担税力がありません。財務省は、この特例を制定した平成19年度税制改正の解説において、跡継ぎ遺贈の課税の特例の理由は述べていますが、この評価方法の特例の理由は何ら述べていません。

2. 米国の受益権相続に対する課税

米国では、被相続人が終身の収益受益権を持っている信託は譲与者信託とみなされ、被相続人がその受益権にかかる信託財産に対して支配権があると見なして、その信託財産をその総遺産に加算します(内国歳入法2036条(a))。

この米国の税制を念頭に置けば、日本の受益者連続型信託の収益受益権の相続評価方

法の特例を理解することができます。日本には米国のような譲与者信託の税制はありませんが、財務省は、受益者連続型信託の収益受益者は信託財産を支配し、これを保有しているとみなして、譲与者信託と同様に課税することにしたのでしょう。

3. 日米の税制の相違：

しかし、米国は遺産課税方式ですから、遺産財団には信託財産全額に対する遺産税の担税力があります。また、遺産税を支払えば相続人の収益受益者も元本受益者も再度課税されることなく信託財産を受領できます。これに対し、日本は遺産取得課税方式ですから、遺産取得者の収益受益者が信託財産全額に対して相続税が課税されるので、担税力の問題が発生します。また、収益受益権の消滅後に元本受益者が受領した信託財産に対して再度課税されるので、信託財産が2回課税されることとなります。単純に2分割された信託受益権が2名の相続人に相続される場合には、信託財産が分割されて課税されるので、信託財産全体としては1回しか課税されないのに対し、なぜ、複層化により2分割された信託受益権が2名の相続人に相続される場合には信託財産が2回も課税されるのでしょうか。米国の譲与者信託の遺産税制を日本に取り入れることは良いとしても、これを取り入れる場合は、日米の課税方式の相違から発生する問題の調整が必要ではないでしょうか。なお、詳しくは今月に出る日本法令『家族信託実務ガイド』第8号をご覧ください。

(民事信託活用支援機構理事長 高橋倫彦)

・信託と債務 その1 法務の点から

1 はじめに

昨年10月31日、当機構『民事信託 受託者の実務』（日本法令）出版記念セミナーでは「徹底検証 民事信託における『債務』」と題して講演・パネルディスカッションを行いました。専門家協議会会員各位には多数ご参加いただき、民事信託における昨今最もホットな話題である債務の問題について、多方面からの有益な議論を行うことができました。

その後他の団体の企画や、出版物でもこの信託と債務の問題がとりあげられており、この問題の重要性がますます明らかになっております。

信託と債務については、問題は多岐に亘りますが、今回はまずその法務面での問題を扱います。

2 モデルケース

ある資産家が、相続税対策も兼ねて自己所有地にアパートを建てていました。

建築資金は銀行でアパートローンを組み、土地と建てたアパートにアパートローンの抵当権を設定し、アパートの賃料収入でローンの返済をしています。

高齢化してきた資産家は、アパート経営が負担となってきたので、この際信託を活用して長男にアパートを信託したいと考えています。

3 アパートローン＝負債は信託の対象にはならない

新信託法の制定が検討されていた当時、アパート経営のような資産と負債が一体化した事業自体を信託の対象とできないかが論じられ、「事業信託」というような概念も語られました。

しかし、信託は対象となる信託財産＝積極財産を受託者に移転して種々の目的を達するものであり、それにまつわる負債＝消極財産については、債権者という第三者が関わりますので、委託者の一存で負債を付け替えることはできません。

結局、新信託法も、信託はあくまでも積極財産である信託財産についての制度として組み立てられました。信託法2条1項の信託の定義においては、信託とは、「財産の管理又は処分及びその他の当該

目的達成のために必要な行為をすべきものとする」と定義されています。

とはいうものの、モデルケースのような場合、受託者である長男が積極財産であるアパート建物・敷地を受託し、これを管理して賃料を収受するだけに止まり、負債の返済は委託者である高齢の資産家が行うのでは、受託者による管理の魅力は半減します。

できれば負債の返済も受託者において管理してもらい、また、必要に応じて借換を行ったり、賃貸資産自体の処分も含む資産の組み替えなども、受託者において機動的に実行して貰えれば助かります。

4 信託と債務引受をセットにした「事業信託」は可能

信託は、上記のとおりあくまでも積極財産である信託財産の管理処分等についてできるものですが、債務については信託外で信託財産の受託者である者がこれを債務引受することは可能です。この債務引受をセットで行えば、あたかも資産と負債を一括して受託者に移転して管理させているかのような仕組みが実現できます。

また、債務引受には、従前の債務者が債務を免責される「免責的債務引受」と、従前の債務者も引き続き債務を負う「併存的（重疊的）債務引受」があり、後者は従前の債務者（信託財産についての委託者）と新たな債務者（信託財産についての受託者）の合意のみで効力が生ずることとされていますので、債務引受の合意は信託契約と同時に一本の契約書で合意することもできます。

その結果、アパート経営事業自体について、資産も負債も一括して「信託」したかのような契約書も作成が可能なので、安易にそういう契約書を作成するケースもままあるようです。

5 積極財産についての信託と、債務引受に関する合意の区別の必要性

しかし、信託法の定める信託は、あくまでも信託財産という積極財産についての制度です。

債務引受の内実をもつ合意を同一の契約書に盛り込むことは可能ですが、それぞれの契約の法的性

質は違っており、注意が必要です。

例えば、純粋な信託契約については、信託の変更は、基本は契約当事者である委託者・受託者と、信託の利益を受ける受益者の三者合意ですることとされています（信託法 149 条 1 項）が、一定の場合にはこの三者合意の必要性は外されています（同条 2 項）。

しかし、債務引受についての合意が、この信託法の規定に依拠して行えるかということ、債務引受についての合意は信託契約ではないので、そういう訳にはいきません。

既存債務の引受、その弁済、借換等について将来的な変更の必要性が想定される場合は、その状況に従って、変更が可能になるような準備が必要であり、おそらくそのような場合については債権者も加わったすり合わせが必要であろうと思われます。

このように、債務の扱いもセットにした「事業信託」的なスキーム作りは可能ですし、試みる意味は十分にありますが、積極財産の信託とは別の配慮が必要であることは見落としてはなりません。

6 信託契約の側で対処すべき点

(1) 信託財産責任負担債務とする定め

モデルケースのように既にアパートローンが組まれていた場合、信託財産とされるアパート建物・敷地には既に当該ローンの債務を担保する抵当権が設定されています。

この抵当権は、信託法 2 1 条 1 項 2 号の、「信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利」ですから、その被担保債務は「信託財産責任負担債務」になりそうなものですが、実はそうではありません。抵当権は、その対象物件について物的責任を負わせる権利ですから、アパートの土地建物について抵当権を実行し、あるいは物上代位の規定によって当該アパートの賃料債権を差し押さえることはできますが、全ての信託財産が被担保債権の責任財産になるとは考えられません。

たとえば、一つの信託契約で、アパートの建物・敷地を信託の対象とするとともに、高額の金融資産も信託の対象とした場合に、その金融資産もアパートローンの責任財産となるというのは行き過ぎと思われる。

とはいうものの、信託後の賃料が集積した預金などがあった場合にはどうでしょうか。この点を論じた議論は見当たりませんが、信託法 2 1 条 1 項 2 号の権利は抵当権であり、その権利に照応する義務は物的責任であると考えらるなら、やはりすでに別個の財産になった当該預金は当該抵当債務の責任財産

にはならなさそうです。

この点を解決するには、信託法 2 1 条 1 項 3 号の信託財産責任負担債務とする定めを置くことが考えられます。

従前のアパートローンの債務を、同号の信託財産責任負担債務とする定めを置けば、賃料がプールされた預金もアパートローンの責任財産になりますし、他に信託に供された金融資産なども当該ローンの責任財産になります。

この信託法 2 1 条 1 項 3 号の定めは「信託行為の定め」とされているので、信託契約で定めないとしないことに注意が必要です。

既存のローンのある案件で、後に信託契約をした際に、この定めを忘れていたケースが見受けられますが、後にこの定めをしようとした際には、既に委託者が認知症になって信託契約の追加的合意ができないケースもあります。また、この事後の「信託契約の定め」は、性質上は信託の変更にも該当すると思われるので、信託の変更の要件も満たす必要があると思われます。

(2) 信託財産責任負担債務とする定めの意味とその他に必要な定め

以上の点に配慮して、既存債務を受託者が引き受け、これを信託財産責任負担債務とする旨を定めるところまで配慮することは、相当に普及してきているようです。

しかし、必要な定めはこれで足りている訳ではありません。

「信託財産責任負担債務」とする、ということは、当該信託財産が当該債務の責任財産となる、ということですが、当該債務の弁済が受託者の信託契約上なすべき義務となる、ということとイコールではないのです。

たとえば、モデルケースにおいて、資産家が知人の保証人となり、アパート建築後知人の破綻で保証債務を負い、債権者と話し合ってアパートを抵当に供して、保証債務をアパート収入から分割弁済していたとします。

信託をした後も、同様にしたいのが関係者の通常の意味でしょうが、この保証債務を信託財産責任負担債務とした、というだけでは、受託者がアパート収益からこの債務の弁済をしていいのかどうか分かりません。

返済が滞った際に、保証債権者は信託財産に対して強制執行はできるでしょうが、これと受託者がアパートの収益から保証債務の分割弁済をしていいのかどうかは別の問題です。

信託契約としては、当該債務の弁済が受託者の権

限の範囲内であることが明示された条項を設けておくべきです。

(3) 信託法は信託財産の法

信託法は、積極財産である信託財産についての規律をした法であるということを冒頭に述べました。

信託財産責任負担債務、という概念も、まさに積極財産である信託財産を引き当てにしようとする債権を定める概念であり、当該債務自体の弁済等について触れるものではありません。

受託者が、信託財産からの収益＝新たな信託財産を、特定の債務の弁済に処分できるかどうかは、「信託財産責任負担債務」とすれば当然であるとまでは言えません。

積極財産の法である信託法において直接規律しない債務についての規律は、漏れがないように、別途綿密に規定しなければならないことに、注意が必要です。

7 債務についての受託者の権限と信託行為

(1) 以上のとおり、積極財産についての「信託」の制度において、受託者が債務をどう扱えるかについては、自明とは言えません。

信託財産が責任財産になるかどうかについての概念である、「信託財産責任負担債務」とする旨の信託行為の定めをしたからといって、それで受託者がその債務についてなにをすべきかが明らかになる訳ではありません。

しかし、ある財産を信託に供し、信託目的を定めて受託者に一定の権限を与えた場合、その目的から当然に信託財産責任負担債務となる債務もあります。

信託法 21 条 1 項 5 号は、「信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利」に係る債務は信託財産責任負担債務と定めます。

例えば、賃貸不動産を信託に供し、物件の管理と賃貸経営を委ねた場合、当該物件の修繕についての契約により負担する債務（物件の管理についての費用）などはどうでしょうか。

修繕契約を締結したのは受託者ですから、受託者は当然修繕業者に対して契約上の債務を負いますが、このような「信託費用」は当然に信託財産から支出できるとされています（条解信託法 3 4 5 頁）。更に、「信託事務を処理するのに必要と認められる費用」（信託法 48 条 1 項）として、これを受託者が固有財産から支出した場合には信託財産から償還を受けることができますし、信託財産からの前払を受けることもできます（同条 2 項）。

しかし、前述のような、賃貸経営とは無関係の委託者が従前負担していた保証債務の弁済などについては、「信託事務を処理するのに必要と認められる費用」（信託法 48 条 1 項）と言えるかどうかは問題となり得ます。

ですから、どのような債務について、受託者が信託財産から弁済をなし得るかについては、綿密に規定しておくべきと思われます。

(2) 債務弁済についての受託者の権限についての規定を欠く場合

実際には、前記のとおり、ある債務を信託財産責任負担債務とする旨の規定は置かれているものの、その債務についての受託者の権限が明示されていない契約例がまま見られます。

信託目的や、他の受託者権限規定で、新規借入、借換なども含むような場合は、新規借入・借換債務についての弁済のみについて言及した条項はなくても、当然にその債務の弁済は信託費用の弁済として受託者の権限の範囲に属すると解釈はできるでしょう。

しかし、このように自明と言えない場合は悩ましいこととなります。

当事者の合理的な意思解釈で決めていくほかないこととなりますし、明示的権限規定がないから一切弁済ができないとまでいうこともないでしょうが、契約を組み立てていく段階においては、将来的な解釈問題を残さないように綿密な検討をしておくべきでしょう。

（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

・信託終了時点における登記に関する考察

今回は、昨年末以来悩んでいた登記及び登録免許税に関する考察についてお伝えしたいと思います。例えば、委託者が父、受託者が長男で土地を信託財産とする民事信託(自益信託)が終了する時、帰属権利者が受託者(長男)であった場合の話になりますが、終了時点において所有権者が変更しないという点がポイントです。

まず、信託の開始時点での登記及び登録免許税は次のとおりです。すなわち、委託者と受託者との共同申請で信託を登記原因とする所有権移転登記が行われ、同時に、受託者の単独申請で信託の登記が行われます。登録免許税に関し、自益信託ですので所有権移転の登録免許税は非課税で、信託の登記の登録免許税も、売買の所有権移転に比べるとかなり低額に抑えられています。

次に、信託の終了時点での登記及び登録免許税は、受託者(長男)と帰属権利者(母)が異なる場合であれば、次のとおりです。すなわち、受託者と帰属権利者との共同申請で信託財産引継を登記原因とする所有権移転登記が行われ、同時に、受託者の単独申請で信託登記の抹消が行われます(こちらの登記原因も信託財産引継です。)。登録免許税に関し、所有権移転の登録免許税は、通常の所有権移転と同等です。なお、信託登記の抹消の登録免許税は不動産1個につき1000円です。

では、受託者(長男)と帰属権利者(長

男)が同一であった場合にも、同じ登記手続き・登録免許税になるのでしょうか？信託財産(土地)に関する実体法上の所有権移転を観念できないが故に疑問が生じてしまうのです。

この点に関し、同じく実体法上の所有権移転を観念できない信託宣言においては、権利の変更登記が行われます。すなわち、権利の移転は伴わないが、信託財産が固有財産から信託財産に属することが権利の変更(不登法3条)に該当するので、自己信託を登記原因として当該土地が信託財産となった旨の権利の変更登記を行います。この際の信託の登記も、権利の変更の登記と同時に行われます。結局、受託者(=委託者)の単独申請で権利の変更の登記と信託の登記が行われます。登録免許税登録免許税に関し、権利の変更登記の登録免許税は、不動産1個につき1000円です。信託の登記の登録免許税も、委託者と受託者と異なる場合と同様に、低額に抑えられています。

受託者と帰属権利者が同一であった場合、受託者と帰属権利者が異なる場合の信託終了と同じでいいのか？それとも、信託宣言による信託設定によせて考えるのか？

司法書士の先生をはじめ多くの方の意見をうかがったところ、受託者と帰属権利者が同一であった場合の信託終了においても、所有権移転登記と信託登記の抹消を同

時に行うことになるようです。なぜならば、受託者と帰属権利者が同一である場合の信託終了の時にも、登記原因は「信託財産引継」になるはずであり、そうであれば信託の目的も受託者と帰属権利者が異なる場合と同じ移転登記になるものと考えられるからです。実際に、信託終了時における登記の「権利者兼義務者」を長男とする所有権移転登記と信託登記の抹消が行われた実例があるそうです。ただし、登記官の見解によるのかもしれませんが。

したがって、登録免許税に関しても、受託者と帰属権利者が異なる場合と同じ扱いになるものと考えられます。

また、仮に信託財産の移転について相続による移転とみなす登録免許税法7条2項が、帰属権利者か残余財産受益者かの区別なく適用されるのだとすれば、受託者と帰属権利者が同一である場合の信託終了の時にも、登録免許税法7条2項が適用される可能性があると考えられます。

悩んだ割にはごく普通の結論に至ったわけですが、皆様の忌憚のないご意見をいただければ幸甚です。

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事)

民事信託支援のポイント ～その8～

信託財産の修繕費用を見積る

マンションや商業用のビルを信託財産とする際、その不動産に関する敷金や修繕積立金を信託財産とすることは、実務において重要なポイントです。信託設定まで、委託者となる者が修繕の備えとして取得する家賃から計画的に積み立てていたのか？ 預かった敷金は使わずに預金しているか？ について信託を企画する者は必ずヒアリングしなければなりません。

筆者の経験によると、敷金は使わずに預金しているが、修繕積立は行っていないといったケースは散見されます。その場合、信託期間中受託者が計画的に修繕積立できるよう、将来発生する修繕費用を信託企画者が見積もることも信託設定時の支援の項目です。

修繕費用の見積については、建築業者の問い合わせることでその計画表と必要資金の提示を受けることもできますが、本ニュースレターでは、民事信託設定における受託者の支援として、計画的な修繕積立の見積についてその手法を簡単にまとめてみたいと思います。

●修繕実績を確認する

信託設定前に委託者となる者が行った修繕の実績をヒアリングします。修繕時に委託した業者が作成した見積書や請求書の内訳などがあると把握は容易です。

●今後の修繕計画について確認する

信託財産の内容によって異なりますが、行うべき修繕項目について、信託後の予定を作成してみます。マンションを例にしてその項目を以下にあげてみると、屋根防水、床防水、外壁塗装、給排水設備、ガス設備、空調換気、電灯設備、エレベーターなどがあります。これらについて、修繕が必要となるタイミングを計画表に記し、各修繕について修繕に係る費用を予測し計画表に金額を記入します。どの位時間が経過したら修繕が必要となるかについてインターネットなどの情報を検索すると簡単に調査するこ

とができます。また、費用はかかりますが、修繕計画を作成するサービスもあるようです。

(サービスを提供する会社の例：公益財団法人マンション管理センター www.mankan.or.jp)。ちなみに修繕の目安としては、屋上防水は12年、給排水は15年、ガス管の取り替えは30年、空調設備は15年、エレベーターは修繕に15年、30年で取り替えといったところです。

●金融機関への返済額と家賃収入を計画表に反映する

金融機関への返済額は確定しています。一方、収入は家賃の変動や空室率などにより変動します。現在の収入がどのくらいあり、将来の収入は現在のレベルを維持できるのか？などを予測し、必要積立額を計画することが必要です。いざ修繕となり、必要資金を信託財産で賄うことができないならば、その時、資金を追加すればよい、または金融機関から借り入れればよいと考えがちですが、そのときさまざまな理由から、金銭を追加信託できないことはあります。金融機関への返済期間中であれば、金融機関が追加融資に応じられないことも考えられます。

将来の委託者の意思能力の減退のリスクを防ぐために信託の仕組みを導入しても、将来、信託財産の修繕を行えず、信託財産に問題が生じることになれば、信託を設定した効果は減少してしまいます。そのためにも信託設定時に信託の企画者が、受託者となる者と情報を共有して修繕計画を作成し、信託開始後には計画に従って修繕積立を行えるよう受託者を支援または監視することが必要です。

信託開始時に修繕積立金の金銭を信託しない場合、信託開始後の修繕積立の額は多額となることは必至ですので、信託開始時に修繕積立金の金銭を信託しない場合には、より注意が必要です。

石脇俊司（民事信託活用支援機構 理事）

1. 英国の家族信託の事例

英国は信託の発祥地ですが、現在の英国において家族信託が実際どのように利用されているのでしょうか。英国では収益受益者が生涯にわたり信託収益を受領し、その死後、元本受益者が信託財産を受領する信託（収益保有信託）や受託者が信託財産の給付の対象となる受益者を選択する裁量権を有する信託（裁量信託）が使われことが多いと言われています。そこで判例に現れた事例から、その実際の使われ方を見てみます。

2. 収益保有信託の事例

この事例は、企業のオーナーが事業承継の為にその有する支配株式について持ち株信託を設定したケースです。このオーナーは地方の新聞社を経営し、3人の娘がありました。彼は、それまでに既にかんりの持ち株を娘たちに贈与していましたが、1961年に至り、自己が引き続き所有する支配株式（controlling shareholding 約51%）を信託しました。受託者はこの業界の経験豊かな経営者でした。1975年に受託者は割り当て証書（deed of appointment）により信託収益を3人の娘（長女、次女および三女）にそれぞれに3分1ずつ割り当てました。1993年に受託者は割り当て証書により信託株式を、3人の娘が生涯にわたり信託収益を受益すること（life interest）を条件に、3人の娘の子供たち（孫）を受益者とする子信託（sub-funds）のそれぞれに3分1ずつ割り当てました。

その後同業者からこの支配株式の買収の提案がありました。受託者は新聞産業が斜陽

になることを予見して、受益者にとってこの買収提案を受諾することが適切であると考えました。しかし、3人の娘の家族うち2家族（二女および三女）は情緒的にこの買収を受け入れることができず、これに反対したので、訴訟になりました。控訴審の裁判所（English High Court）は1993年の割り当て証書によりこの2家族の受益者が信託株式の処分について受託者に対する指図権があること認めました。これを受けて、この2家族の受益者は子信託にある株式を自分たちに移転するよう受託者に要求しました。

この結果、買収提案に反対株主（二女および三女の家族）の持ち株比率が自己保有分と子信託の分と合計すると、過半数（52%）になったので、受託者は買収の提案を拒否せざるを得なくなりました。その後この新聞社は孫たちによる共同経営により運営されることになりましたが、受託者の予見したように結局業績不振に陥りました。

3. この事例から学ぶこと

信託の運営が反対株主の離反により頓挫することを防止するためには、受託者が全受益者の為に信託株式を管理できるように、一部の受益者が勝手に信託株式を引き出すことを禁じ、受託者による議決権の統一行使ができる仕組みを作っておく必要があります。受託者の議決権行使には善管注意義務がありますが、信託の円滑な運営ができるような仕組みを作ることが大切です。なお、詳しくは今月に出る日本法令『家族信託実務ガイド』第9号をご覧ください。

（民事信託活用支援機構理事長 高橋倫彦）

新しい事業承継税制の創設と事業承継 信託制度の活用

I 新しい事業承継税制の創設

1. 事業承継税制とは

後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から贈与又は相続・遺贈により取得した場合において、贈与税又は相続税の納税の猶予がされる制度です（措法70条の7、措法70条の7の2）。

会社、先代経営者、後継者のそれぞれに適用要件が定められており、その適用要件を満たしていることについて都道府県知事の認定を受けた上で、税務署に事業承継税制の適用を受ける旨を記載した贈与税又は相続税の申告書を提出することにより、適用を受けることができます。

適用後に取消事由に該当した時点で納税猶予は打ち切られ、猶予税額の全部又は一部と利子税を納付しなければなりません。その一方で、全部免除事由・一部免除再計算事由に該当すれば猶予税額の全部又は一部が免除されます。一部免除の場合には、免除されなかった猶予税額は基本的に打ち切られて納税することになります。

なお、先代経営者（贈与者）が死亡した場合には、猶予されていた贈与税が全部免除された上で、贈与を受けた自社株式を先代経営者から相続したものとみなして相続税が課されます。その自社株式は贈与時の価額で評価されます（措法70の7の3）。その際、都道府県知事の切り替え確認を受けることで、実質的に贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予になります（措法70の7の4）。

この事業承継税制は以下の新事業承継税制とは並列で制定されており、現在のところ期限立法ではありません。新事業承継税制が期限切れとなっても、継続される見込みとなっています。

2. 新事業承継税制の概要

平成29年までの従来の事業承継税制に併存して、平成30年度税制改正で特例制度が創設されました。平成30年1月1日以後5年以内に承継計画を作成して贈与又は相続による事業承継を行う場合には、①猶予対象株式の制限（発行済議決権株式総数の3分の2）を撤廃し、納税猶予割合80%を100%に引き上げることにより、贈与又は相続時の納税負担が生じない制度とし、②雇用確保要件を弾力化するとともに、③2名又は3名の後継者に対する贈与又は相続時に拡大し、④経営環境の変化に対応した減免制度を創設して将来の税負担に対する不安に対応する等の特例措置が講じられました（措法70の7の5～7の8）。

(1) 先代経営者（代表権保有者）から、贈与・相続・遺贈（以下、「贈与等」といいます。）により特例後継者が非上場株式等（議決権株式）を取得した場合には、その取得株式のすべてについて、贈与税または相続税の全額について、納税猶予が適用できることとなります。

(2) 納税猶予が免除されるのは、次の場合です。

① その贈与者の死亡（相続税の納税猶予への切替）

② 相続税の納税猶予において、相続人及び受贈者の死亡

③ 事業承継期間経過後の受贈者および相続人からの第3世代への贈与

④ 贈与税の納税猶予において、贈与者死亡以前に受贈者が死亡した場合

(3) 特例制度を受けるためには、中小企業者は、平成30年4月1日から、平成35年3月31日までに間に、特例承継計画を都道府県に提出する必要があります。

(4) 特例後継者とは、特例承継計画に記載され、贈与等において、認定を受けた特例認定承継会社の代表者で、同族過半数を満たし、筆頭議決権者上位3名まで（各議決権数10%以上）をいいます。この筆頭要件は、今回複数贈与が可能になったことにより、先代経営者からの贈与等と同時に筆頭要件を満たす必要があります。

(5) 先代経営者について筆頭株主要件がありますが、過去代表者の時に筆頭であった者に限られます。

II 相続事業承継における信託を活用する方法（自社株信託方式）

1. 株式を信託財産とするときの注意点

現オーナーが株式を信託し、自身が受益者となる（自益信託）場合、受託者が後継者であっても、信託設定時課税はありません。一方、信託設定時又は信託期間中に受益者を後継者としたとき（他益信託）、後継者には贈与税が課税されます。

その際の信託財産の評価額は、信託財産の株式の相続税評価額となります。そこで、自社株対策では株式の評価をできるだけ引き下げの方策により、株価が引き下がった時点で受益権の贈与を行えば将来の相続税の節税にもなります。しかし、必ずしも株価引き下げ

策のタイミングと、オーナー経営者の退任の時期が同時期になるとは限りません。

そこで信託契約において、議決権行使指図者（オーナー）の指図に従い議決権を行使することとする信託を設定します。通常は受託者（後継者）が議決権を行使しますが、会社の財産権（信託受益権）は後継者に渡しても、後継者が育つまで支配権（議決権）はオーナーが自分で行使をすることができます。

2. 議決権行使の指図者でない受益者の有する信託受益権の評価

この信託では、受益者（受益権贈与後の後継者）が議決権行使指図者ではなく、委託者が議決権行使の指図者として残ります。その場合においても、受益者である後継者が負担する贈与税の対象となる信託受益権の評価額は、信託財産である株式の相続税評価額となり、変わりません。議決権指図権に関しては評価はないものとして扱われています。

3. 自社株式を信託財産とする信託受益権は納税免除の対象外となる

上記Iの非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例について、その適用を受けようとする非上場株式が信託財産となっている場合、その信託受益権は納税猶予等の特例の対象となっていません。過去より次項のような税制改正要望が信託協会から出ていますが、長年にわたり改正は受け入れられていません。

そのため、後継者が受益者となる信託において、税制上の特例を適用することはできません。事業承継において納税猶予等の特例を利用することを予定している場合、自社株式を信託財産にすることはできません。

4. 一般社団法人信託協会からの平成 30 年税制改正要望

「事業承継における信託の活用」要望、主要要望項目の 1 番目にあります、株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。この税制改正要望の図解（4 ページの図を参照）では信託された自社株の移動が明確に記載されています。

III 実務家としての留意点

1. 支配権の継続

平成 30 年度税制改正の新事業承継税制を活用して、贈与税・相続税の負担をできるだけゼロにしたいという要望がかなりあります。しかし、事業承継税制を活用するには後継者に支配権を引き継がないなりません。種類株式等を利用して支配権がオーナー経営者に残ったままであると適用外となります（中小企業経営承継円滑化法施行規則 6①七リ）。

すなわち自社株式の財産権と経営権も後継者に委譲することが要件となっています。しかし、オーナー経営者の中には後継者がまだ十分に育っていないために支配権はもう少し持っていたいという希望が多いことも確かです。

議決権指図権を留保している自社株信託方式であれば、一定の時期まではオーナー経営者の支配権は継続させることができます。オーナーは新事業承継税制が切れるあと 10 年間でこの二方法のどちらかにするのか決断を迫られることとなります。

2. 議決権指図権の評価の問題

平成 19 年 3 月 9 日に公表された、「種類株式の評価について（情報）」（国税庁資産評価官情報）依頼、実務上は議決権は評価しなくてもよいように取り扱われています。しか

し、このまま継続して議決権指図権は課税上の評価をしないのか、不明です。なんらかの評価が必要となる時代が来るのではないのでしょうか。

3. 両制度を利用するには

本体の法人については、後継者が育っていないのでもう少し議決権を留保したいが、新事業承継税制はあと 10 年間で終了してしまう。この悩みを解決するには別法人を利用する方法があります。親会社で新事業承継税制を活用し、本体である子会社の議決権には一定の制限をかけるようなことが可能ならば、上記の両制度は活用できるのかも知れません。

4. 租税回避行為への対応

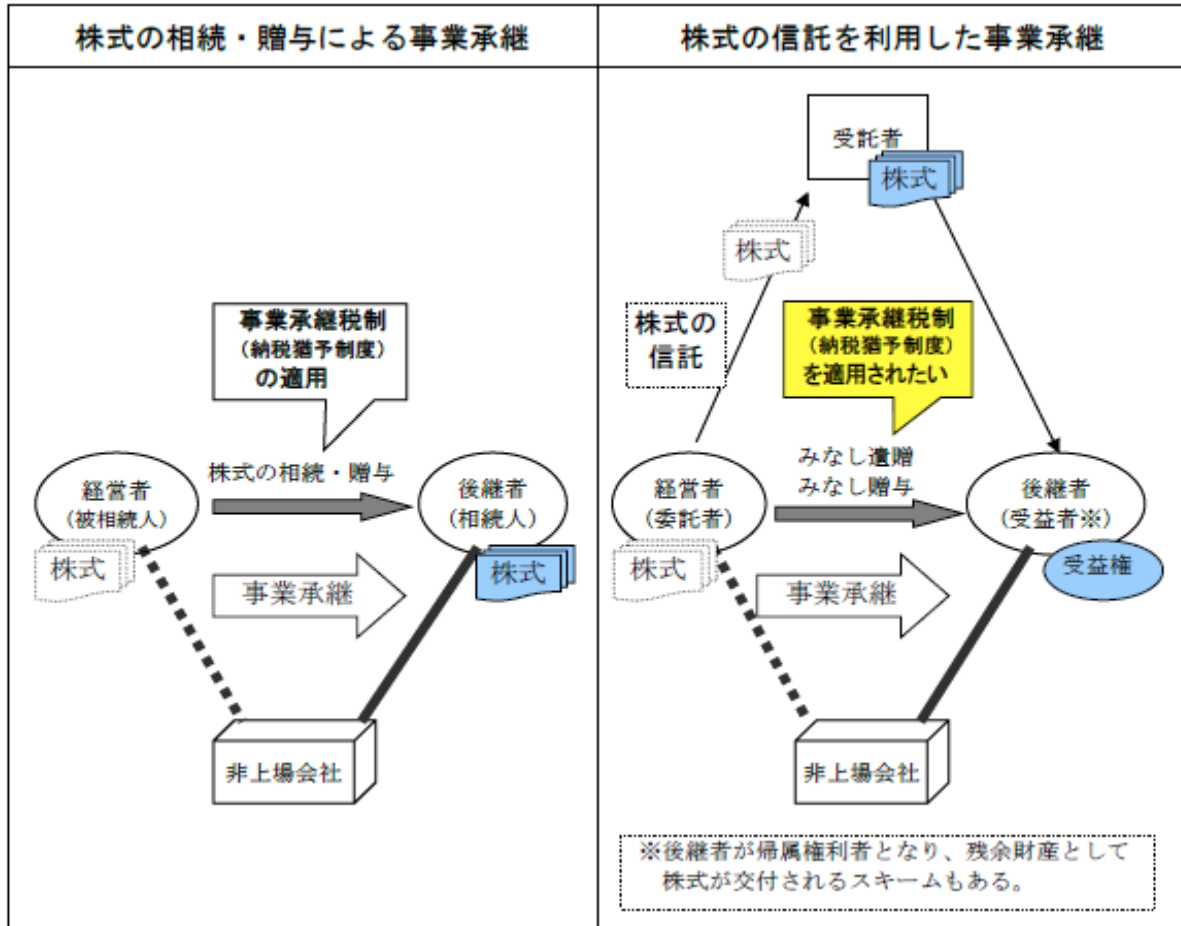
新事業承継税制が創設されたことにより、今後の事業承継実務は納税免除の方向に進むものと思われます。しかし、今後は新しいスキームが出てくることにより、課税当局が行きすぎと思われるような行為も出てくるかも知れません。

そこで、租税回避行為に関しては厳しく対応するように、昨年末に公表された与党大綱には、「こうした特例措置を講じるに当たっては、租税回避が助長されないよう、制度面・運用面で必要な対応を行う（平成 29 年 12 月 14 日「平成 30 年税制改正与党大綱」8 ページ）」と記載されています。

行き過ぎた節税スキームはどこかで歪みが出てくるので、実務家としては慎重に対応することが重要です。

（民事信託活用支援機構 監事 成田一正）

【参考】 税制改正要望の図解



・相続法改正の動向

1 法案審議の状況

今回の民法（相続関係）等の改正については、平成27年2月に法制審議会に諮問がなされ、平成28年6月に中間試案、平成29年7月に追加試案と検討を経ましたが、平成29年12月法制審議会答申がされ、本年3月13日衆議院に改正案が提出されました。ところが、いわゆる森友加計問題で国会審議が空転し、本日現在改正案はいまだ委員会での審議も始まっていません。

現在開催されている第196回通常国会は、6月20日までの会期で、延長の有無も関連して、改正案が今国会で成立するかどうか不透明な状況です。

中間段階で種々取り沙汰された改正案より改正点は相当整理されましたが、それでも大きな内容を含む改正案ですので、以下ポイントを説明します。

2 改正の内容の骨子 ①配偶者の居住権、②遺産分割等に関する見直し、③遺言制度に関する見直し、④遺留分制度の見直し、⑤相続の効力等に関する見直し、⑥特別の寄与ですが、特に重要な①・④・⑥について項を改めて説明し、その他のものについては注意点のみをまとめて後述します。

3 配偶者の居住権

(1) 相続に伴い被相続人所有建物に居住していた配偶者の居住を保護するもので、遺産分割等までの間についての「短期居住権」と、遺産分割等の後その配偶者が終生住める「配偶者居住権」（制度検討の過程で長期居住権と言われていたもの）があります。
(2) 配偶者居住権は、遺産分割協議・調停で配偶者がそれを取得する合意が成立するか、被相続人が遺言で配偶者居住権を与えた場合に取得できますが、家庭裁判所の遺産分割の審判でも、不利益を受ける建物所有者の不利益を考慮してもなお、取得を希望する配偶者の生活維持に特に必要があると認めるときには、取得させることができるとされました。

4 遺留分制度の見直し

(1) 遺留分については、その法的性質から、抜本的な見直しがされることになりました。
(2) 遺留分については、減殺請求権の行使により侵害行為の効力を一部喪失させ、物権的効果が生じて物件上に侵害割合に応じた共有持分権が生ずるとするのが現行法です。改正案は、これを、遺留分侵

害額に相当する金銭の支払請求権に改め、これまでのように遺産自体に物権的持分権を取得するのではなく、金銭の支払いを請求できるにとどまることにしました。その結果、財産の共有状態が生ずることは避けられますが、遺留分請求に対して支払うべき金銭の準備が必要となるので、裁判所による相当の期限の許与の制度も設けられます。

(3) 相続人に対する生前贈与については、特別受益に該当するものは相当以前のものについても遡って減殺の対象となっていました。改正案は当事者双方が遺留分侵害を知っていた場合を除き、10年内の贈与に限ることに改められます。

(4) 現行法では、相続開始・遺留分侵害を知ったときから1年内の減殺請求の意思表示で物権的効果が生じることとされていましたが、金銭債権化した遺留分請求は、相続開始・遺留分侵害を知ったときから1年内に行使しないと時効消滅します。相続開始・遺留分侵害を知らなくても、相続開始から10年経過しても時効消滅します。

5 特別の寄与

相続人の配偶者等、相続権がない親族が財産の維持保全に特別の寄与をしても何らの権利も認められていませんが、改正法案はそれらの特別寄与者に寄与に応じた特別寄与料の支払を請求できることとします。

6 その他の改正項目

(1) 遺産分割等に関する見直しについては、①婚姻期間20年超の夫婦間居住用不動産の贈与・遺贈について、持戻し免除の意思表示ありと推定、②最高裁判例変更で遺産分割の対象となった預貯金についても各自相続分の3分の1は単独で権利行使可能となったことなどに注意が必要です。

(2) 遺言制度の見直しは、①自筆証書遺言の要件緩和、②自筆証書遺言の預かり制度が創設されることなどが重要です。

(3) 相続の効力等に関する見直しについては、遺言によって法定相続分を超える遺産を取得したときは対抗要件を備えるべきこととされることが重要です。速やかに登記しないと、他の相続人の債権者から差し押さえられると対抗できません。

(弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長)

・相続法改正－遺言制度の見直し

本号(No48)では、前号(No47)に引き続き、相続法の改正を取り上げたいと思います。前号では、主に配偶者の居住権、遺留分制度の見直し、相続権のない親族の特別の寄与が解説されていましたが、本号では、遺言制度に関する見直しを詳しく見ていきます。

遺言制度の見直しの中で重要なのは(1)自筆証書遺言の方式の緩和、及び(2)自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設になります。

(1)自筆証書遺言の方式の緩和について

この改正は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行されますので、意外に早く始まってしまいます。

改正民法第968条第1項(＝現行968条)は、「自筆証書・・・遺言者が、全文を、日付及び氏名を自署し、これに印を押さなければならない。」と規定し、改正民法第968条第2項は「前項の規定にかかわらず、・・・相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。・・・」としています。この結果、遺産目録の記載、特に不動産の登記情報を逐一自署しなければならない苦勞から解放されるのは朗報です。

また、第2項の解釈として、どこまで目録にできるのか?という点が興味深いところ です。

(2)自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設について

こちらは、新法が創設されるのですが、公布の日から起算して2年以内に施行されます。

①まず、自筆証書遺言の遺言者は、自ら出頭して、遺言書保管官(法務局)に、民法968条に定める方式による遺言書(無封

のものに限る)の保管を申請できます。遺言書の保管が申請された際には、法務局の事務官が、民法968条の定める方式への適合性を外形的に確認し、遺言書は画像情報化して保存されたうえ、全ての法務局からアクセスできるようになります。

管轄は、遺言者の住所、本籍、又は、遺言者が所有する不動産の所在地です。

②次に、遺言書保管官は、遺言書の画像情報、遺言者の氏名・生年月日・住所・本籍、遺言書の作成年月日などを、遺言書保管ファイルに記録して管理します。

③さらに、相続人等(「関係相続人等」)は、遺言者の死亡後であれば、遺言書情報証明書(遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明する書面)の交付や遺言書の閲覧を請求できます。

遺言による信託の受益者、帰属権利者、受託者、信託監督人、受益者代理人も「関係相続人等」に含まれています。

④また、何人も、遺言書保管事実証明書(遺言書の保管の有無、遺言書の作成年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号を証明した書面)の交付を請求できます。

⑤最重要なのは、保管された遺言書については、公正証書遺言と同じく、家庭裁判所の検認を要しないという点です。

(3)改正の影響について

このように、要式の緩和によって自筆証書遺言は作成しやすくなり、かつ、法務局での保管によって家庭裁判所での検認も不要になります。とすれば、公正証書遺言が減って自筆証書遺言が増加し、遺言による信託も含めて自筆証書遺言の作成に関する相談が増えてくるように思われます。

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構 理事)

民事信託支援のポイント ～その9～

■受託者の信託事務の委託

信託法第28条には、信託事務は外部に委託することができるものと定められています。信託会社や信託銀行が受託者を務めるいわゆる商事信託では、信託事務を外部委託することができます。その際、委託業務を明確にし、業務を委託する先が適切に業務できる能力を有しているか？ コンプライアンス上の問題はないか？ 受益者の利益を損ねることがないか（利益相反取引なども含め）？ など、受託者が委託先について十分な検討を行った後、業務を委託します。

財産管理に関する事務は専門的なことが多く、信託会社・信託銀行のような財産管理の専門家でも、業務執行における専門性や効率性を求める場合、事務を外部委託します。業務を委託した受託者は、委託先の業務の状況を継続的に監督しながら、信託目的実現のため信託財産を管理していきます。

一方、民事信託では、委託者の家族等が受託者を務めるため、受託者の信託事務について、サポートが必要です。

これまでのニューズレターの連載でも常に述べていることですが、民事信託の受託者は財産管理については素人です。そのため、信託を企画し設定を支援する専門家が、必ず受託者の信託事務をサポートする仕組みを検討することが必須となります。財産管理の専門家が受託者を務める商事信託でさえ、受託者の信託事務の一部を外部委託している事実から、民事信託では信託事務の外部委託は欠かせないものと考えます。

■信託財産が収益のある不動産の場合、税務・会計への業務委託が必要

最近では、収益のない自宅を信託財産とするケースも増えてきましたが、基本的に多く

のケースでは、信託財産は収益のある不動産です。

受託者は、年に1度信託財産について決算を行う義務があります（信託法37条）。信託財産に収益が生じたときや費用が生じた都度、その取引について記録し、その記録をふまえて決算を作成し受益者に報告する義務があります。決算手続きは税理士・公認会計士（以下、税理士等と言います。）の専門業務です。税理士等が信託の企画に関わった場合、その税理士等は、信託開始後、信託財産に関する決算の支援を申し出ることが必要なのではと考えています。簡単な取引しか発生しない信託財産の場合であって、受託者が確実にできる場合は、受託者に税理士等が信託決算マニュアル等を作成しそれを受託者に実行してもらうことで足りるかもしれませんが、取引の多い信託財産の場合などは、長期間安定した信託を実現するためにも、受託者が税理士等へ業務委託することが必要です。受託者の事務を委託することは一定のコストも必要ですが、信託を企画し設定を支援する専門家は、その必要性を委託者と受託者に説明し、理解を得て専門家へ業務委託する信託の仕組みを作ることが必要です。

年間3万円以上の収益がある場合、信託に関する計算書（法定調書）を受託者が作成し、受託者の事務所を管轄する税務署に提出する義務があります。信託の計算書の提出時期は、毎年1月31日までとなっています（法定調書作成の支援については、2017年12月25日発行のニューズレター『民事信託支援のポイント～その7～』をご参考ください）。

特に信託の企画に関与し、民事信託の設定を税理士等が支援した場合、受託者の決算・法定調書の作成などの業務委託の必要性を説くことは重要と考えます。

（民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司）

英国の信託税制

1. 英国の信託税制を知る必要性

信託を理解するためには、その発祥地である英国の信託を知ることが必要と思われます。日本の税務当局が新信託税制、特に受益者連続型信託の収益受益権の承継の税制の導入にあたり、信託の先進国である英米の信託税制を参考にしたのではないかとと思われるからです。そこで、今回は英国の信託の種類とその利用例を紹介しましたが、今回はその承継税制を紹介します。

英国の承継税制の特徴は、信託の設定時に原則として相続税が課税されることです。英国では贈与税なる税科目はありませんが、生前に相続税が課される場合があります。日本の受益者連続型信託の収益受益権に相当する英国の信託受益権は収益保有信託の収益受益権です。この種の信託受益権の承継は日本では課税が厳しいために全く利用できませんが、英国では古くから使われてきました。

2. 英国の収益保有信託の承継税制

(1) 生前の信託設定

一般の収益保有信託（障害者等のための信託等の特殊な信託ではないもの）は信託の設定時に信託財産に相続税が軽減税率で課税されます。信託財産は委託者が死亡してもその遺産としては課税されませんが、10年周期相続税が課税されます。収益受益者が死亡し元本受益者が信託財産を受領するときに出口税が課税されます。10年周期相続税は低率であり、出口税は更に低率です。収益受益者の死亡により収益受益権を承継

した場合は、10年周期相続税の賦課はありませんが、収益受益権の承継者の死亡時に相続税が本則の税率により課税されます。10年周期相続税と出口税はいずれも相続税の補完税ですから、実質的に相続税の本則の1回課税とみることができます。

(2) 遺言信託の設定

委託者の死亡直後に信託が遺言により設定される場合は、税制適格とされ、設定による委託者から受託者への移転が例外として非課税ですが、収益受益者は信託財産を有しているとみなされるので、10年周期相続税も出口税も課税されない代わりに、収益受益者が死亡した時に信託財産がその遺産として相続税が本則により課税されます。

3. 日本と英国の承継税制の比較

英国の一般の収益保有信託は、信託財産の全額について相続税が課されるので、日本の税務当局は、受益者連続型信託の収益受益権の承継に関して英国と同様に信託財産の全額に対して課税することにしたと考えられます。しかし、英国では信託の設定時から元本受益者が信託財産を受領するまでに、相続税が実質1回しか課税されませんが、日本では信託終了時に元本の受益者が信託財産を受領する時に更に全額に対して課税されるので、委託者の死亡から元本受益者の受領までの間に信託財産が2回課税され、その承継の障害になっています。海外の税制の導入には日本の税制全体との調整が必要です。英国の信託税制の詳細は6月末に発行された日本法令『家族信託実務ガイド』第10号をご覧ください。（民事信託活用支援機構理事長 高橋倫彦）

特定的一般社団法人等に対する

相続税の課税規定の創設

1. 概要

一般社団法人または一般財団法人（公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人（以下の2.）を除く。以下、「一般社団法人等」）の理事（当該一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が一定の要件を満たす法人である場合には、その死亡の時ににおけるその一般社団法人等の純資産額をその時ににおけるその一般社団法人等の同族理事の数に1を加えた数で除した金額を遺贈により取得したものとみなし、その一般社団法人等を個人とみなして、その一般社団法人等に相続税を課税されることになりました（相法66の2）。

2. 課税対象とならない法人

一般社団法人又は一般財団法人のうち次の法人は、相続税の課税対象から除外されています（相令34④）。

- イ 公益社団法人又は公益財団法人
- ロ 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人
- ハ 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社等を子法人として保有することを専ら目的とする一定の法人
- ニ 資産の流動化に関する法律第2条第2項に規定する資産の流動化に類する

行為を行う一定の法人

3. 課税の対象となる特定一般社団法人等の要件

次のいずれかの要件を満たす一般社団法人等（以下「特定一般社団法人等」といいます。）が相続税の課税対象となります（相法66の2②三）。

- イ 被相続人の相続開始の直前におけるその被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超えること。
- ロ 被相続人の相続の開始前5年以内においてその被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること。

4. 同族理事とは

特定一般社団法人等の要件の該当性を判断する上でポイントとなる「同族理事」は、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者、3親等内の親族その他の被相続人と特殊の関係のある者のことをいいます（同法66の2②二）。

特殊の関係がある者とは、次に掲げる者とされます（相令34③）。

- 一 被相続人の配偶者
- 二 被相続人の三親等内の親族

- 三 被相続人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 被相続人の使用人及び使用人以外の者で当該被相続人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- 五 前2号に掲げる者と生計を一にしているこれらの者の配偶者又は三親等内の親族
- 六 前各号に掲げる者のほか、次に掲げる法人の会社役員又は使用人である者
 - イ 被相続人が会社役員となっている他の法人
 - ロ 被相続人及び前各号に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号（定義）に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

5. 純資産額

上記の「純資産額」とは、次のイの金額からロの金額を控除した残額をいいます（相令 34①）。

イ 被相続人の相続開始の時ににおいて特定一般社団法人等が有する財産の価額の合計額（信託の受託者として有するもの及び被相続人から遺贈により取得したものは除かれます。）

ロ 次に掲げる金額の合計額

（イ） 特定一般社団法人等が有する債務であって被相続人の相続開始の際現に存するものの金額

（ロ） 特定一般社団法人等に課される国税又は地方税であって被相続人の相続の開始以前に納税義務が成立したものの（相続の開始以前に納付すべき税額が確定したもの及び被相続人の死亡につき課される相続税は除かれます。）

（ハ） 被相続人の死亡により支給する死亡退職金

（ニ） 被相続人の相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の基金の額

6. 相続税額からの過去の贈与税額又は相続税額の控除

特定一般社団法人等に課される相続税の額から、その特定一般社団法人等について過去に相続税法第66条第4項の規定により課された贈与税又は相続税の税額を控除することとされています（相法 66 の 2③）。

7. 適用関係

上記の改正は、平成30年4月1日以後の一般社団法人等の理事である者（その一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含みます。以下同じです。）の死亡に係る相続税について適用されます。

ただし、特定一般社団法人等が平成30年3月31日以前に設立されたものである場合には、平成33年4月1日以後の一般社団法人等の理事である者の死亡に係る相続税について適用されます（改正法附則 43⑤）。この場合において、平成30年3月31日以前の期間は、上記3. ロの2分の1を超える期間に該当しないものとされています（改正法附則 43⑥）。

8. 信託との関連性

相続税法施行令第34条第1項ニイにおいて、「信託の受託者として有するものを除く」と明文規定にあります。そこで、一般社団法人等が特定一般社団法人に該当したとしても、課税の対象となる純資産価額から除かれることとなります。

このように受託者を一般社団法人とするケースにおいても運用面ではきちんと分別管理がされていることが、更に要求されることでしょう。

(民事信託活用支援機構 監事 成田一正)

相続法改正－遺留分制度の改正と信託

1 5月25日号では、国会上程中の法案について概括的に述べましたがその後改正法が成立しました。6月10日号の遺言制度の改正の説明に続き、今号では遺留分制度の改正内容と、改正法下での信託と遺留分の関係について解説します。

2 遺留分制度の改正

(1) 金銭請求権化 改正前においては、一定範囲の相続人に遺留分という最低限の相続分を保障し、それを遺贈・贈与への「減殺」という形で保護することとされていました。遺留分権者が減殺請求の意思表示をすると、物権的效果が生ずることとされ、すべての遺産上に遺留分侵害割合に応じた共有持分が生ずるものとされていました。

相続について対立的立場にある相続人・受遺者・受贈者が呉越同舟の共有関係に立つ結果については批判が多く、事業承継の妨げになるとの指摘や、遺留分侵害割合による共有持分は、分母分子とも極めて大きな数での持分割合になることが多く、持分処分の妨げになっているとの指摘もされていたところです。

改正法は、この遺留分の性格を大きく改め、遺留分権者は、受遺者・受贈者に対し、遺留分侵害額請求権という金銭請求権を有することとされました。

これに伴い、ただちに金銭請求に応じられない受遺者・受贈者においては、債務の全部又は一部について相当の期限の許与の申立を裁判所に行うことができるとされました。

(2) 相続人に対する贈与の限定と対象期間の拡大

相続人に対する贈与については、いわゆる特別受益に該当するものに限定するとともに、遺留分算定にその価額を算入される期間を相続開始前10年間に拡大しました。

3 信託との関係

(1) 従前の議論 遺言による信託のみならず、生前の信託契約も、減殺の対象となることについては争いはなく、減殺対象・減殺請求の相手方・減殺の効果について、大きく2つの説が主張されていました。

第一の説は、信託行為説・受託者説・信託財産説というもので、減殺請求は信託行為を対象に行い、信託行為が一部無効となるとするもので、減殺請求は信託行為で財産を取得した受託者に対して行い、減殺の結

果信託財産上に共有持分権が生ずるとするものです。

第二の説は、受益者説・受益権説というもので、減殺請求は信託行為自体について行うものではなく、信託行為による受益権の帰属に対して行うとするもので、減殺請求は受益者に対して行い、遺留分権者に受益権の準共有持分が生ずる、とするものです。

第一の説が通説とされていましたが、第二の説も有力で、信託行為が一部覆滅され、信託財産自体が共有となってしまう第一の説に対する批判は、今回の法改正にも通ずる方向性を持っていました。

(2) 改正法下における両説 改正法の下でも遺留分侵害額請求を受けるのは受託者か受益者か、遺留分を算定するための財産の価額は信託財産の価額とするか、受益権の評価額とするか等について、両説がありうるようです。

ただ、改正法においては遺留分権者の権利が金銭債権化されたため、信託行為の一部覆滅という問題や、信託財産の共有という問題がなくなり、従来信託行為説・受託者説・信託財産説に向けられていた批判が妥当しなくなっています。

また、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の場合などにおいて、受益者説による場合の処理の困難さが際立つ結果となっています。後継ぎ遺贈型受益者連続信託においては、委託者死亡後の第二次受益者、その死亡後の第三次受益者も、当初から始期・終期等が未確定の期限付の受益権を取得していると考えられているところ、受益権の評価で遺留分侵害を判断していく受益者説・受益権説においては、極めて困難な価額評価を行わなければならないこととなります。また、第三次受益者などは、いまだ何ら受益権からの給付も受けていないにもかかわらず、遺留分侵害額請求という金銭請求の対象とされることになってしまいます。このような難点に鑑みると、信託財産を保有している受託者に対する権利関係に整理する方が簡便かも知れません。

なお、こう解しても、受託者が遺留分侵害額請求の債務者となり、従前の受益者説・受益権説のように受益権の割り付けで対処することもできないので、遺留分侵害の可能性のある信託においては、遺留分侵害額請求に対する支払原資の手当が必要となります。

(弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長)

任意代理と信託の併用

先日の日経スタイルで「高齢の親の財産はこう守る 任意代理と信託併用」という記事（後藤直久）が目につきました。

概略すると、病気や判断能力の低下で財産管理に問題を抱える高齢者が増えている。高齢者の日常のお金の出し入れを支援したり、悪質商法から守ったりする機能を備えた金融商品やサービスを活用すれば親の財産を安全に管理することができる。例えば、親が認知症ではないものの判断能力に衰えが見られる場合は、親の預金に関して子が親の任意代理人になる事が出来る。子が一定の範囲で親の金融取引を代わって行うのが任意代理である。親子そろって金融機関で手続きすれば、当該金融機関においては子の判断で親の預金口座からまとまったお金を引き出したり、親名義の株式を売却することができる。ただ任意代理だけでは振り込め詐欺などの被害に遭う危険があるので、日常生活に当面必要のないお金を簡単に引き出せないようにしておくことが有効である。そこで役立つのが信託だ。具体的には大手信託銀行が扱う「解約制限付き信託」が役立ちそうだ。お金を信託すると、払い出しには子などあらかじめ指定した3親等以内の親族や弁護士などの同意が必要となる。という内容でした。

金融機関における任意代理はあまり知られていませんが、親の判断能力が失われた後にも預金の出入金や振込み等を行う上では有効な手段です。通常、認知症が進むと預金を

動かせなくなるのですが、予め任意代理の手続きをしておけば、凍結という最悪の事態を回避することができます。

さらに、任意代理だけでは親の金融取引が禁止されるわけではないので、信託で詐欺被害を回避していくわけですが、このようなスキームは、民事信託でも作ることができます。例えば、親名義の預金を日常生活に必要な範囲に絞り込み、その余の預金について子を受託者とする信託を設定するのです。

ただし、信託では親の身上監護まではカバーできないので、成年後見ないし任意後見の併用が必要になります。その際に悩ましい問題として、受託者と後見人を兼ねることができるのか？という問題があります。監督される受託者と監督する受益者の後見人を兼ねることは、利益相反の観点からは望ましいことではありません。しかしながら、親一人子一人のケース等ではやむを得ない事態であり、信託法でも禁止されているわけではないので、兼任が可能であるという意見が多いようです。とはいえ、信託行為における信託事務の工夫、任意後見であれば代理行為目録の工夫が必要なのではないでしょうか？実例がありましたら、是非、お知らせくださるようお願いいたします。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

民事信託受託者の支援～その 10～

1. 受託者の信託事務マニュアルの作成の必要性

民事信託の組成において、専門家は、委託者の意思を十分に聴きだし、様々なリスクを検討し、信託の仕組みを作りそれを信託契約にします。民事信託では信託契約を公正証書とすることが推奨されています。公証人は公正証書作成時に信託契約書を読み聞かせ、委託者の意向を確認します。また、公正証書作成時には受託者も委託者とともに公証人と面談をするため、受託者も委託者ととともに信託契約の内容を確認します。

信託銀行や信託会社が受託者を務める商事信託では、信託契約締結時に、信託目的、信託財産に関する事項、期間に関する事項、信託財産の管理又は処分の方法に関する事項、信託財産の交付に関する事項、信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項などについて委託者に書面を交付するとともに説明を行わなければなりません(信託業法第25条、26条)。

民事信託も商事信託も受託者が行う信託事務について、信託契約締結時に委託者に説明は行われています。商事信託の受託者は、信託財産の管理方法や受益者の情報提供(帳簿等の作成等、報告及び保存の義務)などに関して社内の規程や規則が定められており、その規程等に従い信託事務を行っていきます。それに対して民事信託では、家族等の受託者はそのような規程や規則を定めることはほぼありません。しかし、民事信託も商事信託と同様に受託者が信託事務を行うことが必須であり、同様に義務を課せられています。

受託者の信託事務に関する規程や規則のない民事信託において、受託者が継続して安定的に信託事務を行っていくためには、信託事務に関するマニュアルが必要です(筆者はこれまでのニューズレターにおいても受託者事務の安定性を確保するために継続して同様のことを述べています)。信託の組成に関わった専門家は信託契約案を作成したら終了ではなく、事務マニュアルもあわせて作成し、受託者の事務の導入を支援しなければなりません。チェックリストを入れ込んだ信託事務マニュアルを作成し、当初はその事務手続きを説明し受託者に信託事務の実行を確保するよう務めなければなりません。また、継続的に受託者とコンタクトをとることにより信託事務の実行状況についてヒアリングし、実行状況が芳しくない場合は、指

導することも必要です。

2. 信託事務のチェックリスト

●信託設定直後の信託事務のチェックリスト

信託設定直後、受託者の信託事務は管理する財産を信託財産として分別管理することから始まります。信託財産が不動産の場合、委託者から所有権を移転し信託登記をします。信託財産が未上場の自社株式の場合、会社に株主名簿の書き換えを依頼し、株主名簿が書き換えられたことを確認しなければなりません。上記の内容について、信託財産に応じた信託事務のチェックリストを作成し受託者の事務の実行を支援します。

●信託期間中の信託事務(ルーティーン)

信託契約には計算期間が定められており、多くの民事信託では、1月1日～12月31日としています。信託の計算期間が終了したら、受託者は信託内の財産と債務の概況を明らかにする財産状況開示資料を作成しなければなりません。さらに受託者は作成した財産状況開示資料を受益者に報告しなければなりません。また、これらの書類は作成日から10年間保存の義務もあります。信託決算は外部の専門家に委託することも可能ですが、受託者が自ら行う場合、これらの書面のひな型などを信託事務マニュアルに掲載し、受託者が作成しやすいうように支援することも必要です。

民事信託では、信託利益や信託財産からの給付を受益者に行いますが、その給付についても確実に記録を残しておくことが必要です。信託財産が不動産の場合、不動産の賃貸で得た家賃を全て給付すると、固定資産税等の支払いや将来の修繕費用に不足が生じます。そのようなことを避けるため、受託者は計画的な信託利益の給付にも注意することが必要です。

勘違いしてはいけませんが、これらの信託事務は、受託者または受託者から委託を受けた者が行うのであって、信託の設定を支援した者が行うのではないことを理解していなければなりません。

●信託終了時の清算に関する事務リスト

信託の終了までかなり先のことになりますが、終了時の事務リストを整えておくことも欠かせません。

チェックリストは、民事信託受託者の実務(日本法令 民事信託活用支援機構 編)にも記載があります。(民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司)

フランスの信託税制

1. フランスの信託法と信託税制

大陸法系に属するフランスの民法典は物権と債権を峻別し、物権のうち所有権は唯一絶対とするのに対し、英米法は信託に関してコモンローの所有権と、衡平法の所有権との両方を認めます。フランスはその民法典の所有権概念と英米の信託の権利との調整が困難なために、信託制度の導入が遅れ、2007年に至り漸く信託法が制定されました。フランスの信託法の制定は民法典（Code civil）の第3編、所有権取得の方法第14部「信託」の挿入により行われ、信託税制も一般租税法典の改正により制定されました。信託は契約等により成立し、信託財産の所有権は受託者に移転し、受益権は契約上の権利とされます。日本の民法はフランスと同じく大陸法系に属し、物権と債権を峻別します。日本でも信託は契約等により成立し、信託財産の所有権は受託者に移転し、受益権は受託者に対する権利と定義されます。

フランスでは信託は相続または贈与のために設定された場合は無効とされます。また、委託者が信託財産を引き続き有しているものとみなされて、信託財産から発生する収益に対して所得税が課税されます。フランス人が外国で信託を設定し、外国の信託の受益権を相続または受贈した場合は、フランスにおいて高率の無償移転税が課税されます。

2. 信託法と信託税制の関係

日本の信託法では受託者は信託の設定により信託財産を無償で取得し、受益者は信託

債権等を取得するにとどまります。受託者の信託財産の取得は、税法に明文の規定がありませんが、非課税と解されています

（所得税法13-5、法人税法14-4-5）。フランスでも非課税です。これに対し、英米では、信託の設定による財産の移転に対して遺産税又は贈与税が課されます。

日本では、受益者が適正な対価を負担せずに受益権を取得した場合は、受益者が信託財産を贈与または遺贈により取得したものとみなされ、受益者に課税が行われます

（相続税法9条の2）。信託による贈与は設定コストがかかるので、直接贈与の方が良いということになってしまいます。英米では、贈与者又は遺言執行者が納税し、受益者による信託財産の受領に課税はありません。フランス人が外国の信託の受益権を相続または受贈した場合は、外国の受託者が課税されます。

フランスの信託では信託法上も税務上も信託財産は受益者には帰属しません。同じ大陸法系の日本は、信託財産は信託法上受益者ではなく受託者に帰属するので、税務上も受益者ではなく受託者に課税するべきではないかと思われれます。英国のヘンリー八世のユース法は、受益者の衡平法の所有権をコモンローの所有権に転換しました。このため受益者は受託者の經由せずに直接信託財産を取得することになり、信託の否定につながったと言われています。

フランスの信託法及び信託税制の詳細は9月末に発行された日本法令『家族信託実務ガイド』第11号をご覧ください。（民事信託活用支援機構理事長 高橋倫彦）

信託制度の概要を素早く把握する

1 今回は、少し観点を变えて、難しいと言われる信託制度のかんどころを、素早く把握する方法を考えてみたいと思います。

2 信託制度の理解が「難しい」とされることについては、いろいろなことが言われます。

例えば、通常法律関係は2者関係であることが多いが、信託は「委託者」「受託者」「受益者」という3者関係の法制度である。これが難しさの原因である、などという言い方です。

3 三者関係は難しいのか

しかし、他の法制度を見渡すと、三者関係の制度は別に珍しいものではありません。

すでに民法に「第三者のためにする契約」という制度があり、法学部に入れば契約総論で学習することです。

保険法の定める保険制度においても、保険契約者・保険者・受取人という三者関係があります。

三者になったからたちまち難しい、というのは、一種の思い込みに過ぎません。

4 信託法は条文が多い？

また、平成18年に成立した新信託法は、本則が271条までありますが、これは多すぎて理解不能という条数でしょうか。先般改正された民法の本則は特別の寄与を定める1050条まであり、枝番を入れればもっと多いはず。会社法の本則も979条です。

信託の法制度の基本の理解とは関係ない条項（第3章第6節、第4章第2節第4款、第3節、第6章第2・3節、第8章から第12章までなど）を除けば、一体何条残るでしょう。

この点でも信託法は内容が膨大で理解が困難であるとは到底言えません。

5 特殊な概念の理解が難しい？

これについては、若干当たっている部分はあります。私個人としても概念の意味合いがまだよく飲み込めないのは、「信託財産責任負担債務」の概念です（2条9項・21条）。旧信託法には、このような中間概念はなく、15条から19条などに、信託財産の独立性等についてのストレートな規定が設けてありました。

現行信託法は、「信託財産責任負担債務」という概念を創設して、この関係の規定を作っていますが、正

直上手くできている感じがしません。

しかし、このような点は、信託制度の基本を理解するについては、別に分かっていなければならないものではありません。

6 信託制度を素早く理解する

このように信託制度は難しいと言われる点は必ずしもそうではないとしても、ではどのような視点を持てば信託制度を素早く把握することができるのでしょうか。

それは、「**信託とは権利を移転してしまう制度である**」ということをしっかり受け止めることです。

世間では、信託財産について、「誰の財産でもなくなる」などと表現する人もいます。信託財産の独立性を表現しようとしているのですが、誤解を生じかねない言い方です。

信託は、委託者から受託者に財産を移転してしまうものです。その結果、委託者の財産でないことは当然です。いわゆる倒産隔離について、委託者からの倒産隔離については信託法には1条も規定がありません。委託者の財産でない以上当然だからです。

逆に、受託者の財産になりますから、受託者の固有債務からは切り離さなければなりません。これには条文が必要ですから、23条・25条などの規定が設けられています。

信託の機能面を見ても、委託者の財産でなくなるので、委託者が処分できず、特殊詐欺の被害にあいようもありません。委託者に相続が発生しても、相続財産にはなりません。受託者のものになっているからです。

逆に、受託者の財産となるので、受託者が権限を濫用しては困るので、受託者には重い義務を課します。

このように、信託制度は、いろいろな必要に応ずるため、**その手段として権利を移転してしまうという「方法」を中核に設計され、その「方法」の結果が不適切になる場合に備えた条文**を設けて、単純な権利移転の結果の不都合を修正しています。

「方法」からの当然の帰結と、その不都合の修正という二段階に分けた把握をすることが、信託制度の素早い理解には必要です。この基本が把握できれば、あとは細かい点を潰していけば、決して難しいものではありません。（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

特定委託者について

相続税法9条の2では、受益者ではないが受益者とみなされて課税される「特定委託者」が登場します。課税漏れを防ぐための概念であり、神経質になる必要はないとも言われていますが、法務上は、不必要な適用を否定しきれない手掛りがなく、釈然としません。

本条5項において、「特定委託者」は、信託を変更する権限を現に有し、かつ、信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く）と定義されています。なお、「信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託を変更することができる権限を含むものとされおり、また、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者も、本条項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するとされています。

ところで、委託者が帰属権利者である場合の帰属権利者は、信託終了前は受益者ではありません。しかし、委託者であれば信託を変更する権限を有していますから（信託法149条1項）、特定委託者に当たり課税法上は受益者とみなすことになるとの指摘があります。とすれば、他益信託の委託者が自己を帰属権利者としておくと、信託終了時の課税とは別に、信託設定時に、受益者に対する贈与税課税に加えて、委託者にも贈与税が課税されるのでしょうか？しかしながら、これは不合理でしょう。とはいえ、本条項の解釈としては、

特定委託者への該当性を明確に否定する根拠が見当たりません。

それとも、信託設定時に、委託者には特定委託者としてまず贈与税が課税され、信託終了時には委託者＝帰属権利者に対する課税はないとみるべきなのでしょうか？早急に、税法上の解決を図っていただきたいと考えています。

受託者が帰属権利者である場合の問題はより深刻なように思われます。

例えば、親子間で民事信託を設定する場合に子を受託者兼帰属権利者とする例が多いと思われます。しかるに、受託者は基本的に信託の変更権限を有する者に該当しますので、受託者が残余財産の帰属権利者である場合には、その実質をみて、受託者が税務上の受益者（特定委託者）とみなされる可能性があるとの指摘があります。

とすれば、自益信託の受託者を委託者（＝受益者）の死亡により終了する信託の帰属権利者としておくと、信託終了時点での帰属権利者（＝受託者）に対する相続税課税とは別に、信託設定時にも、受託者に対する贈与税が課税されるのでしょうか？しかしながら、これは不合理でしょう。とはいえ、本条項の解釈としては、特定委託者への該当性を明確に否定する根拠が見当たりません。こちらも、早急に、税法上の解決を図っていただきたいと考えています。

（弁護士 山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

民事信託受託者の支援～その11～

年末には受託者にリマインドを！

●リマインド1：信託帳簿の作成と報告

民事信託の設定を支援した専門家の方々はこの年末に受託者とコンタクトし、受託者の信託事務の実施状況について確認していただきたいと思えます。

これまで本シリーズにも書いてきた通り、受託者には、帳簿等の作成等、報告及び保存の義務があります（信託法第37条）。受託者は、毎年1回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければなりません。信託財産に係る帳簿（信託帳簿）とは、信託事務に関する計算や、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにしたものです（信託計算規則第4条）。

そして、民事信託を支援した方々には、受託者にこの信託帳簿の作成状況をこの年末に確認していただきたいのです。

なぜこの年末かというのは、信託契約書に定める計算期間を、多くの民事信託では、毎年1月1日から12月31日としているからです。計算期間が終了する12月31日にする信託では信託財産について一旦閉めて、その間の信託事務に関する計算や信託財産の資産・負債の状況を受託者は受託者の義務として信託帳簿にまとめ報告しなければならないのです。

信託帳簿については、他の目的で作成された書類や電磁的記録を使うことも可能とされており（信託計算規則第4条）、その様式は限定されていません。

例えば、受益者の生活や療養等のために金銭を管理する信託では、計算期間の末日の信託財産の残高と信託計算期間における受益者への金銭の給付履歴について、信託財産を保管する信託口座の通帳の写しに加えて、エクセルシートに給付の内容等を記載した書面を信託帳簿として作成し報告することでもよいと思えます。信託財産が賃貸用不動産でその不動産の管理を受託者が管理会社に委託している場合、管理会社が作成する管理レポートを利用して信託帳簿をまとめることもできます。受託者に指図があった場合はその指図書や信託財産の管理のために必要な費用を支出した場合はその領収書を、信託財産に関して受託

者が他者と契約を交わした場合はその契約書をあわせて信託帳簿と保管しておきます。信託帳簿は、その作成日から原則10年間保存しなければなりません。

信託計算期間が終了したら、受託者は信託帳簿をまとめ報告することが必要ですよ、そしてその信託計算期間の終了日は12月31日ですよと、民事信託の設定を支援した専門家の方々を受託者にリマインドすることが必要です。

●リマインド2：信託の計算書の作成と提出

信託帳簿等の作成と報告に加え、受託者が年明け早々に行わなければならないことに、法定調書の作成と提出があります。信託財産に関して受益者別の収入が3万円を超えている場合、「信託の計算書」を受託者が作成し、受託者の所在地の管轄税務署長に提出しなければなりません（所得税法第227条、所得税法施行規則第96条）。信託の計算書は受益者別に作成するため、1つの信託契約に複数の受益者がいる場合、複数の信託の計算書を作成することが必要です。また、信託計算書に加えて信託の計算書合計表もあわせて作成し提出します。

□ 信託の計算書

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/h28/23100054-01.pdf>

□ 信託の計算書合計表

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hotei/000601/pdf/25-2.pdf>

確定申告の時期になると、筆者は、民事信託の設定の支援をした税理士の方から信託について調書の提出が必要なのでは？との問い合わせを受けることがあります。確定申告の時期では、提出期限（1月31日）をすでに過ぎています。作成と提出漏れがないよう、年末に受託者に連絡し、信託財産に関して受益者別の収入金額が3万円を超えている場合は、信託の計算書の作成と提出が必要であることを是非リマインドしていただきたいと思えます。

年末は一つの区切りです。民事信託の設定を支援した専門家の方々には、受託者に連絡し、信託事務の実施状況などについてヒアリングし、場合によっては必要なアドバイスをすることをおすすめいたします。

（民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司）

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

2018.12.25 No.59

Member's

News

専門家協議会 会員 ニュースレター

発行・編集

一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024

<http://www.shintaku-shien.jp/>

配偶者居住権の評価と信託の利用

1. 改正民法の配偶者の居住権

我が国は社会の高齢化に伴い家族の関係が複雑な家庭が増加してきているので、相続開始時における生存配偶者の生活に配慮するために、その居住の権利を保護することが喫緊の課題になりました。そこで、法制審議会の民法（相続関係）部会においてフランスの配偶者の居住権制度等を参考にした審議が行われ、これを受けて、政府は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）に配偶者の居住権を新設しました。同法は今年7月に成立・公布され、配偶者居住権の施行は2年後の2020年4月になりました。当機構では今年10月の専門研修において配偶者居住権を取り上げました。本稿では配偶者居住権に関し問題になる権利の評価方法について検討します。

1. 改正民法の配偶者の居住権

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合、居住建物に対して配偶者短期居住権（改正民法1037条）と配偶者長期居住権（以下単に「配偶者居住権」と言う。改正民法1028条）を取得します。

配偶者居住権（長期）は、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に無償でその使用又は収益を認める権利です。但し、被相続人がその居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合はこの限りでは

ありません（改正民法1028条1項）。配偶者居住権は配偶者の死亡または期間満了で消滅します（改正民法1036条（597条1項準用））。

2. 配偶者居住権の評価

(1) 遺産分割における配偶者居住権の評価

配偶者居住権は相続財産の一部であるから、配偶者は、自己の具体的相続分から、配偶者居住権の財産評価額を控除した残額の相続財産を取得します。この財産評価方法については、改正民法には規定がありませんが、法制審議会の民法（相続関係）部会の会議において、公益社団法人日本鑑定士協会連合会が次の評価方法を提示しました。

配偶者居住権の財産評価額＝（年額建物賃料相当額－配偶者負担の必要費（固定資産税、修繕費等））×年金現価率

この算式では、賃料相当額の算定に専門的知見が不可欠であり、一般の国民がこのような算定に基づいて評価することは困難です。そこで、同部会の事務局は簡易な評価方法として、固定資産税評価額をベースとした次の算式を提示しました。配偶者居住権の財産評価額＝建物敷地の現在価額－配偶者居住権の負担付き所有権の価値

負担付き所有権の価値の一例＝固定資産税評価額×（法定耐用年数－（経過年数+存続年数））÷（法定耐用年数－経過年数）×ライプニッツ係数（注）

注：存続年数は配偶者居住権が終身の場合は平均余命を使用。ライフニッツ係数は複利現価率を使用。

この簡易な評価方法は相続人間で合意がある場合に使えます。

さて、一般に遺産分割において配偶者居住権の評価額が低ければ低いほど、居住建物の評価額が高くなります。そこで、配偶者は居住建物以外の財産を相続できる可能性が高くなり、他の相続人はその分だけ居住建物以外の財産の相続額が減少します。この結果配偶者と他の相続人は、遺産分割において、利害が対立することになり、両者がこの簡易な評価方法に合意できるかどうか分かりません。また、相続税評価額についても、配偶者居住権の評価額が低ければ低いほど、配偶者の相続税負担が軽くなり、他の相続人は居住建物の相続税負担が重くなりますから、配偶者と他の相続人は利害が対立することになります。

（２）相続税における配偶者居住権の評価

与党の税制改正大綱によれば、配偶者居住権の相続税評価額は法制審議会の事務局が提示した簡易な評価方に準じて、次のように計算します。（「平成 31 年度税制改正大綱」P57～58」）。

①配偶者居住権の評価額（①）＝建物の時価－建物の時価×（残存耐用年数－存続年数）÷残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

②配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」）の所有権の評価額＝建物の時価－①

③居住建物の敷地の利用に関する権利の評価額（②）＝土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

④居住建物の敷地の所有権等の評価額：土地等の時価－②

（注 1）建物等の時価」配偶者居住権が設定されていない場合のそれぞれの時価。

（注 2）「残存耐用年数」は、居住建物の所得税法の耐用年数（住宅用）に 1.5 を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数。

（注 3）「存続年数」は、配偶者居住権の存続期間が、配偶者の終身の間である場合はその平均余命年数、遺産分割協議等により定められた場合はその期間（配偶者の平均余命年数を上限）。

3. 信託制度の利用による居住権の付与

配偶者居住権は、被相続人がその居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合は利用できません。配偶者居住権の適用は、生存配偶者の居住に限定されていますが、法律婚ではない内縁の場合や、配偶者以外の家族、たとえば、子供の 1 人の場合等には適用されません。このように配偶者居住権を利用することができない場合は、信託制度を利用して、長期の居住権を必要とする親族等にこれを付与することが考えられます。米国ではこのようなニーズにこたえる信託の一種に「居宅信託（Personal residence trusts）」があります。

なお、本稿では紙面の制約がありますので、フランスの配偶者居住権制度及び米国における税制適格な居宅信託の詳細については、今年 12 月末に日本法令にて発行される『家族信託実務ガイド』第 12 号をご覧ください。

（民事信託活用支援機構理事長 高橋倫彦）

遺留分侵害目的の信託の一部無効（東京地裁平成30年9月12日判決）

1 信託契約の一部が遺留分侵害を目的とすると認定され、公序良俗違反で無効とされました。ただし、①一部で憶測を呼んでいた強引な契約条項に一般的に警鐘を鳴らしたとまで言えるかが疑問であること、②遺留分制度の変更（本年7月施行予定）後には前提が大きく変わること、に注意が必要です。

2 事案の概要・判断の中核

(1) 委託者が死亡わずか13日前に締結した信託契約が問題となりました。家族関係は、委託者父、長男・長女・二男の3人の子があり、委託者は、信託契約の4日前に死因贈与契約書も作成。長女に全財産の1/3、二男に全財産の2/3を死因贈与するとしていました。二男を受託者とする信託契約では、都内自宅のほか、収益物件や地方所在の不動産を含む全不動産と、現金300万円が信託財産とされ（金融資産等は他に1億以上）、受益権は、当初は委託者自身、委託者死後は二男：長女：長男に4：1：1（二男以外は遺留分割合相当の割合）で第二次受益権を取得するとされていました。

(2) 長男は、自らの遺留分が侵害されたとして、信託契約及び死因贈与契約について遺留分減殺の意思表示をしました。

(3) その後、長男から、契約締結等の能力について意思無能力を理由とする無効、信託法秩序や憲法違反等を理由とする公序良俗違反による無効、遺留分減殺を理由とする請求を掲げた訴訟が二男に対して提起されました。

(4) 本件は、信託契約等の締結時期が死亡の直前であったことから、意思無能力等の可能性も感じられるものでしたが、判決は事実関係を丁寧に認定した上でこれらの主張は排斥されています。認定事実からみても、委託者の意思は明らかだと思われますので、この点は以下論じません。また、二男等に「墓と仏壇」を守らせるという委託者の意思について、憲法違反等の主張もされていますが、それについても採用されていません。

(5) 最終的には、不動産のうち、価格割合で50%以上を占める宏壮な実家不動産等についての「受益権」の内実が問題とされ、それが二男以外については内容空疎であると認定された結果、その不動産を信託財産として形式的に割合的に受益権を付与すること等が、遺留分権侵害の意図に出たものと認定され、それが公序良俗に違反するとして、信託契約が一部無効とされたものです。反面、収益不動産について割合的受益権を付与することは遺留分を侵害するとはされていません。

3 争点について

(1) 本判決が下された当初、「遺留分侵害で公序良俗違反無効」ということについて、驚きの反応が拡がりました。遺留分侵害

が認められる場合には、減殺により侵害行為が一部否定されるだけのはずで、本来全面的に遺留分侵害を意図していたとしても、侵害行為自体が公序良俗に反するとして無効とされるようなことは想定されていなかったためです。

この点の本判決の評価ははまだ検討が必要と思われるが、本判決は遺留分と信託の論点について、いわゆる受益権説に立っています。その結果、本件信託契約は、長男にも遺留分割合の「受益権」を与えており、侵害はないのではないかが問題となります。しかし、本件信託においては、不動産中最大の価値を占める自宅不動産について、長男にも1/6の受益権があるとしていますが、実際に長男にどのような利益があるのかが分かりません。二男は、自宅部分についての収益化の計画があったと主張しましたが、真実そういう意図があったかは疑問とされました。そうすると、長男は、自宅不動産について受益権があるとされつつも、実際は何らの利益を受けられないわけです。その上、信託契約上、受益権は固定資産税評価額で買い受けられるとされていたことも相まって、本件信託における長男の受益権は空疎なもの判断され、そのような受益権を付与するのは、遺留分権侵害を言い逃れるものとされた結果、これら自宅不動産等を目的とする部分の信託契約が、違法な目的による公序良俗違反のものとして一部無効とされたものです。

(2) 確かにこの判決の指摘はもっともな点もあります。自宅不動産について当初受益者＝委託者は自宅として居住する受益権を持っていたと思われるので、第二次受益者に対しても、住居等として利用する受益権を明示して与えていれば、このような判断は避けられた可能性も感じます。しかし、本件信託契約上、子世代の第二次受益者の自宅不動産についての受益権は内容が明らかではありません。以前から委託者と同居していたと思われる二男については、受益者として居住できるのではなく、物件を管理する受託者としての居住を定めているのですが、これが受益権として定められ、他の姉兄にも割合的使用権原を与えていたらどうだったでしょうか。非常に興味深い点です。

(3) 本判決は、信託と遺留分の論点について、いわゆる受益権説にたっていますが、その判断根拠や、結論との関係については、従来のこの論点についての議論が十分反映されているのかどうかは不明です。また、受益権の経済評価等は、必ずしも従来の議論を踏まえているとは感じられず、配偶者居住権の制度が設けられ、それについての議論もされている現状では、今後同様の判断がされるものかどうかは、予断を許さないと云べきと思われます。（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

受益者の変更について

遺言と比較した民事信託のメリットとして、書替え・変更が難しいと言われていますが、それは程度の問題に過ぎないのかもしれませんが。たしかに、遺言の書替えによって前の遺言を取り消すことができます。対して、信託の変更は、原則として委託者・受託者・受益者の合意によるので、固定化の点で優位性があるように見られます。しかしながら、遺言代用信託における受益者の変更については、必ずしも固定化の点で優位性があるとは言えないかもしれません。

信託法では、第89条1項において「**受益者を指定し、又はこれを変更する権利（以下この条において「受益者指定権等」という。）を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。**」と規定されています。また、第89条2項では「**前項の規定にかかわらず、受益者指定権等は、遺言によって行使することができる。**」と規定され、さらに、第89条6項では「**受益者指定権等を有する者が受託者である場合における第一項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受益者となるべき者」とする。**」と規定されています。すなわち、受託者が信託行為の定めによって受益者変更権を有する場合があることが想定されており、そのような信託においては、受託者の新受益者に対する意思表示によって受益者が変更されること

になります。加えて、第90条第1項では「**次の各号に掲げる信託においては、当該各号の委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。一 委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託**」と規定されています。すなわち、遺言代用信託における委託者は、原則として、受益者変更権を有しています。したがって、第89条第1項に基づき受託者に対する意思表示で、第89条第2項に基づき遺言で、受益者を変更することができるかと解されます。すなわち、委託者は、遺言によって第二次受益者や残余財産受益者を変更できることになります。

とすれば、民事信託においても、遺言の書替えと同じような事態が起きる可能性は否定できません。それを回避するためには、信託行為の別段の定めにより、委託者の受益者変更権を制限しておく必要があります。皆様ならどう対処されるでしょうか？良い対策がありましたらお知らせください。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

民事信託受託者の支援～その1 2～

建物（収益不動産）を信託する際の支援

建物を賃貸するいわゆる収益不動産が信託財産の場合、受託者は信託財産の価値を維持することが必要となります。日常の保守はもちろんですが、信託期間が長期にわたる場合、計画的に大規模修繕を行うことも必要となります。定期的に修繕を行っていなかったことから建物が棄損し、その結果、借借人や借借人以外の第三者に被害をもたらすようなことが生じれば、それは受託者責任を問われてしまいます。また、修繕をしていないような建物では、賃貸条件も悪くなり、信託財産の収益が下がってしまい、受益者への信託利益の給付も減ってしまうことにつながります。

信託の設定の支援とその後の受託者の支援について以下に項目ごとに記します。

□ 現物を確認

信託を設定する際、その設定を支援する者は、信託財産とする建物の状況を確認することは必須です。それは登記簿や航空写真を見るだけで確認するのではなく、実際に現地にいき建物の状況を見て確認します。

□ 修繕の履歴と今後修繕が必要となる時期を確認

屋根、外壁、外部廊下や階段の床、鉄部の塗装、屋上防水やエレベーターなどの修繕はいつしたのか？委託者にその履歴を確認します。そしてその際、どの位の費用がかかったのか？について信託設定の支援者は確認しておきます。業者が作成した修繕計画などの情報があれば、次はいつごろに修繕するのかについて確認しておきます。修繕計画がない場合、インターネットなどで情報を検索し、修繕が必要となる時期の一般的な情報を取得することは容易と思います。

□ 修繕用に積み立てた資金を信託

建物の所有者である委託者は、修繕に対応するための資金を準備しているかと思えます。その準備資金を建物とともに信託財産とします。修繕資金とは関係ないですが、保証金や敷金についても確認し、その資金もあわせて信託財産とすることが必要です。

□ 資金が不足したときの備え

修繕資金が不足した場合、受託者が金融機関から資金を借入することができるよう、受託者の権限を信託契約に定めておくことも必要です。しかし、信託契約

に定めていたからといって、将来、受託者が金融機関から修繕資金の融資が受けられるとは限りません。そのための備えとして、信託口座を開設する金融機関に、将来、受託者が修繕資金を借入することは可能かなどヒアリングしてみることも必要です。

□ 信託設定後は修繕積立てを

信託を設定した後の受託者の事務として、信託収益の管理があります。受益者の生活や療養のための資金を受益者に給付することがありますが、その際、信託収益のすべてを給付するようなことはせず、修繕積立金として別途そのための資金を確保しておきます。信託の支援者は、信託設定時に、修繕計画表などの情報から次の修繕が必要となる時期を定め、その時に向かって定期的に積み立てる資金額を逆算し、積立を実行することを受託者に喚起します。信託決算時には、修繕積立金が計画通りに積み立てられているかのチェックを信託の支援者が行うのもよいと思います。

□ 修繕について業者のサポートを得る

民事信託が広がることにより、受託者をサポートするサービスを提供する者の出現が期待されます。

修繕は多額の費用がかかるので、できれば行いたくないというのが心情です。所有者であればできるだけ先延ばしにしたいと思っています。しかし、信託は受託者が財産管理を行う仕組みです。民事信託は委託者の家族が行うため、委託者の心情と同様に修繕には後ろ向きに考えがちですが、受託者として信託財産の価値を維持するという義務があります。そのため、長期的な視点から計画的に修繕を実行していかなければなりません。

建物の現状を客観的に把握し、建物を診断し、修繕する時期を提示するサービスを提供する業者は多数あると思われます。そのような業者のなかで、最近、信託の受託者向けに建物を診断し、計画的な修繕積立てのガイドを作成するサービスを提供する業者も出てきているとの情報もあります。そのようなサービスも利用しながら、民事信託の受託者が適切に建物の管理を行い続けるようサポートを継続することが、民事信託の支援者として必要かと考えます。

(民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司)

配偶者居住権の評価と信託受益権の評価

昨年12月25日発行のニューズレター第59号「配偶者居住権の評価と信託の利用」で改正民法の配偶者の居住権の概要、その遺産分割時の権利の評価方法、及びその相続税評価方法(注)を紹介しました。配偶者居住権は、被相続人がその居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合は利用できない等の制約があります。そこで、配偶者居住権を利用することができない場合は、信託制度を利用して、長期の居住権を必要とする親族等に居住受益権を付与することが考えられます。

注：平成31年度税制改正大綱二資産課税

1. 居宅を無償で使用する権利の評価

配偶者居住権は居宅を無償で使用する権利です。この使用は無償で行われるので、その使用が特段の収益を生むわけではありませんが、その使用权には経済的価値があります。この経済的価値は賃貸市場で配偶者がこの居住建物を賃借した場合にその家主に対して支払ったと推定される賃料の額に相当します。

そこで、配偶者居住権の評価は、受益権複層化信託の収益受益権の評価方法に準じて、今後配偶者が利益を受ける賃料相当額を推定して、その現在価値を算出する方法が考えられます。しかしこの賃料相当額の推定が難しいので、まず居住権の存続年数の経過後の建物の価額を推算し、この価額を民法の法定利率による複利現価率により割り引いて、賃貸中の建物の価値を算出します。その後、賃貸前の建物の時価からこの賃貸中の建物の価値を差し引いて、建物の居住権評価額を逆算します(注)。

注：相続税法23条の2(2月5日国会提出の所得税法等の一部を改正する法律案で新設)

2. 配偶者居住権の相続税評価の事例研究

配偶者居住権の相続税評価方法は事例を見ると理解しやすいのですが、評価方法の詳細は政省令の改正を待つ必要があります。配偶者居住権の施行は2年後(2020年4月)までに時間があるので、財産評価基本通達が今後改正されるかもしれません。税務の専門誌においても配偶者居住権の評価に関する

記事はまだほとんど見かけません。この事例研究はあくまで皆様の理解を助ける目的で書いたものであり、いくつかの仮定に基づく試算にすぎないことをご留意ください。

3. 相続税評価額の試算

事例は妻70歳に自宅はマンションの終身の長期居住権を付与、建物の固定資産税評価額500万円、その耐用年数は鉄筋コンクリート造り(住宅用)47年、その築後経過年数は10年、
残存耐用年数=47年×1.5-10年=60.5年
存続年数=70歳女性の平均余命年数は20年、
存続年数20年の民法の法定利率年3%の複利現価率0.554、
土地等の敷地権の共有持ち分の路線価による評価額は500万円

①建物の居住権評価額=建物の時価-建物の時価×(残存耐用年数-存続年数)÷残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率=500万円-500万円×(60.5年-20年)÷60.5年×0.554=315万円。

②敷地の居住権評価額=土地等の時価-土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率=500万円-500万円×0.554=223万円

③配偶者居住権に基づく居住権評価額の合計額=315万円+223万円=538万円

4. 信託制度を利用した場合

長期の居住権を必要とする親族等に居住受益権を付与する場合に、配偶者居住権と同様に、この居住受益権を直接に評価しないで、これを逆算する評価方法が適用できるのでしょうか。すなわち、まず元本受益権に相当する賃貸中の建物の価値を算出し、これを賃貸前の建物の時価から差し引いて、建物の居住受益権の評価額を算出する方法です。これは今後財産評価基本通達の改正を待つ必要があります。なお、事例の評価方法の詳細は3月末に発行予定の家族信託実務ガイド第13号の記事をご覧ください。(民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦)

信託法のデフォルト規定等とそこから読み取れる信託制度の本質

1 平成18年に制定された現行信託法は、全部で12章・本則が271条までありますが、ごく例外的な場合にしか適用する場面が考えにくい技術的規定も多く、信託制度を把握するのにしっかり読んでおかなければならない規定は、それほど多くありません。法制度は、その骨格をなす仕組みについては、自ずと一定の解釈を導くことができますが、例外的な事象についてはその法制度の根幹から演繹的に結論を導けないことがあります。その結果、実定法規の規定は、むしろ例外的事象への対処を決め、それを明文で示すものが多くなり、条文だけ見ると例外についてばかり書いてあるので、法制度の全容が把握しにくくなるという特色があります。法文を読むときには、このことをしっかり弁えて、枝葉末節にとらわれず、細かい規定などはそれを覚え込もうなどとはしないで、必要に応じて条文を参照できるガイドマップを頭の中で作るといった姿勢で読むようにし、必要が生じた場合は、そのガイドマップに従って該当の条文を探し当て、規定を確認する、という姿勢が望ましいでしょう。

2 また、法文というものは、例外的事象に対応する規定だけでなく、本質的事項に関連する規定であっても、無駄なことは定めていません。その法制度がどのような性質のものか、典型的にどのような場合に適用が考えられるか、具体例は何かなど、その法制度を理解し、把握するのに有益なことは、一切書いてありません。定義が必要なら概念を定義し、それらを用いて、要件と効果を簡潔にあらわす以上に、余計なことは一切書きません。法律学の教科書のように、ある概念をいろいろな方向から説明してみたり、たとえ話を書いてみたり、重要なことは繰り返し説明したりということも一切ありません。

ですから、法律制度を学ぶ場合は、いきなり法文のみ読んでもなかなか意味が分からないので、教科書・基本書などを読み、理解しようとする訳です。

しかし、その結果、読むのは教科書・基本書だけになってしまい、実際の法文をしっかり読まないということにもなりがちです。

明治時代に急速な近代化が求められ、国家的使命を背負った秀才が異能ともいえるべき能力を発揮して作った法律は、簡潔な美文でしたが、簡潔すぎて分かりにくいことも多々ありました。逆に、戦後の民主国家において制定される法律は、立法機関である国会で制定された法規に論理矛盾や漏れがあることを極端に嫌ったため、法文が長くなり、場合によっては条文中に括弧書きが何重にも設けられたりして、確かに読みにくいこと

の上ありません。しかし、そうは言っても、日本語で作成された文章ですから、時間をかけて落ち着いて読めば、まったく分からないということはないはずで。

3 法文を参照するようにすると、図らずもその法制度の本質が法文の構造に顕れていることに気付くことがあります。その一つの顕れ方に、法文が何をデフォルトの規定とし、どのような場合に例外を設けているか、などの点があります。また、「規定が存在しない」ことに大きな意味があることがあります。

(1) 後者の例からいうと、信託財産の独立性を定める23条等の規定は、受託者の債権者から信託財産を隔離しますが、「信託の倒産隔離機能」というときに、まず注目されるのは受託者ではなく、委託者の債権者からの隔離です。投資スキームなどの構成に信託を活用する場合、オリジネーターである委託者の債権関係から信託財産を切り離して投資目的財産のパッケージを作るわけですが、その委託者からの隔離についての条文は信託法には1条たりとも規定がありません。詐害目的の場合の詐害信託の取消の制度があるだけで、信託財産は委託者の債権者の責任財産にはならない、などと規定する条文はないのです。しかしこれは何も不思議なことではなく、信託財産は委託者から受託者に移転し、委託者は既に当該財産の財産権者でなくなっているのですから、信託財産は21条1項2号の債務などを除き、委託者の債務について責任財産になりようがないのです。逆に、信託財産は法律的に受託者の財産となるので、受託者の債務から独立性を持たせるという例外を法律が規定しなくてはなりません。それを規定するのが23条以下の規定であるというわけです。ここに、信託は、委託者から受託者に財産権を移転する(処分する。3条各号)制度であるという大原則が顕れています。

(2) 信託が終了し、清算が行われた後に残った残余財産の帰属については、182条に規定があります。同条は、まず第1項で残余財産の帰属先の原則を定めます。同項1号が残余財産受益者、2号が帰属権利者ですが、ここで重要なのは、「信託行為において」「となるべき者として指定された者」とされていることです。信託は、委託者が信託目的を定め、自らの財産を信託財産として拠出するものですから、信託が終了して清算が行われた後に残った財産について、その帰属先を定めるのは元々その財産を保有していた委託者に決めさせるべきことでしょう。委託者が行った「信託行為」を参照するのは当然です。しかし、その信託行為に、残余財産受益者・帰属権利者の定めが欠けてしまっていたときは困ります。そこで同条2項は、「信

託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなす」としています。「委託者又はその相続人その他の一般承継人が帰属権利者となる」としてもよかったです。残余財産の帰属先は国家が決めるものではなく、委託者が決めておくべきもので、それが欠けていたから仕方なく「信託行為に・・・を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなす」、という訳です。信託の結末を決めるのはあくまでも委託者＝信託行為であり国家は介入しない、しかし決まらなると困るから委託者が決めていたことにする、というスタンスが良く顕れた条文というべきです。さらに帰属先が決まらない場合は、同条3項でなんと、「清算受託者に帰属する」としてあります。権利者のいない財産が残るのはこのましくないのです、そうしてしまうという訳です。

信託が終了した場合、当然委託者に信託財産が復帰するとか、委託者＝当初受益者の死亡が終了原因となっていた場合には、復帰した信託財産が委託者＝当初受益者の相続財産となる、という誤解が根強くありますが、決してそうではありません。信託は受託者に財産権が移転する制度です。委託者に当然に戻ることはありません。委託者の相続財産にもなりません。もちろん委託者＝当初受益者が有していた受益権が存在していれば財産権として相続の対象にはなりますが、受益権自体が委託者＝当初受益者死亡で消滅すると規定されていればやはり存在しない権利は相続の対象にはなり得ません。

しかし、法的には受託者に移転したとはいえ、信託財産となった財産についてそれを信託目的に抛出し、信託を設定したのは委託者ですから、その清算後の残余の帰属先については、委託者こそが信託行為で決めておくべきです。それを決めていなかった場合も、あくまでも委託者の意思とみなした上で、もとの財産抛出者である委託者等に帰属させる（相続ではない）というのが信託法の姿勢なのです。

(弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長)

信託口座について

今回は、民事信託における必須アイテムともいえる信託口座についてお伝えしたいと思います。

信託法では34条で受託者の分別管理義務が定められています。しかして、受託者が信託財産である金銭を銀行預金として管理するに当たってこの分別管理義務を果たすためには、信託口座を利用することが有用です。先日筆者が関与した民事信託では、「〇〇〇〇（委託者の個人名）信託受託者□□□□（受託者の個人名）」という名義の信託口座を某信託銀行に開設しました。

ただし、信託法上は、「その計算を明らかにする方法」「により、分別して管理しなければならない。」と定められているので、信託口座を開設することは必須ではありません。では、なぜ必須アイテムともいわれるほど信託内口座が有用なのでしょう？

そもそも、信託財産には、受託者の債権者からの独立性が認められています（信託法23条、25条）。すなわち、民法の原則からすれば、債務者が所有している財産は当該債務の責任財産を構成するはずですが、信託法では、受託者が所有している信託財産に関し、強制執行等の対象とはならず、受託者の債権者が有する債権の責任財産を構成しないという原則を定めたいうえで、信託財産責任負担債務に係る債権に関しては信託財産が責任財産となり、強制執行等の対象とな

ると定めています（信託法23条）。また、受託者の破産という場面でも、信託財産は破産財団を構成せず、破産管財人の支配に移されて債権者へ配当されることもないと定められています（信託法25条）。いわゆる、倒産隔離機能と呼ばれるものです。

さらに、信託財産は、受託者の死亡という場面では（受託者が死亡しても信託が継続する場合をお考えください。）、受託者が所有していた財産であるにもかかわらず、相続財産にはならず、新受託者に承継されるものとされています（信託法74条）。

したがって、会計帳簿等が適正に作成され、その帳簿の数字が預金通帳の数字から明白に認識できるなど、その計算が明らかにされているのであれば、信託口座を利用することなく、受託者個人名義の銀行預金口座によって信託財産である金銭を管理していたとしても、当該預金が信託財産であることを容易に証明することができるので、信託財産の独立性（倒産隔離機能）を発揮することもできるし、受託者の相続に巻き込まれる可能性も低いものとみられます。しかしながら、民事信託の受託者の多くは会計の専門家ではなく、会計帳簿等の適正な作成は困難です。その結果、計算を明らかにすることができず、実際上は、信託の倒産隔離機能を果たすことができず、あるいは、信託財産が受託者の相続に巻き込まれることが想定されます。そこで、専用

口座としての信託口座利用が有用になります。

ただし、筆者としては、単に「受託者」「信託口」という肩書が付されているだけではなく、C I F (Customer Information File) 番号に関しても、受託者個人の番号とは別に、受託者としての番号を付けたうえでの口座でなければ、信託口座とはいえないものと考えています。なぜならば、C I Fを別にしなければ、銀行が日常的な業務として当該預金を信託財産と扱い、受託者固有の財産と別扱いにすることは困難であると考えられるからです。

現在、このような信託口座の開設を認める銀行が増えてきたことは、民事信託の普及にとってとても喜ばしいことです。

では、株式等を管理する有価証券口座における信託口座の現状はどうでしょうか？筆者が関与した商事信託では、信託会社が委託者毎に有価証券の信託口座を開設し、そこに委託者の株式・投資信託を移管しました。ただ、残念ながら、民事信託において信託口座の開設を認める証券会社は片手にも満たないようです。銀行預金のように譲渡禁止の約定がなく、原物のまま受託者に移せるのですから民事信託においても信託口座開設の需要は大きいはずですので、徐々にでも民事信託の信託口座の開設を認める証券会社が増えていくことが望まれます。

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事)

民事信託受託者の支援～その 13～

信託が終了した時の受託者の業務

設定に関与した民事信託が終了したことの経験を有する専門家は、現時点ではまだ少数と思います。今回は、信託が終了したときの事務に関する支援について取り上げます。

●清算受託者

信託契約に定めた事由の到来により信託が終了した時、終了により受託者の業務は終了します。信託が終了した場合、その信託は清算をしなければならないため（信託法第 175 条）、その業務を清算受託者が担います。清算受託者は、信託が終了した時以後の受託者です（信託法第 177 条）。清算受託者を信託契約に定めませんが、多くの民事信託では、終了時の受託者がそのまま清算受託者を務めるようになっていると思われれます。

●信託の存続の擬制

終了事由が生じ信託が終了した場合でも、信託は清算が終了するまでなお存続し続けます（信託法第 176 条）。他者に賃貸する収益不動産など継続的に収益が生じる財産が信託財産のとき、清算期間中にも収益が生じます。清算受託者は、そのような収益も引き続き管理しつつ清算にむけて清算受託者の業務を行っていきます。

●清算受託者の職務

清算受託者は、下記の職務を行います（信託法第 177 条）。

- ①現務の結了
- ②信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済
- ③受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く）に係る債務の弁済
- ④残余財産の給付

清算受託者は、信託契約等に別段の定めがあるとき以外、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を持ちます。

●清算受託者の具体的な実務

上記①から④の実務について具体的に考えます。

①現務の結了

信託期間中に受託者が行っていた信託財産の管理業務について未了となっているものの始末を行って

いきます。しかし、信託が終了したからといって即その業務を終了することは難しいものもあります。例えば、賃貸不動産が信託財産だった場合、清算期間中に生じる賃貸借契約の更新や新規に賃貸借契約を締結することは清算受託者の事務になります。そのため、清算受託者の事務は現務の完了ですが、清算に向け合理的に必要と考えられる業務については信託期間中と同様に信託目的に反しないように財産の管理事務を継続しつつ未了の状態にある事務を終了させていくことになります。そのため、信託期間中に受託者の財産管理事務を支援していた者は、清算が終了するまでの間も継続して支援することが必要です。清算期間中の収入や支出の管理、新たな契約締結の履歴など、信託期間中と同様に信託帳簿に記載すべき事項が発生した場合、その記録を残していきます。

② 信託財産に属する債権の取立て

信託財産に属する債権の取立てについては、履行の請求・弁済ないし代物弁済の受領、相殺、債権取り立てのための委任契約の締結などに加えて、債権そのものを他者へ譲渡すること、債務の免除、債権の贈与など、清算受託者はその債権の内容や状況に応じた対応が求められます。これらは、その業務の専門家でない家族の清算受託者のみでは到底対応できず、法律の専門家の支援やアドバイスを広く求めながら清算業務を行っていくことになります。

具体的な実務の局面で考えるならば、信託財産が収益不動産の場合、終了時の未収家賃を速やかに回収していきます。しかし、速やかに回収できない家賃については、清算期間中に清算受託者が債権を回収せず、残余財産受益者または帰属権利者に未収家賃に関する債権を引き継ぐ手続きをとることもあるでしょう。未回収の状況や相手先もふまえて法律の専門家に相談しながら清算受託者の業務を行っていきます。

信託は終了したものの、清算が終わり信託財産の残余財産の給付が完了するまで信託財産の所有は清算受託者にとどまっています。

②信託債権に係る債務の弁済、③受益債権に係る債務の弁済、④残余財産の給付および債務の引き継ぎについては、次回に続きます。

民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司

三菱UFJ信託銀行信託博物館の紹介

号は「信託のすすめ」でした。このレターの主題は元信託協会副会長の永田俊一氏の著書「信託のすすめ—なぜ今、そしてこれから信託なのか」文藝春秋企画出版部から借用しました。同氏は旧大蔵省出身で信託制度の歴史に造詣が深く、現在は信託博物館の館長をしておられます。今回のニューズレターでは、同氏が「家族信託実務ガイド」日本法令の最新号(第13号)のFront Reviewに「信託博物館の風景」を寄稿しておられるので、この博物館を紹介いたします。

1. 信託博物館

この博物館は正確には三菱UFJ信託銀行が母体となった博物館法に基づく博物館類似施設であり、「広く社会の皆様は信託の魅力、多様性、柔軟性等に触れていただき、信託をより身近なものに感じていただく」ことを目的としています。同博物館には付属の資料館があり、そこには信託関係の蔵書が充実しています。その蔵書には信託の歴史に関するものはもちろん、現代の信託法の文献についても内外のもの多数そろえられています。また、実務書もそろえてあり、当機構の「民事信託受託者の実務」日本法令もありました。この資料館は一般に開放しており、無料で利用できます。その利用者カードを取得すれば資料の貸し出しも受けられます。

2. 信託の歴史

博物館館長の永田俊一氏は前著を改訂され、同人誌まんじ第144号及び145号に信託の歴史を詳しく書いておられます(この同人誌は資料館にあります)。また、同博物館事務局長の友松義信氏は「信託の世界史10のテーマで学ぶ信託とフィデューシャリー・デューティの起源」金融財政事情研究会を書いておられます。両氏の本は単に信託の歴史の紹介にとどまらず、日本における民事信託の健全なる発展のための示唆にも富んでいます。友松義信氏は英米における民事信託の活用を紹介した後、日本における民事信託の普及の動向についても触れ、巷に溢れている民事信託、家族信託等に関する本に関し、コメントし、その中で当機構の「『危ない』民事信託

の見分け方」日本法令を紹介し、安易な民事信託の設定を戒めています。

3. 民事信託の普遍性

この博物館では民事信託とは「大切な人のために財産を守り確実に引き継いでいきたい」という想いを実現する制度であると定義しています。信託制度は委託者の信頼に応える受託者の義務がその基礎にあります。信託の受託者は受任者(フィデューシャリー)の一種であり、その義務は信託に限りません。会社の経営者は株主から負託を受けてその受任者として会社を運営する義務があり、政府は国民の負託を受けてその受任者として政治を行う義務があります。信託制度は英国で生まれた特殊な法律制度ではなく、ローマ法由来の受任者の義務を基礎とする普遍性があります。

4. 民事信託に対する偏った見方

日本では、その法律制度が大陸法の伝統の下にあるために、英国で生まれた信託制度は馴染みがありません。平成18年末に新信託法が制定され、商事信託だけでなく民事信託の発展に対応する法律制度ができました。新信託法に合わせ信託税制も改正されましたが、税務当局に民事信託を使った租税回避行為への警戒が強く、その税制が非常に使い勝手が悪いものになっています。民事信託の制度は特殊な制度であり、民法の公的秩序を潜脱し、租税回避を目的にするとの偏った見方がないとは言えません。

5. 専門職の先生方へ

歴史を見ると信託制度は必ずしも順調に発展してきたわけではなく、専制君主の弾圧を受けた時代がありました。しかし、信託制度はこれを跳ね返して発展してきました。民事信託の利用者のためにその設計と助言をされる専門職の先生方には、その普遍性を認識していただく必要があります。当機構は啓蒙活動だけでなく、その健全な発展のために、広く社会に対して信託制度への理解を求め、その偏った見方の是正に努力してまいります。先生方にはそのためのご協力をお願いいたします。

(民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦)

配偶者居住権制度の創設と信託スキームとの比較

1 配偶者居住権制度の創設

昨年7月13日、昭和55年の配偶者相続分の引き上げ以来実に約40年ぶりという相続法制度の改正法が成立し、自筆証書遺言の要件緩和の改正は既に本年1月13日から施行されています。多くの改正は来たる7月1日に施行されますが、今次の法改正の課題である配偶者の保護のための改正である配偶者居住権等の創設は、来年4月1日からの施行を控えています。今年度税制改正で、配偶者居住権の評価方法等が法定され、来年4月1日の施行に向けて法制度の整備が行われています。

2 配偶者居住権制度の概要

配偶者居住権は、次のような問題に対処するために創設されました。即ち、①高齢社会のますますの進展、価値観の多様化に伴い、高齢配偶者の居住を保護する必要性が高まっているが、②その居住を保護するために居住用不動産自体を配偶者に取得させると、配偶者の相続分の大きな部分が不動産の取得で占められてしまい、相続分の範囲で爾後の生活を支える金融資産等が取得できる余地が狭まる（場合によっては、居住用不動産の取得もままならない）ので、③不動産自体より評価が低くなる居住利益のみを配偶者に取得させ、④配偶者の居住利益の取得の確実性を上げ、他の遺産も取得させる、というものです。

3 これまでの信託スキームの問題意識

配偶者の居住利益を保護するについては、これまで民事信託を活用したスキームが提唱されてきました。それは、

- ① 推定法定相続人は、再婚した配偶者（再婚夫婦間には子はない）と、被相続人の前婚の子
- ② 居住用不動産は被相続人伝来の物件
- ③ 再婚した配偶者の兄弟姉妹等には、浪費者等、当該不動産を相続させたくない事情があるが、再婚した配偶者に当該不動産を相続させた場合、前婚の子に遺贈してもらえない保証がない（再婚配偶者が被相続人の意思を無視するという場合だけでなく、兄弟姉妹等が精神的圧迫を加え阻止する可能性もある）
- ④ そこで、信託を活用し、再婚配偶者には終生の居住という受益権を付与し、それが再婚配偶者死亡時に消滅し、前婚の子に残余財産を帰属させるとすることで、再婚配偶者の関係の相続人に当該伝来の不動産が相続されてしまうことを防止する。

4 信託スキームの要点と配偶者居住権制度の類似点

信託スキームの「キモ」は、財産自体を相続させる単純な方法でなく、信託の転換機能により「受益権」として設計することと、その設計の自由度を生かし、受益権を残存配偶者の死亡で消滅するとすることで、残存配偶者の法定相続人に承継され

る可能性を封じたことにありました。

配偶者居住権は、残存配偶者が現実を得る居住利益を、不動産自体の価値より相当程度低い評価を受ける権利としたことにより、他の遺産を分割取得する可能性を高めることが目的であって、配偶者の権利を消滅させる目的ではありませんが、終生の居住利益を保証する裏返しで、配偶者死亡時に消滅する権利とされ、それゆえに過大な評価を防いでいる訳で、配偶者の死亡で消滅するのは、いわば当然の帰結です。

その結果、残存配偶者から更に相続・遺贈で承継されることのない権利であることを活用し、後継ぎ遺贈的な活用をすることも、今後は検討されることになると思います。

5 配偶者居住権の活用の盲点と信託スキームの可能性

そうすると、今後は残存配偶者に不動産自体を帰属させないこととしつつ、その居住を保護する場合には、信託によるのではなく、配偶者居住権を遺贈する遺言を作成するようにすべきでしょうか。しかし、その方法には、大きな盲点があります。

配偶者居住権は、原則として残存配偶者の終生の期間存続することとなっています。また、譲渡性も認められていません。

そうすると、配偶者が、当該居住用不動産に居住し続けられなくなったときにはどうすればよいでしょうか。

配偶者が不動産自体を所有しているなら、それを本人ないしは後見人等が処分換価して、その資金をもって、介護施設に入所する等のことができます。

しかし、配偶者居住権は譲渡・換金できません。せいぜい、不動産自体を取得した他の相続人の承諾を得て、第三者に使用収益させて対価を得るような方法しかありません。

この点で、配偶者居住権の制度は、問題意識は正当であるものの、高齢者の生活状況の変化が見過されているという、老後の生活環境の変化に柔軟に対応するというニーズに応え切れていません。

信託の有用性は、受益権の自由なデザインという点に加えて、将来の不測の変化に対する対応を、受託者や、その他の関係者の裁量性のある適切な判断に委ねて、柔軟な解決を可能とするという側面もあります。資産承継問題についての信託の活用は、ともすると意思凍結機能にのみ意識が向きがちですが、老後の資産管理活用と、承継について柔軟な対応を実現するという点も、実は大きなメリットです。

残存配偶者の生存中は、場合によっては不動産を換価処分してその必要に供するというデザインは、信託であれば可能なことです。（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

受益権の譲渡性・受益者連続信託と遺留分について

今回は、民事信託における受益権の譲渡性や受益者連続信託と遺留分についてお伝えしたいと思います。

1 受益権の譲渡性・受益者連続

信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権を受益債権といい、この受益債権及び受益債権を確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利を受益権といいます（信託法2条7項）。

かかる受益権には譲渡性が認められています（信託法93条1項本文）。したがって、売買・贈与等により移転することができるし、受益者が死亡したときにも消滅しないで存続するのであれば、相続の対象となります。しかしながら、信託行為において、受益者が死亡したときに当該受益権が消滅し、他の者（次順位の受益者）が新たに受益権を取得する旨を定めておくこともできます。いわゆる受益者連続型信託といわれるものです。

2 信託と遺留分

委託者兼受益者が死亡し、かつ、信託が存続して相続人が受益権を相続により承継する場合、遺留分の規定が適用されます。これに対し、受益者の死亡を契機とする受益者連続信託の場合はどうでしょうか？信託設定時に信託財産は委託

者から受託者へ移転しますし、当初受益者の受益権は、当初受益者の死亡により消滅します。したがって、第二次以後の受益者による受益権の取得ないし残余財産受益者・帰属権利者による残余財産の取得は、委託者兼当初受益者の遺産の相続ではありません。その結果、相続を規律する遺留分の規定が適用されないと思われるかもしれませんが、しかしながら、委託者が拠出した信託財産と受益権や残余財産との関係は極めて強固なものであり、遺留分減殺の対象となる「贈与」には、広く全ての無償処分を意味し、「無償の信託の利益の供与」も含まれると解されています（注釈民法（28）[補訂版]463頁）。ただし、遺留分減殺請求の対象や意思表示の相手方に関しては信託財産説と受益権説との対立があり、また、実際に遺留分侵害の有無・侵害額を算定することは容易ではありません。

3 相続法改正の影響

ところで、本年7月1日から施行される相続法改正により遺留分は金銭債権化されました。かかる改正法の下でも遺留分侵害額請求を受けるのは誰か？（受託者か受益者か？）、遺留分を算定するための財産の価額は信託財産の価額？受益権の評価額か？等について、信託財産説と受益権説との対立が続きます。ただ、信託行為の一部覆滅や、信託財産の共有が生じる可能性がなくなり、信託財産説に向けられていた批判が妥当しなくなったので、信託財産説が優位になるように

思われます。また、遺留分侵害額請求に対して支払うべき金銭の準備が必要となります。たしかに、改正相続法では、裁判所による相当の期限の許与の制度が設けられましたが、許与される期間は定かではありません。したがって、遺留分侵害の可能性のある信託においては、生命保険金などで遺留分侵害額請求に対する支払原資を手当しておく必要があるのではないかと思われます。

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事)

民事信託受託者の支援～その 14～

信託が終了した時の受託者の業務（2）

前回に続き信託が終了したときの清算受託者の事務への支援について取り上げます。

●「信託債権に係る債務の弁済」と「受益債権に係る債務の弁済」

信託法 101 条に、受益債権は、信託債権に後れるとあり、清算においても同様に信託債権に係る債務の弁済をした後でなければ受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済はできないと解されます。さらに、信託法 181 条は、信託債権や残余財産の給付以外の受益債権の弁済が完了した後に、残余財産の給付が行われるものとされています（信託法 181 条の「次条 2 項に規定する残余財産受益者等」は、次条 1 項の残余財産受益者と帰属権利者の総称となります。）。」

法律の専門家以外の者が民事信託を支援する場合、信託債権とは何かと迷うかもしれません。たしかに信託法には、受益債権についての定義はありますが（信託法 2 条 7 項）、信託債権に関する定めはありません。信託法を解する専門書には、信託債権とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務にかかる債権で、受益債権ではないものといった説明もされているようですが、具体的に考えるならば、信託財産責任負担債務とした信託前に生じた委託者の債務、つまり建物を建築するために委託者が信託前に金融機関より借入れた債務や、信託期間中に受託者が修繕等のために借入れた債務などが該当します。

これらの債務がある信託において、信託の清算実務では、清算受託者が借入を返済し、その後に残余の財産を帰属権利者または残余財産受益者（以下、帰属権利者等といいます）に給付することはほとんどないと思われます。多くの民事信託では、信託財産であった不動産（以下、信託不動産といいます）を現状有姿で帰属権利者等に引き継ぐことを想定して設定していると思われ、借入を返済するために信託不動産を処分するようなことをそもそも想定していないでしょう。

そのため、実務では、債権者である金融機関と調

整し、金融機関の承諾を得て、残債務を帰属権利者等に引き継ぐ手続きを行っていくこととなります。その手続きを、法律の専門家ではない清算受託者が単独で行うことは難しいため、法律の専門家等の支援が必要となるでしょう。

現時点では、受託者が債務を引き受けた信託が終了した事例もほぼなく、債務の引継ぎの手順などを示したものも見当たりません。今後のためにも実務で経験した者が、清算受託者として行う債務引継ぎの手順やポイントを公開し、実務家同士がその情報を共有することができればとよいと思っています。

また、金融機関への債務とは異なりますが、信託不動産の賃貸人から預かった敷金や保証金を帰属権利者等に引き継ぐことも清算受託者の実務として必要です。受託者が信託事務処理をするために必要と認められる費用を受託者の固有財産から支出していたときには、受託者が受益者との間の合意に基づいて当該受益者から費用の償還を受けることができる（信託法 48 条 5 項）となっており、受託者が負担した費用について清算します。

清算受託者は、受益者等へ信託財産を返還するに伴う所有権移転登記や信託登記の抹消も行います。

●清算受託者の職務の終了

清算受託者が職務を終了したとき、信託事務に関する最終の計算を行い、信託が終了したときにおける帰属権利者等のすべてに対し、その承認を求めなければなりません（信託法 184 条）。帰属権利者等が清算受託者から計算の承認を求められた時から 1 か月以内に異議を述べなかった場合には、帰属権利者等は清算受託者の計算を承認したものとみなされます。

信託銀行や信託会社が受託者となる信託（いわゆる商事信託）では、清算終了時の計算の作成と受益者等への報告はもれなく行われますが、民事信託ではその実行が疑われます。最終の計算内容について具体的な規定もないため、どのようなものを作成すればよいのかと迷うところもあることから余計にその実行が危ぶまれます。

信託法 216 条に定める限定責任信託（民事信託ではこの信託は存在しないものと思われます）には、

作成すべき書類の定めがありますが、これと同等の書類までは必要でないものの、財産目録・貸借対照表の作成に加え、清算事務の執行、債務や保証金等の引継ぎについて書面をまとめそれを報告事項とするのがよいと考えます。最終的に清算が終了したときの財産現況を示し、信託財産に係る債権の取り立てや債務の弁済についてその経緯と結果を報告書として残し、その書面をもって帰属権利者等に報告すれば民事信託では足りるものと思われます。いずれにしても清算の事務についてその情報は少なく、今後の実務家の活動を蓄積し共有していくことが必要です。

民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司

民事信託の日常的利用

日本における民事信託はいわゆる認知症対策が多数ようですが、この利用状況はあまり健全ではないと思われま。では信託の先進国の米国ではどのように使われているのでしょうか。米国の民事信託は遺言書の検認回避と節税の目的で使われているとの喧伝されることが多いのですが、実際のところはこうした目的よりも家族の構成員の教育や生活保障等の日常的な目的のためにより多く利用されているようです。

1. 米国における信託の日常的利用状況

米国コロラド州弁護士ジェームズ・ウエイド (James R. Wade) 氏は信託協会における講演で日常的に利用されている信託を次のように紹介しています。

① 未成年の子女の保護を目的とした信託

例えば、幼い子供を持つ若い夫婦が自分の死後に互いにその所有財産を生存する配偶者に残し、生存配偶者も亡くなった時はその残余の財産を子供たちに残してやりたいと願う場合には民事信託が利用できます。このような願の実現のためには、夫婦のうちいずれかが死亡した場合に、死亡配偶者の遺産を生存配偶者に遺贈し、生存配偶者も死亡した時に、残された子供たちのためにその残余財産を信託する旨の遺言書を作成します。この信託は子供たち全員のための信託であり、一番幼い子が満 18 歳又は満 21 歳になるまで、受託者が子供たちのそれぞれのニーズに応じてその裁量により信託収益又は元本を分配します。一番幼い子がその年齢に達した後は、信託財産を子供たちに均等に分割し、分割信託財産について、それぞれの子のための個別の信託を設定します。一定の年齢に達した子の信託は終了し、その子にその信託財産を交付します。信託財産の額が大きい場合は、例えば子が 25 歳になったら信託財産の 3 分の 1 を、30 歳になったら更にその 3 分の 1 を、35 歳になったら残りの 3 分の 1 と言うように分割交付します。

② 夫婦間信託

離婚又は配偶者に先立たれた者が、前の配偶者との間で設けた子供たちが成人したのを見届けてから再婚し、新配偶者と前配偶者の子供たちと両方に対して財産を残したい場合は、新配偶者が自分より長

生きした場合はその生存中は同人に信託財産を給付し、その後に新配偶者が死亡した時は信託を終了させ、その残余財産を前配偶者との間で設けた子供たちに交付する遺言信託を設定します。

③ 残余権を信託財産とする公益目的の信託
遺産の一部を生存者等に給付し、残余財産を自分が所属する宗教法人や自分が卒業した大学法人等の公益団体に寄付したい場合に、遺言により公益目的の信託を設定します。この信託では生存配偶者の生存中は生存配偶者に給付し、生存配偶者が死亡した時に信託が終了し、残余の信託財産は公益団体に寄付します。

2. 日本の信託税制の制約

このような健全な信託は特段の節税を目的としたものではありませんが、日本では税制の制約から非常に使い難い状況にあります。

① 未成年の子女の保護を目的とした信託

受託者の裁量をどう見るかで課税の取り扱いが変わるリスクがあります。例えば、受託者がその裁量で同一の受益者集団の内特定の受益者に対して他の受益者の権利を侵害することとなる分配を行う場合 (第 2 節 1. 民事信託の信託証書の作成①) は、それぞれの子供たちが最終的にいくらもらえるかが保証されていないので、当初の信託設定時に受益者が存しない信託と見なされ、法人課税信託となり法人税が課税される可能性があります (法人税法 2 条 29 号の 2 ロ)。またこの信託では子供たち (受益者となる者) が委託者の親族ですから受託者に対して相続税が課税されるリスクがあります (相続税法 9 条の 4 第 1 項)。

② 夫婦間信託

このような信託は受益者連続型信託と見なされて信託財産の全額が信託設定時と信託終了時と二回課税されるリスクがあります (相続税法 9 条の 3)。

③ 残余権を信託財産とする公益目的の信託

このような篤志家の信託について寄付金控除と譲渡所得課税の取り扱いが明らかではありません。このテーマについて詳しく知りたい方は家族信託実務ガイド第 14 号の同名の記事をご参照ください (6 月末発行予定)。

(民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦)

不動産信託における登録免許税について

信託に掛かる費用について、不動産を信託財産とする信託契約を締結する場合、信託登記に関する登録免許税を考慮しておく必要があります。それは、信託法第34条第1項には不動産につき分別管理の方法は登記をすることと定められており、同条第2項によりその義務は別段の定めによっても免除することができないことから、不動産を信託する場合は必ず登記をする必要があるからです。

1. 信託時の登記

委託者の所有の不動産を信託財産とする信託契約を締結した場合、不動産の所有権を委託者から受託者に移転するとともに、信託の登記を同時に申請することになります(不動産登記法第98条)。その際の登録免許税について、登録免許税法第7条第1項により『委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記』については登録免許税を課さないとなっていることから、所有権移転登記については非課税となり、信託の登記については不動産の価額の1000分の4の額となります。但し、土地に関する所有権の信託の税率については、租税特別措置法により令和3年3月31にまでは特例で税率が1000分の3に軽減されている。例えば、価額1000万円の土地と価額1000万円の建物を信託した場合の登録免許税がどうなるかというと、所有権移転部分は非課税、信託の登記部分は土地につき3万円、建物につき4万円となりますので、合計で7万円となります。

2. 信託契約中の登記

信託の登記をした後、信託の登記事項について変更があった場合、受託者は遅滞なくその変更の登記をしなければなりません(不動産登記法第103条)。信託の登記事項とは、①委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所、②信託の目的、③信託財産の管理方法、④信託の終了の事由、⑤その他の信託の条項等です(不動産登記法第97

条)。受益者が変わった場合、その変更登記を受託者がする必要があり、その場合の登録免許税は、不動産1個につき1000円となります。

一方、受託者が辞任等により交代した場合は、旧受託者の名義から新受託者の名義へ所有権移転登記をすることになりますが、登録免許税法第7条第1項の規定(受託者の変更に伴い受託者であった者から新たな受託者に信託財産を移す場合における財産権の登記)により非課税なり、登録免許税はかかりません。

3. 信託終了時の登記

信託終了後清算を経て残余財産である不動産は、信託契約又は信託法に基づいて残余財産の帰属する権利者に帰属することになりますが、その権利者への所有権移転と信託登記の抹消を同時に申請する場合の登録免許税は、所有権移転分は不動産の価格の1000分の20で、信託登記の抹消分は不動産1個につき1000円となります。

ただし、①受益者に信託財産を引継ぐ場合であって、信託の効力を生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者であるときには、所有権移転分は非課税となり(登録免許税法第7条第1項第2号)、②信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であって、かつ当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人であるときは、相続による財産権の移転の登記とみなし(登録免許税法第7条第2項)、不動産の価格の1000分の4の額となります。

②の場合の具体的事例については、次回説明したいと思います。

司法書士・行政書士 寫田樹人
(司法書士・行政書士法人山口事務所)

信託終了時の課税問題

第1 相続税法の問題

1 これまでに作成されている信託契約書の多くにおいては、委託者＝受益者死亡時に信託が終了し、帰属権利者に信託財産（負債も）現状有姿で帰属すると規定されています。

2 この場合には、相続税法9条の2第4項が適用されます。

同項によると、信託財産から信託債務を清算した「残余財産」を贈与・遺贈により取得したとみなすとされ、財産も負債も現状有姿で帰属させるという前述の契約の定めと整合しません。

信託財産から信託債務を差し引いた残額を残余財産と考えればよいではないか、といっても、仮に信託債務が信託財産を上回る場合には、「マイナスの残余財産」というものがあるのか、という疑問が生じます。

3 他方、信託が終了せず、新たな受益者に受益権が帰属する場合は相続税法9条の2第6項が適用され、第2次受益者は、「当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなす」とされています。受益権を相続・遺贈させたり、第2次受益者として受益権を得る人が該当します。

「資産」「負債」をそのまま承継したとみなすわけですから、現実に換価処分して清算を行うわけでもないですし、「残余財産」というような差引の結果がプラスかせいぜいゼロであることが求められている訳ではありません。

この規定は、「第1項から第3項までの規定により」とされていて、第4項の残余財産の帰属者は含まれていないのです。

4 この結果、委託者＝第1次受益者が、信託に供した財産以外に財産を所有していた場合、死亡終了で残余財産帰属とすると、差引マイナスの場合は、他の遺産と通算できず、相続税課税上不利になるのではないかと、言われています。

5 この問題を回避するには、委託者死亡で信託を終了させることは避け、信託継続の必要があまりないのであれば、新たに受益者となった方が信託を終了させることとして、相続の時点では相続税法9条の2第6項が適用されるようにするくらいしか方法はありません。第4項については、立法が不適切という指摘もあり、改正すべきであるとの意見もありますが、現行の条文が上述の形である以上、リスクは避けるべきでしょう。

第2 不動産取得税問題

1 不動産取得税は形式的な所有権移転については、非課税とされます（地方税法73条の7）。

①相続の場合（同条1号）

②信託を組成し、委託者から受託者に信託財産を移転したとき（同条3号）

③委託者に信託財産が戻る場合（同条4号イ）

④委託者の相続人に信託財産が戻る場合（同条4号ロ）

問題は、③・④については、「信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託」であることが前提とされていることです。

2 不動産取得税は、不動産の所有権を得た者に課税しますので、自益信託の組成時・解消時に所有権の移動がある以上、非課税措置を講じないと課税対象になってしまいます。しかし、解消時に一律非課税とすると、今度は一度信託することで委託者以外の者へ所有権が移転することに課税できなくなってしまうので、前記の前提が規定されています。しかし、ここで法は「委託者のみが元本の受益者」であることを要求したので、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の場合などで困ったことが生じます。

3 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の場合などには、委託者の地位が相続されると、第二次受益者以外の相続人が委託者の地位を有することになり、信託運営上支障が生ずるおそれがあるため、委託者の権利は委託者死亡時に消滅すると規定することがままあります。

しかし、この場合、第二次受益者や第三次以降の受益者に対し、残余財産が戻ってくると、それらの受益者は委託者の地位を有しませんので、不動産取得税の非課税措置の対象とならなくなってしまいます。

4 よい解決方法は、なかなか見当たりません。信託契約のみでの解決は諦め、別途遺言で委託者の地位を第二次受益者に相続させる、第三次受益者へは第二次受益者が遺言を書いて対応するという方法しかないでしょうか。

第3 登録免許税問題

1 登録免許税についても、不動産取得税と同様に非課税・減税の措置があります（登録免許税法7条）。

①設定時の受託者への移転 非課税（1項1号）

②委託者に戻ったときの移転 非課税（1項2号）

③受託者交替の移転 非課税（1項3号）

④委託者→受託者→委託者の相続人 の場合は、委託者相続並みで（2項。2%→0.4%）

2 しかし、登録免許税法においても、②・④において、「当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合」という縛りがかけられており、不動産取得税と同様の問題が生じています。

（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

残余財産受益者と帰属権利者について

近年民事信託において主流の遺言代用信託では、帰属権利者指定を用いる契約書が多いようですが、残余財産受益者と帰属権利者とは似て非なる者なのか？それとも異質な者なのか？を考えてみたいと思います。

1 定義

残余財産とは、清算受託者の職務（173条1号～4号）のうち、1号～3号までの職務を終えた時点で残っている財産をさし、残余財産は、残余財産受益者または帰属権利者に帰属します。「残余財産受益者」とは、信託行為の定めにより残余財産の給付を内容とする受益債権を有する者をいい（182条1項1号）、「帰属権利者」とは、信託行為の定めにより残余財産の帰属すべき者として指定された者をいいます（182条1項2号）。両者の違いは、残余財産受益者は受益者（2条6項）であることに変わりはなく、受益者としての諸権利を清算手続きに入る前から有しているのに対し、帰属権利者は信託の精算が始まる前までは受益者ではなく、清算中に限り受益者とみなされる（183条6項）ことです。

2 性質論

旧法は、61条で「・・信託カ解除セラレタルトキハ信託財産ハ受益者ニ帰属ス」とし、62条で「信託終了ノ場合ニ於テ信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ・・」と定めていたところ、62条の帰属権利者について信託終了前にも受益者としての権利行使が認められるか否かの見解の争いがありました。この点につき、新法は、「帰属権利者」は、本来的に

信託から利益を享受するものとされた受益者への給付が終了した後に残存する財産が帰属する者にすぎないから、信託の終了後においてのみ受益者としての権利義務を有するものとした。これに対し、残余財産受益者は、受益債権の内容が残余財産の給付であることを除けば、通常の受益者と異なることなく、信託の終了前から受益者としての権利義務を有する者である。したがって、残余財産受益者には、基本的に第4章受益者等の規定が適用されると解説されています（コンメンタール信託法477頁～478頁）。いわば、帰属権利者は、受益者に対する給付が完了した後の搾りかすを与えられる者という性質論と言ってよいかもかもしれません。その結果、帰属権利者については、受益者に関する条文の適用がないので、個別的に規定・準用規定が置かれ、権利取得・通知については、残余財産受益者と同様の規律になっていると解説されています（道垣内・信託法418頁）

3 類推適用の可能性？

では、受益者に関する規定は帰属権利者には全く類推適用もされないのでしょうか？

例えば、90条は遺言代用信託における委託者の受益者変更権を認め、89条2項は遺言による受益者指定権等（受益者変更権を含む）の行使を認めています。では、遺言代用信託で残余財産の帰属権利者が指定されていた場合、委託者は、遺言によって残余財産受益者を変更できるように、遺言によって帰属権利者を変更できるのでしょうか？

この点は、一方で、残余財産受益者と帰属権利者とを信託終了前において受益者であるか否かを明確に区別している信託法の法形式ないし先述の性質論から、信託終了前の類推適用は認められないという見解が考えられます。また、委託者兼受益者は信託の変更が可能であるから、類推適用の必要性がないといえるかもしれません。しかし、他方で、残余財産の給付という点において両者は異ならず、両者を区別する実益は監督権限や意思決定権限にあるのだし、信託法は残余財産が帰属する者について終了前に受益者として監督権等をもつ者とそうでない者という2類型を準備したうえでその選択を委託者に委ねたにすぎないのだから（搾りかすではない残余財産が給付される帰属権利者を排除していないのだから）、残余財産の給付に関する条項については類推適用が許される（したがって、89条2項・90条の類推適用によって、遺言代用信託の委託者は帰属権利者を遺言によって変更することができる。）という見解も可能なように思われます。また、あえて自身の死後に効力が発生する遺言によって帰属権利者を変更したいと考える委託者もいるかもしれません。

皆様はどう考えられるでしょうか？今後の議論が待たれる重要課題の一つだと思われれます。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

民事信託受託者の支援～その 15～ 上場株等有価証券を信託財産とする信託

上場株式、債券や投資信託（以下、上場株等有価証券といいます。）を信託財産にしたい、という相談を受けたことがある方も多いと思います。しかし、これまで、上場株等有価証券を管理する口座（証券会社での信託口）の開設に対応する証券会社はごく少数であったため、実務を経験した方はいないのではないのでしょうか。

一方、先日（9月18日）の民事信託活用支援機構の専門研修において、講師をご担当いただいた三井住友信託銀行のご説明にもあったように、民事信託に対応する証券口座の信託口の開設も可能となり、今後、上場株等有価証券を信託財産とする民事信託の実務も広がるものと考え、今回は上場株等有価証券を信託財産とする際の受託者への実務支援のポイントを取り上げます。

なお、証券口座の信託口の開設については、専門研修の資料に記載がありますので、民事信託活用支援機構の専門家協議会の会員は資料をご確認ください。

上場株等有価証券を信託財産としたいというニーズには、高齢となる資産所有者が、今後、マーケットに対応しながら有価証券投資を行い続けることが難しいという背景があると思われます。

例えば、マーケットが大きく下落するような状況となったときに、受託者が機動的に判断して信託財産の下落を守るために換金することや、引き続きポートフォリオ運用を継続しながら、受託者が定期的にそのポートフォリオのリバランスを行いながら資産の運用利回りを確保していきたいといったニーズがあります。

現在、日本の個人金融資産額は1860兆円。そのうちの約7割を60歳以上の方が保有しています。第一生命経済研究所の調査によれば、2030年には215兆もの額を認知症になってしまう高齢者が所有するだろうといわれており、その資産の管理・運用をどうするのかといった課題があります。

そのような状況を改善するためには、信託が一番、とまでは筆者は考えておりませんが、所有者本人の生活のため、またその資産が次世代へと承継されることを考えると、資産の管理・運用や承継について

柔軟に対応できる信託は、有効な対策の一つではあると考えます。そのため、実務家として、上場株等有価証券を信託財産とする民事信託について、その実務を理解することは非常に重要なことと思われます。

●信託財産の管理・運用のポイント

上場株等有価証券の運用では、投資する所有者が、その商品の内容を理解し、所有者の投資に関する自身の考え（リスク許容度や期待する利回りなど）に合っているかを判断し投資します（以下、適合性の一致といいます。）。意思能力が正常であっても、上場株等有価証券の商品への理解が不足することや、適合性が一致していないものへ投資したといった問題が生じています。上場株等有価証券の販売を担う証券会社や金融機関の担当者は、そのようなことが生じないように、詳細な説明資料を投資する者に読み聞かせ、それを理解したかの確認を行いながら、上場株等有価証券の販売を行っています。意思能力が正常な者でも、理解して投資することは難しいため、75歳以上の高齢者には、複雑な商品、価格の変動が大きくなると思われる（リスクの高い）商品、売却が難しい（流動性が低い）商品の勧誘は控えることとしています。

信託による財産管理では、投資の判断は受託者が行うこととなります。そのため、受託者は信託の目的をふまえ、受益者（ほとんどの場合委託者が受益者の信託と考えます）への安定した収益の給付や信託財産の意図しない棄損がないよう、信託財産を管理していかなければなりません。

そのため、受託者は、上場株等有価証券で運用を続けたいという委託者（＝受益者）の適合性に一致する商品で運用し続けることが必要となります。適合性の不一致が生じないためには、上場株等有価証券の内容と委託者（＝受益者）の「運用に関する考え」の一致を確保しつつけられるような仕組みを、民事信託に導入していくことが重要と思われます。

「運用ガイドライン」の導入が、委託者の適合性に一致した運用を継続できる仕組みと考えられます。設定する信託において、保有してもよい上場株等有価証券はどれかを「運用ガイドライン」に明確

にしておきます。また、どのような事態が生じたら信託財産である上場株等有価証券を換金するのか、といったルールも決めておくことも必要です。「運用ガイドライン」の作成とそのガイドラインを守った運用の継続は、上場株等有価証券を信託財産とする信託について実務面で精通した者（以下、有価証券の専門家といいます。）のサポートがなければ実現しません。そのため、上場株等有価証券を信託財産とする信託の設定を支援する専門家は、有価証券の専門家をチームの一員に交えその信託をサポートしていきます。

さらに信託財産について、受託者が運用ガイドラインに従って管理・運用しているかを監督する仕組みも必要です。客観的な第三者が、その運用状況を監督する仕組みとすることができればよいのですが、その客観的な第三者がどのような立場の者なのか、現時点ではその実務が明確ではありません。上場株等有価証券に精通した者が集まり、その集団がチェックすることができるという点については、そのような集団は現時点では見当たりません。実務が進みこの点について整備するための議論やその議論にもとづいた実行が進んでいくことを期待します。

●信託財産の運用益の税申告

上場株等有価証券を信託財産とする証券の信託口座では、いわゆる特定口座を利用することができません。特定口座は、上場株等有価証券投資において税申告が簡単になる口座ですが、信託口座ではこの特定口座を利用することができません。そのため、証券の信託口座を利用する場合、上場株等有価証券の売買益や配当の受領について、必ず税申告する必要があります。この点において、税務の専門家である税理士の方々の支援が必要となります。

上場株等有価証券を信託財産とする信託の実務はその事例も少ないため、実務において不明な点や盲点も多いと思われる。しかし、高齢者は上場株等有価証券を多く保有しており、その資産管理に課題があります。リスクがあるから上場株等有価証券ではなく、預金で保有するというリスク回避の方法はあるかと思いますが、それでよいのか？という疑問があります。

アメリカではプルードントインベスタールール（資産形成においては、ポートフォリオ全体のリスク・リターンの観点からの分散投資が必要である）を定め、同ルールにおけるフィデューシャリー（受託者）に原則として分散投資を求めて、成年後見制度の後見人にも資産管理に分散投資を求めています。このようなことを鑑みると、日本においても高齢者の資産管理において上場株等有価証券の管理・

運用はどのようにすすめていくのか？といった議論がより進んでいくことを期待したいと思います。

上場株等有価証券を信託財産とする実務はこれから増え、その情報を皆が共有する仕組みができればと思います。

民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司

米国の民事信託の日常的利用その2

日本における民事信託の利用はいわゆる認知症対策が多く、その利用の広がりがあります。では信託の先進国の米国では信託が日常的にどのように使われているのでしょうか。第71回(6月25日)のニューズレターでは米国の民事信託の日常的利用について紹介しました。今回は、米国の民事信託の利用状況を裁判例により紹介します。最高裁判所の判例検索で”trust”と入れると民事信託に関する沢山の判例が出てきます。我々の興味は、判決に述べられている難解な法律理論ではなく、米国の家族において信託がどのように使われているか、何が紛争の要因になったかを知ることです。今回は未成年の子の保護を目的とした信託を紹介します(NORTH CAROLINA DEPARTMENT OF REVENUE v. KIMBERLEY RICE KAESTNER 1992 FAMILY TRUST No. 18-457. June 21, 2019)。

(1) 事実関係

この最高裁判決は今年の初めに出た最新のものです。判決の対象となった信託は今から約30年前にニューヨーク州のJLR氏がその子供たちのために設定したものです。JLR氏はこの信託をニューヨーク州法の管轄に置き、ニューヨーク州の居住者を受託者に任命しました。受託者は自分が適宜判断する金額と割合で受益者に給付するための絶対的裁量権(absolute discretion)を有していました。信託設定時には受益者の中にノース・カロライナ州には住んでいるものはいませんでした。1997年に状況が変化しました。J氏の娘のKRKさんが同州に引っ越し、彼女とその未成年の子が2005年から2008年の間ノース・カロライナ州の住民(resident)になりました。受託者はJLR氏の当初の信託を3個の子信託に分けました。その一つがKRKさんとその3名の子のためのKRK1992家族信託です。当初の信託の取り決めがこの子信託に適用されました。受託者は信託給付の割り当てと時期について排他的権限を有していました。ノース・カロライナ州の州税の課税期間である2005年から2008年の間の州と信託との唯一の接点は、その受益者が同州の住民の地位(in-state resident)にいたことです。受託者は彼女とその子

供たちに信託の留保利益を給付しませんでした。信託条項によれば、この課税期間後にKRKさんが40歳になったら信託が終了することになっていましたが、受託者は、彼女と相談し彼女の希望に従って、信託財産を分配せず、代わりに新しい信託に入れました。

(2) 信託に対する課税について

ノース・カロライナ州はその住民のため(for the benefit of North Carolina resident)の信託の所得に課税します。同州歳入部は課税期間の2005年から2008年の信託留保所得の全額に対して課税し、受託者に対してその支払いを要求しました。この州所得税額は1.3百万ドル(約140百万円)に上りました。受託者は州裁判所に訴訟を提起し、同州による家族信託に対する課税は合衆国憲法第14修正の適正過程条項(Due Process Clause)に違反すると主張しました(注)。事実審裁判所(trial court)は彼女がノース・カロライナ州の住民であることは、同州と同信託の結びつきが希薄(tenuous)過ぎるので課税できないので、同州の信託課税は適正過程条項に違反すると判示し、合衆国最高裁判所はこの違反を確認しました。

注：南北戦争後の合衆国憲法の3修正の一つ。州法が合衆国憲法に違反するか否かをチェックする。

(3) 筆者のコメント

この信託は未成年の子の保護を目的とした信託です。信託期間が30年にも及び、受益者の子が40歳になったら終了します。委託者の子供たちを思う気持ちが伝わってきます。

米国では受託者が課税されるのが原則です。受益者に信託収益が分配されると受益者が課税されますが、分配が予定されていない留保所得は受託者が課税されます。この事例では受託者のノース・カロライナ州の居住性の判定が問題になりました。

この信託は特段の節税を目的としたものではありません。ノース・カロライナ州の課税を免れても、ニューヨーク州の課税を受けるからです。米国の民事信託の日常的利用について詳しく知りたい方は9月末発行の家族信託実務ガイド第15号の同名の記事をご参照ください。(民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦)

相続させる遺言における対抗要件主義の影響について

今回は、相続法改正により本年7月1日から施行されている相続させる遺言における対抗要件主義について考えてみます。

1 条文

民法第899条の2第1項は、「相続による権利の承継は、遺産分割によるものかどうにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗できない。」と規定しています。同条項は、相続させる遺言だけを対象にしたものではありませんが、従前は対抗要件主義が採用されていなかった相続させる遺言に対する影響が大きく、遺言書があるから安心ではなくなった！とにかく登記を急がないと負けるおそれがある！！とされています。相続人が子Aと子Bの2人で、唯一の相続財産である自宅をAに相続させるとの遺言があった場合を想定してみます。

2 遺言執行者がいない場合

Bが相続登記を済ませ、法定相続分(1/2)が売却され移転登記を済ませた場合、受益相続人Aと買主とは対抗関係になり、移転登記を備えた買主が1/2の取得を対抗できます。

3 遺言執行者がある場合

旧法であれば、法定相続分(1/2)の売却は絶対的に無効(大判昭和5年6月16日)であり、受益相続人Aは自宅全体の取得を買主に対抗できました。新法(民法1013条2項)「前項の規定に違反した行為は無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗できない。」では、買

主が善意であるか否かによります。なお、第三者は善意であれば足り、無過失を要しない。善意の内容は、遺言執行者がいることを知らないことを意味すると解されています。そして、遺言執行者がいる場合、相続人は遺言に反する処分行為ができず、遺産の処分権限を欠きます。したがって、買主も無権利者であることから、受益相続人Aは、対抗要件を備えなくても、買主に対して自宅全体の取得を対抗できます。

これに対し、買主が善意(遺言執行者の存在を知らなかった)の場合、相続人Bに処分権限がなかったことが治癒されますので、結果的に法律上処分権限があったのと同様に扱われます。その結果、法定相続分超過部分につき受益相続人Aと買主とは対抗関係に立ちます。買主が善意(遺言執行者の存在を知らなかった)の場合、法定相続分(1/2)を取得することができ、かつ、登記を具備しているから受益相続人Aに対してその取得を対抗できます。

4 相続人の債権者による差押え

相続人Bの債権者は、遺言執行者がいる場合であっても、相続財産に対する権利行使を妨げられず(民法1013条3項)、相続人Bの法定相続分を差し押さえることができます。そして、受益相続人Aと差押債権者とは対抗関係に立ちます。そして改正前は、受益相続人Aが他の相続人Bに対し遺留分相当額を支払えば自宅全体を無事に取得できたのですが、改正後は、強制執行認諾文言付公正証書を有する債権者が、相続発生後直ちに執行文の付与を受け、相続登記の代位登記手続きを経て差押え、競売が実行されるかもしれません。仮に、受

益相続人Aが落札に失敗すると、落札者と受益相続人Aとの共有となり、落札者の共有持分（1／2）を高価に売りつけられる可能性を否定できません。

5 遺言代用信託の有用性

では、自宅を信託財産とする自益信託を設定し、委託者の死亡により信託は終了、相続人Aを帰属権利者としていたらどうでしょうか？信託終了後、自宅は所有者である清算受託者からAに給付されます。すなわち、信託によって自宅を相続の対象から外すことにより、対抗要件主義のリスクを回避することができるのです。この点は、遺言代用信託が遺言を上回る利点なのではないかと思われます。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

我が国における生前自己信託の可能性

1 アメリカにおいては、成年後見は回避すべき最後の手段とされており、また、遺言による資産承継もプロベイト手続の存在から避けるべきものとされており、この両者の回避策として広く用いられているのが信託です。

とくに、委託者自身を受託者とする自己信託（信託宣言）による、撤回可能信託の方法を用いることがスタンダードとなっています。

2 撤回可能信託（Revocable Trust）とは、設定後に撤回・変更できる信託で、撤回不能信託（Irrevocable Trust）はトラストを撤回・変更できない信託ですが、遺産税の関係で後者も活用されているものの、信託設定者の自由度の高い撤回可能信託がより広く活用されています。

アメリカにおいては、プライバシーが保護されず、多額の費用と長期を要するプロベイトを避けることがエステート・プランニングの最重要点とされ、そのために信託を活用することが常識となっています。

また、資産承継以前の財産管理においても、本人の意思によらずに第三者が財産を管理する成年後見制度は、できる限り回避すべきものとされており、自ら信託を組成しておくことはその目的にも資するものとされています。

その結果、婚姻その他の生活環境の変化に際し、予め信託を組成することが広く行われ、高齢になる以前に十分な判断力を持って自らと家族の将来について自己決定して備える文化が根付いています。

3 我が国における生前自己信託の活用可能性

(1) これに対し、我が国においてご高齢の方の財産管理・資産承継に信託を活用しようとする際には、受託者を次世代の方にすることが通常で、その場合に非常に多く直面する問題は、信託をして受託者に財産の名義が変わってしまうことへの抵抗感です。これは、本能的な警戒心という当然の側面もありますし、自らが継ぎ、または築いてきた財産への情動的愛着という面も無視できません。また、受託者となる方が将来の財産の帰属先であり、これらの方が、将来の自らの利益を見越して信託の活用をもちかけており、その前のめりの姿勢に不安を感じるというような場合もあります。

このような、ご高齢者の財産管理・承継への信託の活用を阻む要因への対処として、他人名義に移さない自己信託による生前信託の活用が考えられないでしょうか。

(2) 新信託法においては、自己信託（信託宣言）が信託の設定方法の一つとして認められ、自己信託による生前信託の活用可

能性が生じましたが、一つ大きなハードルがあります。

それは、信託法163条2号です。

同号は、信託の終了事由を定めた規定ですが、「受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。」という終了事由を定めています。

これは、受託者が受益権の全部を固有財産で有するような場合は、受託者が他者である受益者のために信託財産を管理活用処分するという信託の本質がなくなっているからです。もっとも、信託を活用した投資商品の受益権を最初は受託者が保有し、その後投資家に譲渡していくような場合もありますので、全部を固有財産で有する状態が1年継続した場合に信託が終了するものとしました。

(3) ところが我が国の税制を前提とした場合、他益信託を設定すると受益者に贈与税が課税されてしまうので、将来の資産承継を目的としていても、信託組成時には自益信託として組成することが一般です。そうすると、組成後1年内に委託者が死亡し資産の承継が起らなければ、その時点で信託が終了してしまうことになります。

どうしたらよいでしょうか。

(4) たとえば高齢者である委託者が、自益自己信託を組成し、自分の死亡時の残余財産受益者を子の一人と指定したとします。この場合、残余財産受益者である子は、委託者が死亡するまで受益者としての権利を有しません（信託法90条1項2号・2項本文）。即ち、このような信託を組成すると、受益権の全部は受託者が保有することとなり、組成後1年を経過すると163条2号に該当して信託が終了してしまいます。

ところが、この信託法90条2項本文の規定には、同項ただし書の例外が認められています。「ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」というのがその規定です。

この規定を活用し、残余財産受益者である子の受益権も、信託財産からの給付は受けませんが、受益者としての監督権は当初から生ずるように定めておくことが考えられます。

そうしておけば、163条2号に該当せず、終了は避けられるのではないのでしょうか。

(5) なお、実務的には、委託者＝受託者が財産管理能力を喪った場合に、第二次受託者が受託者業務を引き継ぐようにし、かつ、個々の信託財産を円滑に後継受託者に引き継げるように工夫することが必須であり、その方法の研究が待たれます。

（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

米国の民事信託の日常的利用その3

第71回及び第76回のニューズレターに続いて米国の民事信託の日常的利用について紹介します。今回の裁判例は“生前信託 (living trust)”の控訴審の判決です。控訴審では事実審理が行われるので、その判決を読むと、紛争の具体的内容が分かり、民事信託における紛争を予防するためのヒントが得られます。今回の裁判例では受託者による信託の変更権が問題になりました。

(1) 事実関係

1996年に、Bulloch夫妻 (MelvinとGlenna)は共同でこの自己信託を作り、委託者兼受託者になりました。信託証書は「両委託者は、その生存中に限り、署名文書を受託者に交付することにより、信託証書を変更する権限を留保する。この権限の行使は両委託者により行わなければならない。」と定めていました。1998年にMelvinが包括委任状によりGlennaを代理人に指名し、「彼の個人及び受託者としての行為又は取引を行う」権限を付与しました。2013年に、彼はまだ生きていましたが、Glennaが彼の代理人の資格で、全受益者のための資産を受益者の一人のKim Murie (Murie)に給付する旨の変更証書に署名し、彼はその2日後に亡くなりました。しかし、2014年に至り、原告のGlennaは、彼女の遺産を巡る紛争を解決するために、地方裁判所に対して、前年に署名した信託の変更証書の内容を理解していなかったとの理由により、信託の変更を無効とする決定を請願しました。ユタ州法は、委任状に権限が明記されていない限り、代理権に基づく信託の変更を禁止しています。そこで、原告は、Melvinの委任状に信託変更権が明記されていなかったため、この州法に基づき信託の変更が無効であると主張しました。

(2) 裁判の経過

原告のGlennaは、委任状は自分に一般権限を与えたが、信託の変更権を与えたと解釈することはできない。また委任状は自分に受託者としての広い権限を与えたが、信託証書には信託の変更は委託者だけが行えると明記されているので、自分にはこの変更権が無いと主張し、地方裁判所 (原審)はこの信託の変更は無効であると判断し「理由抜き判決」(memorandum decision)を下しました。これに対

して、被告のMurieは、受託者のGlennaが適切な開示、評価、報告等の事務を怠っているとして、その裁判を請求しましたが、原審はこの請求を却下しました。そこで、被告は上訴しましたが、2018年、控訴裁判所は原審の判決を支持しました。

(3) 筆者のコメント

米国の信託では取り消し可能な生前信託は委託者に信託の変更権がありますが、委託者が亡くなると取り消し不能となり、受託者には信託の変更権がありません。この裁判例では、信託証書が委託者に信託の変更権を与えているが、委託者がこの変更権を受託者に委任することができるかが問題となりました。この裁判では委任状が信託の変更権を明示していなかったため、受託者には変更権が無いと判示されました。

日本の遺言代用信託では委託者が生前に単独で受益者を変更する権利があります(信託法90条1項)が、委託者が亡くなった場合、受託者等は合意による信託の目的に反する変更はできません(同法149条5項)。しかし、信託の目的に反しないことが明らかであるときは、受託者及び受益者の合意により変更を行うことができます(同法149条2項1号)。又信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは、受託者単独の書面等によってこれを行うことができます(同法149条2項2号)。受益者を指定し又はこれを変更する権利(受益者指名権等)を有する定めのある信託においては、受託者への通知によりこの権利を行使することができます(同法89条1項)が、その定めがない信託においては、これを行うことはできないと解されています。また、受益者指名権等は一身専属的権利であるから、第三者にこれを委任することはできないと解されています。信託の重大な変更はこの裁判例のように委託者の死後、受益者間の紛争を引き起こすことが多いので、その変更権が信託証書に明記されていなければならないと思われます。明記があれば変更できます(同法149条4項)。

この米国の裁判例について詳しく知りたい方は12月末発行予定の「家族信託実務ガイド第16号」の諸外国の信託活用事情第12回をお読みください。

(民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦)

高齢者が保有する金融資産の管理への対応

金融審議会市場ワーキンググループが、令和元年6月3日付けで公表した「高齢社会における資産形成・管理」。いわゆる「年金2000万円問題」のきっかけとなったこのレポートは、多くの方に読まれたと言われています(まだ読んでいなくてご興味のある方は下記にアクセスするとご覧いただけます)。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603.html

レポートには、平均的な高齢夫婦無職世帯では、年金給付に移行することで収入が減少し、毎月の赤字額が約5万円となり、それを自身が保有する金融資産で補填することになり、老後の期間を30年間とすれば、2000万円の取り崩し額が必要となると書かれています。5万円の赤字は、2017年の総務省の家計調査報告をもとに、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯を高齢夫婦無職世帯としてその収入と支出の統計から試算したものです。

「2000万円が不足する」ということに注目され、国会や世間でも騒ぎとなりました。確かにこれほどの額が不足するのは深刻な問題ですが、このレポートには年金2000万円問題以外に、日本の高齢社会における問題、高齢者の認知・判断能力の低下についても取り上げており、高齢期における認知判断能力の低下や喪失に備え、自ら行動できなくなったときにも、他者のサポートによりこれまでと同様の金融サービスを利用しやすくしておくことの必要性が述べられています。

2025年には団塊の世代が皆75歳を超え、日本では今後さらに高齢者の総人口に占める割合が高まります。認知症の有病率は、85歳を超えると男性は35%、女性は43%となり、さらに年齢が上がるとその率は上昇します。2025年には認知症罹患患者数が700万人を超えと言われ、誰もが認知症となることへの備えを欠かすことができない状況となっています。このような状況から、高齢者、特に認知症対策として、高齢者の保有する金融資産を信託財産とする信託の活用方法について、今後、その研究を進める必要があると、筆者は感じております。

第一生命経済研究所によると、2030年時点、認知症罹患者が保有する金融資産は215兆円になる

といわれております。日本の個人金融資産が約1850兆円ですから、その11%超の資産において、資産凍結のリスクがあることとなります。日本では株式、債券、投資信託などの有価証券の保有比率は預貯金の率に比べ低いのですが、認知症となった方が保有する有価証券の管理について、現時点ではほぼ対策は講じられていないといつてよいと思われます。後見制度を利用し資産管理を行うとしても、後見人は、値動きのある有価証券の管理は難しく、ただそのまま保有するといった状況となるようです。被後見人が単一銘柄を保有している場合、投資のリスクを減らすともいわれる分散投資を行うこともできず、下落リスクをただ享受しなければならないといったことにもつながります(もちろん上昇することもあり一概に申し上げることはできませんが)。過度にリスクの高い有価証券投資は高齢者には不適切ですが、資産寿命を延ばすためにリスクを管理し継続して運用することも人生100年時代には必要でしょう。一定の年齢以上になると有価証券投資を制限するような一般的なルールではなく(日本証券業協会の投資勧誘ルールでは、75歳以上を高齢顧客として、その勧誘方法を定めています)、運用を希望・必要とする高齢者へのサービスとはどのようなものなのかを考えていく必要があると筆者は考えています。

高齢者の有する金融資産の管理では、信託をどのように活用することができるのか? 信託の活用や普及を進めていこうとする者は、そのアイデアを提案し実現していく努力を求められているのではないのでしょうか?

上場株式、債券、投資信託を信託財産とする場合、その財産を管理する信託口座に対応する証券会社は現時点ではごく少数ですが、限定的ながら対応を開始した証券会社もあり、今後さらに増えることを期待したいと思います。システムや税務など、現時点ではすぐに解決できない課題もありますが、今後一層対応が必要となる高齢者の金融資産の管理にも民事信託が活用できるようになればよいと思っています。

民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's

News

2019.12.25

専門家協議会 会員 ニュースレター

発行・編集

一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024

http://www.shintaku-shien.jp/

令和2年2月3日「民事信託サミット」開催！



民事信託サミット 開催決定！

もはや高齢化社会ではない。超高齢社会、人生100年時代において、民事信託ができること。

主催：一般社団法人 民事信託活用支援機構

民事信託に取り組む各団体が、団体の枠を超えて集結 健全な民事信託発展のためにディスカッションを行います

2020年2月3日 13:15 ※17時より懇親会を行います

会場 学士会館

実用化が進む現代日本では、事業主には相続対策および資産保護が...

基調講演

武蔵野大学法学部特任教授 東京大学名誉教授

樋口 範雄 氏

「民事信託の意義と課題」

会費 サミット参加費:5,000円 懇親会(任意):8,000円

【縮込先】みずほ銀行 神田支店

・口座名義：一般社団法人 民事信託活用支援機構

・口座番号：1396112 (普通預金)

お申込用QRコード

■申込フォームに移動します。 ■うまく読み取れない場合は、下記URLを直接入力して下さい。



当日のプログラム (13時開場・受付開始)

1 13時15分 会議開始

13時30分 - 14時30分

基調講演

「民事信託の意義と課題」

武蔵野大学法学部特任教授 東京大学名誉教授 樋口 範雄 氏

2 14時45分 - 17時00分

パネルディスカッション

ファシリテーター

一般社団法人 民事信託活用支援機構代表理事 高橋 倫彦 氏

パネリスト (五十音順)

一般社団法人 民事信託活用支援機構理事、弁護士 伊東 大祐 氏

一般社団法人 信託制度保護協会理事、司法書士 荻野 恭弘 氏

一般社団法人 家業信託普及協会代表理事、司法書士 川崎 一夫 氏

一般社団法人 家業信託普及協会代表理事、司法書士 宮田 浩志 氏

一般社団法人 民事信託推進センター理事、司法書士 宮本 敏行 氏

3 17時15分 -

懇親会

(このチラシは、まだ未完です。日時場所・会場・会費等は確定しております。)

平成19年の新信託法の施行、平成27年からの相続税増税を受けて、民事信託について活動する多くの団体が結成されました。

しかしこれらの団体は、民事信託の健全な発展を念願しつつ、相互に連携を取ることがなく、バラバラに活動してきました。

その結果ではないですが、信託に関する紛争事例も散見されるようになり、民事信託の発展は岐路に立たされているといえます。

他方、超高齢社会が進展し、高齢者の財産管理制度として、成年後見制度以外の代替手段の必要性・重要性がますます増えています。

さらに、相続法の改正により、遺言の効力が制限されるに及び、資産承継の代替手段としても信託がますます注目される状況にあります。

この状況に鑑み、当機構は、民事信託の普及発展のために活動している他の団体にも呼び掛け、我が国初の「民事信託サミット」を開催することとしました。

冒頭には、英米法の泰斗であり、また、高齢者法という新たな法領域の開拓の先頭に立っておられる樋口範雄武蔵野大学法学部特任教授・東京大学名誉教授をお招きし、「民事信託の意義と課題」と題して基調講演を賜り、各団体を代表するパネリストによる、忌憚なきディスカッションをお届けする所存です。

我が国の民事信託の健全な発展の第一歩を記し、将来民事信託の原点となったと振り返られるターニングポイントとすべく、皆様にもご参加いただけますようお願い致します。

(弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長)

委託者死亡の際の債務控除について

新年明けましておめでとうございます。民事信託活用支援機構では、本年2月3日（月）13時15分より基調講演（民事信託の意義と課題）に樋口範雄教授をお招きして信託サミットを開催いたします。是非とも皆様のご参加をいただけますようお願い申し上げます。さて、今回は、遺言代用の民事信託で多い委託者の死亡による信託終了について、債務控除の観点から考察してみたいと思います。

1 問題の所在

例えば、遺言代用の自益信託の信託内借入れで受託者がアパートローンを借り入れて建物（アパート）を建築し、アパートローンを被担保債権とする抵当権を土地・建物（アパート）に設定した後に委託者が死亡したとします。委託者の相続税の申告においてアパートローンを債務控除できるでしょうか？まず、アパートローンは受託者の債務であって、委託者の債務ではありません。したがって、債務控除の要件である被相続人の債務という条件を直ちに充たすとは言えません。この点、信託に関する相続税法第9条の2は、第6項において、信託の設定・継続中に贈与・遺贈とみなされる同条第1項から第3項における受益権の取得に関して「当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなし」と定めているものの、信託終了時の残余財産の給付・帰属に関する第4項については第6項の適用を除外しています。これは、信託法第177条が清算受託者の職務として債務の弁済を定めており、信託終了後の清算において債務が弁済により消滅することを想定していることに対応したものと考えられます。しかし、実際に

は、債権者である金融機関との合意の上で、アパートローンを一括弁済することなく、アパート経営による分割弁済の継続が望まれるはずで、そこで、委託者が死亡しても信託を終了させず、受益者連続型とすることによって相続税法第9条の2第6項の適用を確保し、「資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなし」されることにより債務控除を受ける方法が考えられます。この点、委託者の死亡により信託が終了しても、信託法第48条第5項の償還・前払いに関する受託者・受益者間の合意があればアパートローンは委託者に紐づいており、債務控除を受けることができるとの見解も考えられます。しかしながら、委託者の債務ではなく、みなし規定も適用されないことから、債務控除を否定する見解もあります。筆者としては、委託者が死亡しても信託を終了させず、受益者連続型としておき、その後受託者・受益者間の合意等により適宜信託を終了させることが安全であると考えています。

2 委託者が主債務者であった場合

委託者がアパートローンを被担保債権とする抵当権付不動産を信託財産として民事信託を設定し、同時に受託者が債務引受をした後に委託者が死亡した場合はどうでしょうか？まず、委託者死亡で信託を終了させても、債務引受が併存的であれば被相続人の債務に該当し、債務控除が可能であると考えられます。ただし、債務控除に要求される被相続人の確実な履行という観点からは、負担割合を委託者100%としておいた方が良さそうです。これに対し、併存的債務引受と比較して、債権債務管理の観点、あるいは、共同相続人の債務承継回避

の観点からは、免責的債務引受けの方が望ましいという意見もあります。しかしながら、免責的債務引受の場合には、信託設定後、アパートローンは委託者の債務はでなくなるので、信託内借入と同じ問題が生じます。したがって、筆者としては、委託者が死亡しても信託を終了させず、受益者連続型としておくことが安全であると考えます。さらには、信託設定時に受託者の債務引受をせず、委託者が死亡するまで主債務者であり続けるという方法も考えられます。しかしながら、信託財産であるアパートの所有者とアパートローンの主債務者の分離が不自然であるのみならず、債権債務管理の観点、あるいは、共同相続人の債務承継回避の観点からも望ましくはないように思われます。実務上は優劣をつけ難い状況ですが、皆様であればどの方法を選択するでしょうか？

3 まとめ

債務控除の議論については、仮に可能だとしても、債務超過の場合の超過部分まで控除できるのか？それとも、信託法第179条が清算中の債務超過に関して破産申立てを義務付けている点から、少なくとも時価ベースでの超過部分の控除はできないのではないか？という議論もあり得ます。いずれにしろ、債務控除の問題は、信託終了の場面を想定しておかないと安全な民事信託を設定することができなという典型例だと思われます。民事信託はその有用性から大きな意義を有するものですが、危ない民事信託を作らないという観点からの課題も多いのだと思われます。

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事)

証券会社の信託口座

信託財産の管理は、受託者個人の資産と分別して管理することが必要です。信託財産を預金で管理する場合、銀行に信託口座を開設し管理します。信託財産が上場株式、債券、投資信託（以下、上場株式等といいます）の場合、証券会社に信託口座を開設し管理することが必要です。

しかし現状では、信託口座を提供する証券会社は限られており、上場株式等を信託財産として管理する実務は民事信託の実務に詳しいかたでも、その経験は少ないものと思われます。

一方、2019年8月に証券会社大手の大和証券が民事信託の信託口座開設を始めたことから、今後、民事信託の信託口座開設に対応する証券会社も増えていくことが考えられ（実務家のなかでは期待される）、証券会社の信託口座について、知っていただきたいポイントをあげてみます。

●一般口座のみ

証券口座には、特定口座、NISA 口座と一般口座があります。口座を開設する際、口座開設者は上記のうちいずれの口座とするかを選択します。

民事信託の信託口座を開設する場合、一般口座しか選択できません。

上場株式等の譲渡所得は申告分離課税の対象となり確定申告が必要ですが、特定口座はその申告手続きを簡易とするもので、譲渡益税を源泉徴収するタイプの特定口座を利用すると、確定申告不用の特例を受けられるため、証券口座利用者のほとんどは特定口座を利用しています。

しかし、民事信託の信託口座は、一般口座の利用しかできないため、受益者は毎年必ず確定申告を行わなければなりません。

●配当の受取方式は株式数比例配分方式のみ

株式の配当金の受取方法は、株式数比例配分方式（以下、比例配当方式といいます）、一括振込方式、配当金受領書方式、個別銘柄指定方式の4つの方法があります。民事信託の信託口座は、比例配当方式でしか受け取れません。比例配分方式は、証券会社に預ける株式の株に応じて証券口座で受取る方

法です。そのため、他の方式を選択し、銀行口座で受け取ることやゆうちょ銀行の窓口で受け取るとはできません。

受託者は証券の信託口座で配当を受け取り、その配当を引き続き証券の信託口座で管理、または銀行の信託口座に移し替え管理します。

●株主名簿の記載名は受託者となる

株式が信託財産となれば、株主名簿に記載される株主は受託者名に書き換える必要がありますので、上場株も同様に受託者名が株主名簿に記載されることとなります。

●受託者は個人

民事信託に対応する証券会社では、受託者を個人に限定しているようです。

一般社団法人が受託者となり、その一般社団法人が株主名簿に記載されている民事信託の事例もすでにありますが、今後、利用できる一般的な信託口のサービスでは、受託者は個人に限定されます。その理由について筆者はわかりませんが、法人を受託者とする場合、保管振替機構に登録する株主について、受託者である法人を登録することで、配当金などの源泉徴収が国税しか徴収されないこととなり混乱を生じるからなのでは？とも考えております。

●受益者口座に出金できない

銀行の信託口座では、信託目的に従って受益者に信託利益などの給付を行うとき、受益者名義の口座に振り込むことは可能ですが、証券の信託口座では、予め証券会社に登録した受託者名義の口座にしか出金することができません。

証券会社は口座名義と異なる名義の口座に証券口座から出金することができないからです。

証券の信託口座は、まだ実務が少ないため、口座の利用には丁寧に確認し実務を進めていくことが必要でしょう。

今後、信託口座の開設に対応する証券会社が増えていくことが期待されます。

民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's
News No 84
2020.2.10.

専門家協議会 会員 ニューズレター

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL: 03-3524-7258 FAX: 03-5259-8024
<http://www.shintaku-shien.jp/>

民事信託関係主要団体のサミット会議開催

最近の民事信託等の発展

新信託法の制定以降に、民事信託ないし家族信託(以下「民事信託等」と言います。)の普及の努力が行われ、最近はその設定の助言と指導を目的とする専門職による団体(以下「専門職団体」と言います。)も全国各地に多数設立され、民事信託等の設定件数が急速に伸びています。

民事信託等の普及の問題認識

しかし、これらの民事信託等の全てが必ずしも健全に設定されているとは言えません。専門職の中には信託に関する専門知識や経験が不十分なまま顧客に助言と指導を先生もいるようです。専門職の各団体はこれらの問題の防止のため、その会員である専門職に対し信託に関する専門知識と顧客に対する助言と指導の仕方について研修等を行っていますが、個々の団体の自助努力には限界があり、またその研修の内容や研修の終了資格のレベルもまちまちです。信託銀行や信託会社等の営業受託者は金融監督当局の監督を受け、一般社団法人信託協会の場でその業務について協議を行っていますが、民事信託の受託者には、当局の監督がないので専門職の指導が必要ですが、その専門職の研修を行う団体の横断的な協議の場がありません。

民事信託サミット

そこで、今般初めて当機構の主催で、民事信託等の専門職団体のための横断的な協議の場として「民事信託サミット」が開催されました。これは民事信託等の健全な普及のために記念すべき重要な第一歩であり、120名以上の専門職の参加を得て真剣な議論が行われました。参加者は主として団体所属の専門職(主として司法書士)ですが、弁護士、税理士、実務家、公証人、金融機関、不動産会社、個人資格ですが信託協会からも参加を得ました。会議は2月3日月曜日午後学士会館で行われ、まず東大名誉教授(武蔵野大学法学部特任教授)樋口範雄先生から、「民事信託の意義と課題」について基調講演をしていただき、続いてパネルディスカッションに移り、

数ある専門職団体のうち主要な5団体のパネリストにより健全な民事信託の普及のためにどうすべきかについて議論を行いました。

樋口範雄先生の基調講演の内容

米国における信託の役割は成年後見の代替と相続手続きとしての遺言の代替・補完にある。多くの場合、信託は委託者がその体力・知力が衰えて成年後見を必要とする事態に備え、また自分亡き後の財産の処分や家族への承継を考えて、その生前に計画的に設定する(エステート・プランニング)。米国にはこのプランニングを可能にする助言者のシステムが存在する。しかるに日本では、自己決定ではなく成年後見が推進され、成年後見や相続が発生してから事後的に対応することが多く、計画的な対応ができていない。それだけに日本でも信託の活用が必要であり、そのために必要なことは、受託者責任の常識化、信頼できる受託者・助言者の確保、税制の改善であると、述べられました。

パネルディスカッションの内容

パネリストの5名がそれぞれの所属する専門職団体の民事信託等の問題の認識を述べ、その取り組み状況を参加者に公開し、今後これらの問題の解決を共同して取組することを確認しました。もちろん一回の会議で問題をすべて洗い出しその対応策を決めることはできませんが、このように主要な専門職団体が一堂に会し、その活動状況を公開したのは初めての試みであり、この会議に一般参加した専門職からは、今日は自分たちが健全な普及のために何をすべきかについて非常に参考になった。記念すべき会議の参加できてよかった、との感想が多く寄せられました。

専門職団体の協議会の今後の活動予定

今後、主要な専門職団体は共同の取り組みの場として協議会を設置し、その具体策を取りまとめ、これを一般に公開し、必要に応じて提言して参ります。なお、今回の「民事信託サミット」の会議の内容に

については、家族信託実務ガイド誌の3月号で詳しく報告される予定です。(民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦)



2月3日 民事信託サミットの様子

配偶者居住権的民事信託の課税問題

1 改正相続法における配偶者居住権の課税

本年4月1日から、改正相続法において新設された「配偶者居住権」の制度がスタートします。

この「配偶者居住権」は、被相続人の遺言による遺贈か、遺産分割により配偶者が取得するもので、相続税課税上は配偶者が一定の価値の権利（建物についての配偶者居住権及び当該建物の敷地の利用に係る権利）を取得したとみなして相続税の課税がされます。

2 信託による場合の課税

配偶者居住権は、原則的には配偶者が死亡するまで存続する権利とされ、配偶者が死亡すると消滅します。

この法改正以前には、配偶者に終生の居住権を与え、配偶者が死亡したときにはその居住権が消滅するという仕組みを作るのに、信託を活用する方法がスタンダードでした。

即ち、居住物件を信託財産とする信託を組成し、配偶者には同人が死亡するまで対象物件を居住の目的で使用できる受益権を与え、同人が死亡した場合にはその受益権は消滅することとし、物件の帰属先と予定された者に第二次の受益権や残余財産の権利を与える信託が用いられていたのです。

この場合、相続税の課税は次のようになっていました。

(1) 配偶者が終生の居住を目的とする受益権を取得した時点

配偶者の受益権は、①当該物件に居住できるだけで処分などはできない、②自らの死亡までという不確定期限が付されている、ものですが、「当該受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす」（相続税法9条の3第1項）との規定及び「当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみな」される（9条の2第6項）により、配偶者が当初受益者である委託者の死亡の時点で居住物件の所有権自体を遺贈により取得したとして課税されます。

(2) 配偶者が死亡してその受益権が消滅した時点

相続税法9条の2第3項の規定により、次の受益者が、配偶者から遺贈により権利を取得したとみなされ、同条第6項により所有権自体を取得したとみなされます。こ

の結果、例えば後婚の配偶者に終生の居住受益権を付与し、配偶者死亡後には前婚の子が次の受益権を得ることとした場合、配偶者死亡時に配偶者から前婚の子が物件自体の遺贈を受けることとなり、相続税の2割加算がされることとなります。

3 信託の場合の不利益

このように、配偶者の終生の居住利益を保証するために信託を活用した場合は、委託者＝当初受益者から配偶者、配偶者から次の受益者と2回の相続があったとみなされ、また、物件価格自体に課税が行われ、場合によっては2割加算もあるということになるので、信託は課税上不利である等と言われていました。

4 配偶者居住権の場合

配偶者居住権の場合は、配偶者の取得した権利の価値は所有権自体より評価が低いので、その分相続税の負担が減る（ただし、配偶者の税額特例で課税されない場合は、配偶者居住権の負担を負った物件所有権を取得した相続人の税負担が増えることにより、全体としての相続税負担は逆に増える場合もある）とともに、配偶者が将来死亡して配偶者居住権が消滅した場合には、物件所有者には何らの課税もされないことから、相続税の節税となるという点に着目した活用をすすめる向きもあります。2回の相続を通じて果たして本当に節税となるのかは、ケースにより慎重な見極めが必要ですが、原理的に節税の可能性はあることは否めません。

5 このような場合にはどう課税がされるか？

上述のように配偶者の居住を終生保証する受益権とした場合は、配偶者死亡時に再度の課税が発生します。

それでは例えば、配偶者の自宅居住は80歳になるまでとして、その後は老人ホームに入ることを予定するといった場合に、配偶者の権利を配偶者居住権とした場合と、信託受益権とした場合ではどのような違いがあるでしょうか。

配偶者居住権とした場合は、死亡した被相続人の相続について、配偶者と所有権を取得する相続人のそれぞれに相続税が課税されます。ただ、配偶者については、小規模居住用宅地の特例や配偶者の税額控除により、実際には課税がないことが多いでしょう。配偶者が80歳になって配偶者居住権が消滅したときには、所有者には特段の課税はありません。

信託の場合は、委託者＝当初受益者の死亡時に、配偶者が物件に居住するという収益に関する権利を含まれる受益権を取得しますので、相続税法9条の3が適用され、受益権について、期間制限も居住利用しかできない制限も付されていないものとみなされるので、配偶者が物件自体を取得したとして相続税の課税対象となります。小規模居住用宅地の特例の適用や、配偶者の税額控除により、配偶者は実際には課税されないことが多いでしょう。

また、将来物件を取得する相続人については、配偶者が物件自体を取得したとして課税が行われるのですから、当該物件については相続税は課税されないと思われる。この時点では相続税の総額は配偶者居住権を利用した場合より少なくなりそうです。

ところがその後配偶者が80歳になって配偶者の受益権が消滅したときには、どのような課税がされるかが分かりません。相続税法9条の2第3項が働き、配偶者から所有者に贈与がされたとみなされ、贈与税が課税されてしまいそうにも思えます。

他方、受益権を複層化した定期の信託を活用した「節税スキーム」においては、収益受益権が期間満了して消滅した場合には、元本受益権者には課税がないと解されているようです。この結論との関係はまだよく分かりません。

(弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長)

特定財産承継遺言から特定遺贈へ

改正相続法が施行されて既に半年以上が経過し、施行後の相続開始事案を扱うことも多くなりました。来る令和2年4月1日からは、いよいよ配偶者居住権が施行され、配偶者居住権に関する遺贈・死因贈与・遺産分割が可能になります。そのような状況の中で、従来増産されてきた「相続させる遺言」を継続していいのか？を実務家としてもう一度考察してみたいと思います。

1 「相続させる遺言」のメリット喪失

「相続させる遺言」は、判例上、相続分と遺産分割方法を指定するものとされていますが、元来は、民法が想定していたものではなく、公証実務の中で作り上げられてきたものと言われています。すなわち、遺贈と比較して、登録免許税が低額であったことから、公証実務の中で「相続させる遺言」が標準化していきました。その後、その意義と効力について最高裁の判例が積み重なり、対抗要件なくして遺言による効果を主張できることが「相続させる遺言」の大きなメリットとして認識されていきました。すなわち、「相続させる遺言」の遺言者の意思を遺留分に反しない限り尊重する実務が固まっていきました。しかし、まず、登録免許税に関するメリットは、税法の改正により失われました。加えて、今般の相続法改正によって対抗要件主義が徹底された結果、対抗要件なくして遺言による効果を主張できる場面は、遺言執行者が存在し、かつ、第三者が悪意の場合に限定されてしまいました。

2 特定遺贈のメリット

改正相続法の目玉の一つとして配偶者居住権があります。この配偶者居住権を遺贈することはできますが、相続させる遺言で相続させることはできません。法文上「遺贈」と明記してあるからですが、その法意は、特定財産承継遺言により配偶者居住権を相続させたが、配偶者がこれを放棄したいと考えた場合、遺贈とは異なり、受益財産ごとの放棄は出来ず、家庭裁判所に対する相続放棄の手続しかないことになるが、それは配偶者保護の観点から適当ではないというものです。すなわち、特定遺贈であれば、3か月などという期間制限に服することなく遺贈を放棄することが可能です。また、遺留分を侵害する内容の遺言を想定した場合、改正相続法の下で金銭支払義務を負担する受益相続人としては不要な財産を放棄して支払金額を減らしたいと考えます。この点、特定遺贈であれば、個別の財産に対応した遺贈ごとに放棄することが可能であり、放棄された財産は遺産分割の対象になるので、遺留分侵害額を減少させることができます。しかし、特定財産承継遺言だと、相続を放棄するか否かの二者択一になってしまいます。仮に、遺留分権者との間で個別財産について給付の合意をしたとしても、代物弁済とみられるので、相続税に加えて譲渡所得税の課税を免れることができません。事案にもよりますが、これからは相続させる遺言よりも特定遺贈の方が受益相続人にとって望ましい事案も増えるのではないかと思います。したがって、事案ごと、個別具体的に慎重な判断をしなければならぬと考えています。

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事)

承継計画を作成しよう

●皆が必要と認識していながらも

会社の承継である事業承継に関する情報は毎日のように新聞等で取り上げられています。将来のために計画的な事業承継の必要性は会社オーナーなら皆が理解しています。事業承継を支援する税理士や弁護士などの専門家も多数います。しかし、自身の事業承継計画を立て着実に準備していると言い切れる会社オーナーは多くないでしょう。会社の承継は、単に会社オーナーが所有する自社株を子供たちに承継するだけにとどまらず、会社の事業を引き継ぐことの難しさもあります。また、会社オーナーの子供たちが会社を継ぐ意思がないといった問題もあります。承継計画を作成したいのだがこれらの事情が絡み合いなかなか事業承継計画を考えられないといった会社オーナーの事情を知る専門家は、早い時期に事業承継計画を立てて実行することを強く勧めることができないのかもしれない。

●不動産の承継は？

いわゆる地主が所有する土地・建物の子供たちへの承継についても、会社の承継と同様に承継計画を作成しそれを実行していくことが必要です。所有する土地にアパートやマンションを建て他者に賃貸している地主は、不動産賃貸業という事業を行っており、まさにその不動産の承継計画を立て着実に実施していく必要があります。

今後、人口が減少する日本において、不動産賃貸業をどのように継続していくか？ その不動産が立地する地域の未来を考え、優良な賃貸経営を継続できるのか？ 時間とともに減価する建物の維持費用を負担しながら収益を確保し続けることができるのか？ 地主は経営者として判断し、良い資産を子供たちへと承継する準備をしなければ、子供たちに引き継がれる資産は価値が減ることとなり、会社と同様に承継したくないという子供たちの思いが生じることにもつながります。

平成 25 年度に行われた税制改正により平成 27 年 1 月 1 日より発生する相続税の基礎控除が 40% 少なくなったこともきっかけとなり、地主が相続税への対策としてアパート等を建築する事例が増えました。建築時に、アパートの将来収益を十分に検

討し、事業として継続的に成り立つのかを検証したとしても、人口が減少する日本、とくに都心部以外の地方では、不動産賃貸経営は厳しいことが考えられるため、今から所有する不動産の状況を把握し、誰にどのように資産を承継するかの計画を作成していくことが必要と思われる。

相続税の対策のため、アパート建築を税理士に相談した地主も多いと思います。建築コストや立地をふまえて不動産の将来収益を予測し不動産の価値がわかる不動産に詳しい税理士もいると思われるが、基本的に税理士は税の専門家であり、そこまで不動産に精通している人も限られるでしょう。

そのため、不動産に精通した専門家と相続時に発生する相続税を計算することができる税理士とがチームとなり連携して、地主の承継計画を作成していくことも必要でしょう。そして、計画の作成には子供たちも一緒に参加するとよいでしょう。

●信託は承継計画を実行するための一つの方法

承継計画では、不動産の状況をふまえて、より良い資産を子供たちに残していくために、不動産を売却する、売却した資金で新たに買い換える、修繕する、建替えるなどいろいろなことが検討されるでしょう。対策を実施するには、一定の時間を要することもあります。高齢となっていく地主は複雑な判断ができなくなり、手間のかかる煩わしいことはしたくないといったこともあるかもしれません。そのような場合、子供たちが受託者となって不動産の管理・処分していくことも必要になるかもしれません。認知症対策として信託としてではなく、承継計画の実行を確保するための信託として、本人、専門家、家族とともに検討していくことも必要と思われる。

本年 2 月 3 日に行われた民事信託サミットにおいて、樋口範雄氏（武蔵野大学法学部特任教授）の基調講演では、事後的な対処ではなく事前に考え対処すること（米国で行われているエステートプランニングのように）が超高齢社会の日本ではさらに必要となるとの話がありました。長期的な視点にたち不動産に限らず資産の承継計画を作成し実行することが今まさに必要とされているのでしょう。

民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司

民事信託の普及を推進する会社

今回紹介する米国の訴訟は民事信託の普及を推進する会社が司法当局から訴追を受けた事案です。日本では民事信託の普及の推進を弁護士でない者が担っていることが多いのですが、弁護士でない者が行う法律事務の取扱行為又は訴訟事件等の周旋行為（以下「非弁行為等」と言います。）は原則として禁止されています。米国でも非弁行為等は州法で禁止されています。この裁判で、どのような行為が非弁行為等と認定されたのかを知ることは民事信託の普及を推進する我々にとって非常に参考になります。

1. 会社と信託組合員の関係

この会社（以下「会社」と言う）は米国ミズーリ州の法人で、信託証書、生前信託への注ぎ込み遺言書等の作成を行っていました。会社は顧客を獲得するために独立請負人と称する「信託組合員」(trust associates)と契約して民事信託の普及を推進していました。信託組合員は通常個人であり、独立してフィナンシャル・プランニング業務、保険販売業務、証券仲立ち業務等を行っていました。彼らは会社が行う教育課程の履修又はその業務案内書により会社のサービスの提供の仕方を習得しました。信託組合員は「資産承継計画学校」（会社が提供するセミナー）を受講することができました。また信託組合員の全員が標準請負契約 (standard contract agreement) を締結しました。請負契約には請負人が顧客に対して税務又は法務の助言を行わない、遺言書又は信託文書の作成、変更又は取り消しを行わない、会社に代わって債務を負担しないよう指示する条項が含まれていました。

2. 米国ミズーリ州の最高裁判所の判決

- ① 会社とその無資格者の代理店、使用人及び被用者（以下「代理店等」と言う）が、顧客により選定され、顧客を代理する資格を有する独立弁護士の直接の監督なしに、信託、遺言及びその他の法律文書を有料で勧誘、相談、推奨及び販売することを停止する。
- ② 会社と代理店等が、この州の居住者のために、有料で、信託作業手引書、信託文書、遺言及び委任状の作成について起草し、作成し又は補助することを停止する。
- ③ 会社の代表者は、この意見と命令に違反して、会社の業務執行、その他の業務、又は他の顧客もしくは法

人を補助又は援助することを禁止する。

3. 日本における非弁行為等の要件

日本における非弁行為等の要件は、弁護士または弁護士法人でない者が、法定の除外理由（注）がないのに、業として、報酬を得る目的で、一般の法律事件に関する法律事務の取り扱い又は一般の法律事務の取り扱いの周旋を行うこととされています（弁護士法 72 条）。また、弁護士が非弁行為をする者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させることを非弁提携行為と言い、これも禁止されています（弁護士法 27 条）。例えば弁護士が弁護士でない者から依頼者の紹介を受け金銭を支払ったり、弁護士でない者が集客した法律相談会で相談を受け金銭を支払ったり、弁護士でない者に法律事務所の実権を握られ給与制で働いたりする行為は非弁提携行為として禁止されます。弁護士会では非弁行為の取り締まりは非弁弁護士取締委員会が、非弁提携弁護士に対する調査は非弁提携弁護士対策本部が行っています。

注：法定の除外理由は弁理士法 6 条、司法書士法 3 条 1 項 6 号、行政書士法 3 条の 3 第 1 項等

4. 注意すべき行為

日本でも、この米国の会社のように、会社等が提携する無資格者の会員が顧客の相続、遺言、信託等に関する相談を受け、会社作成の文書ひな形に基づき、顧客によるそれらの文書の作成を手助けするケースがないでしょうか。法定の除外理由のある場合は問題ありません。また無資格者による米国の事例のような行為が日本法で直ちに非弁行為等になるとは限りませんが、非弁行為等に該当しないように注意をする必要があります。この米国の会社の場合は独立した校閲弁護士の校閲を受ける建前になっていましたが、判決ではその校閲弁護士の独立性が否定されました。

非弁行為等の判断基準については、法律業務の依頼者の保護とその業務の独占の弊害の均衡が保たれる必要がありますが、その事件性の要否等について諸説がありますが、この検討は本稿の範囲を超えるので、弁護士会にご相談ください。この訴訟事案の詳細は家族信託実務ガイド第 17 号（3 月末発行）に掲載されている「諸外国の信託活用事情、第 13 回米国の民事信託に関する訴訟」をご覧ください。（民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦）

民事信託における「特定委託者」問題への対処

1 相続税法の規定

相続税法9条の2第1項に「当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）」というくだりがあり、特定委託者とは、信託に関する権利を贈与または遺贈されたときみなされ、資産課税の対象となる受益者を拡張するものです。

そして、同条5項に、「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう。」という規定があります。

特定「委託者」とされておりませんが、信託行為上の委託者であることは要件ではなく、①政令で定める軽微なものを除く信託の変更権限を有することと、②信託財産の給付を受けることとされていること、の2点を満たすものとされています。

信託財産から給付を受け、信託を変更する権限を有するなど、信託を支配し利益を受けるのに、受益者と定義されていないことをもって課税を免れるのは不当であるという考えです。

なお、信託税制の発想の上では、受託者というのは委託者や受益者の外のプロであるという基本的なイメージがあり、受託者が将来的であっても信託財産の給付を受けるということは想定していなかったのではないかと感じられます。特定「委託者」という語自体に、委託者＝信託のオリジネーターが、信託という仕組みを用いて受益者をターゲットとする税制における課税を回避をするようなことを問題視しているのではという感覚がにじみ出ているように思われます。この税制の前提とする信託のイメージと、実際の民事信託の仕組みがマッチしていないことから問題が生じているものです。

2 民事信託における問題点

財産管理・財産承継などを目的とする民事信託の場合、例えば高齢者が委託者・受益者となり、将来資産を承継する者が受託者となって、高齢者が死亡したら信託を終了し、受託者が帰属権利者となって財産を承継する、という仕組みがよくとられています。

しかし、この信託の受託者となる者が、「特定委託者」となってしまわないのか、という点が問題となって

います。

仮にその受託者となる者が、特定委託者に該当し、相続税法9条の2第1項の「受益者等」に該当するとすれば、受託者は信託財産を引き受けるのに対価は払いませんから、委託者から贈与により信託財産を取得したときみなされ、信託組成時に贈与税が課税されてしまいます。

高齢者は、財産管理の負担を受託者に負ってもらうことが目的であり、将来財産を承継する受託者となる者も、高齢者の生存中は信託財産を自由にできるわけでもないのに、信託を組成した時点で、高率の贈与税を負担させられるということは、妥当とは言えません。

3 特定委託者に該当しないと云えないのか

課税の趣旨と、この種の信託の意図するところからして、この受託者は特定委託者に該当するべきではないのでないか、そういう解釈はできないのかという意見はあり得るところです。

しかし、関係法令の形式的あてはめを行うと、それは難しそうです。

上記の事例での受託者となった者は、委託者＝受益者の死亡で信託が終了したのち、帰属権利者として信託財産を承継します。

これは、相続税法9条の2第1項の「当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者」に該当しないと云えません。

では、「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し」に該当しないのでないか、という点はどうか。

信託法149条1項は、「信託は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。」と定めます。信託は委託者受託者間の契約等によるものですし、当該信託に最も大きい利害関係を有する受益者との合意も必要なことは当然で三者合意が基本であるのは当然でしょう。受託者単独では基本的に変更はできません。

しかし、相続税法施行令1条の7第2項は、「法第九条の二第五項に規定する信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする。」という規定を置いており、受託者は単独での変更が不可能でも、他者と合意で変更できるなら、変更権限がある者とされています。

相続税法が政令に委任したのは「軽微な変更をする権

限」如何であって、相続税法施行令1条の7第2項は委任政令の範疇を超えるのではという疑念もあり得ますが、同項の規定は変更権限について単独のものでなくとも含むという解釈命令であるという理解もあり得るところで、この問題は非常に悩ましいものとなっています。

4 対処について

この問題に対処するについては、大きく次の2つの方策が提唱されています。

一つめは、受託者の信託変更権限を「軽微な変更をする権限」に限定すれば特定委託者には該当しないといえるのではないか、という工夫です。

「軽微な変更」については、その範囲は政令に委任されているのですが、相続税法施行令1条の7第1項は、「信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限」としています。

「軽微」というので、よほど限定されているのかと思いきや、案外その範囲は広く、通常民事信託において委託者が設定した信託目的に反して信託の変更をすることはあり得ないことでしょう。

そうであれば、信託行為において、受託者の関与する（単独であろうが、他者との合意によるものであろうが）信託の変更について、信託目的に反しない限度に制約する規定を設けておけば、将来の帰属権利者である受託者は、「特定委託者」には該当しない、という解釈ができることとなります。

二つめは、将来の資産承継者である受託者について、「帰属権利者」ではなく、「残余財産受益者」として規定する、という方法です。

これは、相続税法等の規定を論理解釈して、該当性を否定できないかという考えです。

相続税法9条の2第1項は、受益者及び特定委託者をひとくくりにして、適正な対価の支払いがない場合、その段階で課税の対象としたわけですが、特定委託者を定義する同条5項は、「かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）」と規定しており、受益者である者は除かれています。残余財産受益者は、信託継続中は信託財産の給付を受けない者ですが、あくまでも受益者であることは間違いありません。

そして、受益者についての課税時期については、受益権の発生や具体的受益時期について、同条2項から4項に規定がされており、同条1項の適用を受ける当初受益者（委託者と同一である自益信託の場合は課税がない。他益信託の場合、信託組成時に贈与とみなされる。）ではない、第2次受益者や残余財産受益者は、信託組成当初において贈与ないし遺贈があったのではなく、受益権取得時・給付を受けることとなった時期・清算時に贈与または遺贈があったとみなされることになっています。

そこで、受託者＝将来の資産承継者を、委託者＝当初受益者死亡時の残余財産受益者と定めておけば、受益者である以上特定委託者の定義から外れるはずであると

というのが、この第2の考え方です。

5 実際の課税やその他の問題点

設例のような信託において当初の信託組成時に贈与税課税があるというのはいかにも常識に反しますので、実際にこのような課税があるとはなかなか思えませんが、信託の活用において、消極的になる疑問点としてこの「特定委託者」の問題が指摘されています。

しかし、法令や課税当局の見解がまだ明らかでなくとも、上記のような対処は可能ですので、工夫をした上で、適切な信託の活用を推進すべきと思われます。

なお、上記の第2の考え方で「残余財産受益者」とするとしましたが、その場合は、周知の債務控除の問題はまだまだ残ることになります。これは変更権限を限定して帰属権利者とする第1の考え方でも同じ問題が生じますので、その点では、変更権限の限定をしたり、資産承継者を受益者として特定委託者該当性を排除した上で、更に委託者死亡で信託は終了させない形をとることが望ましいでしょう。

（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

債権法改正（債務引受）による民事信託への影響

改正債権法が施行されて既に約2月が経過しており、施行後の規律に従って契約書案を作成することも多くなりました。そこで、信託契約書による民事信託設定場面における影響の一つとして、債務引受を考察してみたいと思います。

1 民事信託設定時点の債務引受

収益不動産を信託財産とする民事信託を設定する場合、収益不動産に抵当権が設定されていることも少なくありません。すなわち、委託者が金融機関からアパートローンを借りて債務を負担している場合です。この場合、信託財産による債務返済を行うためには、当該債務を信託財産責任負担債務にしなければなりません。したがって、信託契約に、当該債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めが必要です

（信託法21条1項3号）。また、受託者が債務者として返済を行うためには、当該債務について債務引受けをしなければなりません。かかる2個の行為は、信託法上の意思表示と民法上の意思表示であり、理論上は別個の法律行為ですが、契約書面上は、「受託者は、信託財産責任負担債務として債務引受をする」と記載されることが多いようです。

2 債権法改正の内容（債務引受）

従前、民法に債務引受に関する条文はなく、その規律は解釈に委ねられていましたが、改正民法は、併存的債務引受及び免責的債務引受の規定を設けました（民法470条～472条の4）。

(1)併存的債務引受は、まず①債権者と引受人との契約で成立します。民事信託では、

金融機関と受託者との契約です。次に②債務者と引受人との契約でも成立させることができます。ただし、債権者の承諾が必要です。民事信託では、委託者と受託者の合意を債権者が承諾するという方法です。こうして成立した併存的債務引受の効果は、引受人が債務者と同一内容の債務を負担し、両者の関係は連帯債務になるとされています。このように保証に類似しているため、保証に関する規律が併存的債務引受にも及ぶのではないかという議論が考えられます。

(2)免責的債務引受けは、まず①債権者と引受人の契約で成立し、債務者への通知で効力が発生します。民事信託では、金融機関と受託者が合意をし、委託者に通知をします。次に②債務者と引受人との合意でも成立しますが、債権者の承諾が必要です。民事信託では、委託者と受託者の合意を金融機関が承諾するという方法です。こうして成立した免責的債務引受の効果は、引受人が債務者と同一内容の債務を負担し、債務者は債務を免れるとされています。また、債権者の単独の意思表示によって担保を移転させることができますが、担保権設定者が引受人以外の者である場合、担保権設定者の承諾が必要です。なお、債権者の意思表示は、免責的債務引受に先立って又は同時に行うことが必要です。保証についても同様ですが、保証人の承諾は書面によらなければなりません。民事信託では、信託契約と同時又は前に、金融機関が移転の意思表示を行い、委託者や委託者の保証人が承諾するということになります。

3 債権法改正の内容（保証）

改正民法は、保証に関して多くの改正を行いました。最も注目されるのが個人保証における公正証書による保証意思の確認です（民法465条の6～9）。仮に、収益不動産オーナーのアパートローンを保証するとすれば、保証契約締結に先立つ1か月以内に公正証書により保証人となる者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、保証の効力は生じません。ただし、経営者保証の例外があり、例えばオーナーが行う事業に現に従事している配偶者の場合、保証意思の確認は不要です（民法465条の9第3号）。

4 民事信託設定への影響

民事信託の設定に際して個人受託者が債務引受を行う場合、個人保証に関する規律が及び、事前の公正証書による保証意思の確認が求められるのでしょうか？併存的債務引受は保証に類似しているから、規律が及ぶという理屈も考えられます。他方、民事信託の場合は、受託者は債務だけでなく財産も引き受けているのであり、委託者ではなく受託者による返済が想定されているのだから、保証とは異なるものであり、保証に関する規律は及ばないという理屈も考えられます。おそらく、改正民法が債務引受に関して公正証書による意思確認の規定を設けていない以上、公正証書による意思確認の必要はないのだらうと思われれます。しかし、委託者のアパートローンを引き受ける個人受託者は、信託財産以外に、通常は固有財産をも責任財産とすることになり、個人保証と同じく重い責任を負う結果になります。とすれば、少なくとも、不動産を信託すると同時に債務引受を行う民事信託については、公正証書により信託契約を締結することが望ましいと考えられます。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

民事信託と生命保険

民事信託の検討において、委託者となる者が保有する資産の価額や状況を把握することに加えて、生命保険の契約状況を確認することは非常に重要な実務です。

●特定の相続人に資産を承継する目的の民事信託と生命保険

資産承継を目的とする民事信託では、委託者（兼受益者）が亡くなったとき、委託者の特定の相続人を残余の信託財産の帰属者とすることがあります。自身が経営する会社の株式（自社株）や所有する大規模な不動産を後継者に承継することを目的とする民事信託です。遺留分侵害による争いを防ぐためにも特定の相続人のみに委託者の大半の資産を承継させる信託の組成は当然控えるべきですが、人の願いはさまざまであり、信託組成の実務を担う者としては遺留分侵害とならないよう細心注意しながら、資産承継目的の信託を検討していきます。

自社株式を信託財産とする信託で、信託開始時の株価が後継者以外の相続人の遺留分を侵害しない価額だったとしても、信託開始以降、株価が大きく上昇し、遺留分問題へと発展する可能性もあります。株価は会社の経営や経済環境の影響を受けるため完全な予測は不可能ですが、将来の株価上昇による遺留分侵害についてリスクヘッジの仕組みを導入しておくことは必要かもしれません。

生命保険はそのようなリスクヘッジには大変有効です。遺留分権利者である後継者以外の相続人に、後継者が遺留分侵害額の金額を支払えるよう、後継者を死亡保険金受取人とする生命保険で備えます。死亡保険金は受取人固有の権利であり原則として遺産分割の対象とならずまた遺留分を算定する資産ともならないため、後継者は受け取った死亡保険金で他の相続人に遺留分を侵害した金額を支払います（相続税については死亡保険金はみなし相続財産となるため後継者の相続税負担には注意が必要です）。遺留分権利者の権利が金銭債権化（民法1046条）された民法改正では、生命保険は以前にもまして一層有力な手段となったと考えます。

また、委託者の配偶者を委託者の次の受益者（第

2受益者）とし、配偶者が亡くなることで終了するような受益者連続型信託では、残余の信託財産の帰属者は、配偶者の相続時に残余の信託財産額について相続税の負担が生じます。受益者連続型信託を検討する際には、2次受益者が契約する生命保険についても確認・検討しておくといよいでしょう。

●信託の検討が保険契約の見直しの機会となる

生命保険契約の契約者の意思能力が無くなると、保険契約の内容変更ができなくなります。そのため、委託者の意思能力の低下に備え民事信託を検討する際には、必ず生命保険契約の死亡保険金受取人について確認しておくといよいでしょう。実務経験から、生命保険の契約状況について情報を完全に整理されている方は少ないようです。病気やがんなどで治療や入院をしたときに保険金が支払われるタイプの生命保険（医療保険やがん保険）については、死亡保険金額は大きなものではありませんが、死亡したときにまとまった金額が支払われる終身保険や定期保険について、死亡保険金受取人ごとに死亡保険金額を一覧（生命保険管理表）にしておくといよいでしょう。

検討した民事信託や作成済みの遺言について、相続人間の資産承継の不公平を調整することや相続税の納税資金として、生命保険管理表の死亡保険金額で足りるか？ 特に、自社株や大型の不動産の承継で遺留分に問題が生じそうな場合、それを生命保険でリスクヘッジするよう、必要に応じてその際に死亡保険金受取人を変更することも必要でしょう。

信託と同様に生命保険を活用することで特定の者に資産を承継（または贈与）することも可能なため、信託や遺言に加えて新たに生命保険契約を検討することも必要かもしれません。すでに委託者が高齢となっていることが想定されるため、その時点で契約できる生命保険は限られますが、一次払いの生命保険は高齢でも契約できるものがあるようです。

民事信託の検討は、委託者の資産の承継を決める大切な検討です。そのタイミングで生命保険契約もあわせて確認することが欠かせません。

民事信託活用支援機構 理事 石脇俊司

信託証書の起草ミス

信託契約書の作成過程で条文の表現を間違ふことがあります。間違つたとしても、原則として信託契約の当事者が合意しなければ、締結済みの信託契約を変更することはできません。

このような信託証書の起草ミスは日本だけではなく、信託の先進国の米国にもあります。米国でこのような間違いがどのように処理されたかを知るとは、我々にとって非常に参考になります。そこで、今回はこのような起草ミスに絡む米国の家族信託の訴訟事例を紹介します。この事案では遺言代用信託の委託者死亡後の信託財産の移転条項に起草ミスがありました。

(1) 事実関係

委託者の夫妻には息子のジョンTの他に3名の子供（以下「他の3名の子」と言う）がありました。夫妻は自身の資産管理のために生前信託（以下「夫妻の信託」と言う）を設定しました。ジョンTは自分の名前の有限責任の事業組合（以下「LLLP」と言う）にて農業を行っていました。同事業組合の持ち分は、夫妻の信託が99%、ジョンTが1%でした。夫妻の死後における同信託の同事業組合の持ち分の処分は信託証書第5条6項が次のように定めていました。

「特定資産の分配：私の受託者（My Trustee）はLLLPの全ての持ち分とその他の農場の権利を次のように分配する。

a. もし息子のジョンTが私より長生きしたら、「私の受託者」そして後継受託者に移転し、第10条2項に基づきその管理してもらう。

(1) もしジョンTが私より長生きしなかったら、この分配は彼の子孫のために管理してもらう。

(2) もしジョンTも彼の子孫の誰も私より長生きしなかったら、この分配は消滅し、私の信託の残余財産の一部となる。第10条2項は夫妻の4名の子供のそれぞれを受益者とする信託を設定する。第10条1は夫妻の死後は夫妻の信託の残余財産は4名の子供に均等に分割し、そして彼らのそれぞれの信託に分配される。」

(2) 夫妻の死後に発生した子供間の紛争

紛争の内容は、ジョンTがLLLP 所有の農場をもら

う権利があるかどうか、それとも第10条1項に基づき4名の子供に対して平等に分配されるべきであるか、でした。

受託者のウエルス・ファーゴ銀行は地区裁判所に請願し、信託証書の条件の明確化と修正を求めました。この信託証書を起草した弁護士が宣誓供述書を提出し起草に間違いがあった、そして第5条6項がLLLP に対する権利が「私の受託者」に分配されると規定しているが、「ジョンTの信託の受託者」に分配されると規定すべきであった旨を主張しました。これに対抗して、他の3名の子は、信託証書は紛れもなくLLLP に対する権利がその第10条1項に基づき4名の子供の信託に対して平等に分配されるべきであると規定している、また、代替的に、LLLP に対する権利がジョンTの信託に移転されるとしても、夫妻の信託の残余財産に対する彼の4分の1の持ち分の中に含まれる旨を主張しました。

(3) 判決

裁判所は委託者の信託設定の意図に基づき信託証書の間違いを適切に修正し、修正した信託証書に基づく分配を容認しました。

(4) 筆者のコメント

日本では、受託者の注意義務は、旧信託法では「信託行為ノ定ムル所ニ従ヒ」となっていましたが、新信託法では「信託の本旨に従い」と変更されました（信託法29条1項）。これは、受託者は信託行為の定めに従っているだけでは足りず、その背後にある委託者の意図、すなわち信託の本旨に従って事務処理をすることが求められているからです。日本では、信託証書の起草ミスの裁判例はまだありませんが、遺言書に関しては類似の裁判例があります。「遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言者の真意を探求すべきものであり、遺言書が多数の条文からなる場合に、そのうちの特定の条項を解釈する場合にあたっては、単に遺言書の中から当該条項のみを他から切り離して抽出してその文言を形式的に解釈するだけでは十分ではなく、遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探求し当該条項の趣旨を確定すべきもの

である」と言っています。

なお、この訴訟事案の詳細は家族信託実務ガイド第18号(6月末発行)に掲載されている「諸外国の信託活用事情、第14回米国の民事信託に関する訴訟」をご覧ください。

民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦

自筆証書遺言の預かり制度スタート

1 平成30年相続法大改正全部施行完了

平成30年の相続法大改正は、平成31年1月13日に自筆証書遺言の要件緩和（遺産目録について自書を不要とした）に始まり、令和元年7月1日に大部分の規定が、令和2年4月1日に配偶者居住権制度が施行され、先般7月10日、自筆証書遺言の預かり制度が施行されました。これで平成30年の相続法大改正等の全てが施行されたこととなります。

2 自筆証書遺言の預かり制度の概要

法務局を「遺言書保管所」として自筆証書遺言を預かります。全ての法務局・支局・出張所が保管所に指定されているのではないので、遺言者の本籍地・住所地又は不動産所在地を管轄する保管所を確認する必要があります。

法務省令所定の様式に従って作成し、遺言者自らが保管所に出頭して申請を行う必要があります。

手数料が3900円かかります。

相続開始後、法定相続人等は、遺言書原本の返戻を受けられるのではなく、「遺言書情報証明書」の発行を受け、それで相続の手続をします。手数料が1400円かかります。

遺言書が保管されているかどうか不明な場合は、「遺言書保管事実証明書」の交付を請求することになります。800円の手数料がかかります。

保管遺言については、検認が要りません。よって、保管遺言でない自筆証書遺言より早急に執行に着手することができます。

3 公正証書遺言との比較

公正証書遺言を作成する場合の公証人の手数料に比べてはるかに安価であり、検認も不要なので保管制度を推奨する向きもありますが、必ずしもそうは言えません。

まず、遺言書保管官は、保管に際して、遺言書の方式、自署の確認、本人確認は行いますが、内容面にはタッチしませんし、遺言能力の有無も判断しません。公正証書の場合は、専門家である公証人が遺言内容の適法性や希望を的確に表現しているかを点検しますし、遺言能力があることを確認の上作成されますので、後に争いとなる可能性が低くなります。

遺言執行の着手も公正証書遺言の方がスピーディーです。公正証書遺言の場合、遺言公正証書の正本又は

謄本と、遺言者が死亡した事実を証明する除籍謄本があれば執行できますが、保管遺言については遺言書情報証明書の発行を受けなければなりません。遺言書保管所は、この証明書発行申請を受ける際に、法定相続人全員に通知をします。そのために、遺言者の法定相続人全てを確認できる戸籍・除籍謄本と、住所を証明する住民票の写し又は戸籍附票の写しの提出が必要です。この取り揃えの時間だけ、執行開始は遅れます。

改正相続法のもと、法定相続分を超える遺産の取得については対抗要件主義が導入されましたので、遺言の執行が遅れると遺言書どおりの権利取得ができない危険性があります。

早急に執行に着手できる公正証書遺言に、いまだ優位性があるというべきです。

4 通知制度について

ただし、保管遺言について、一点だけ公正証書遺言にない利便性のある制度が設けられました。

遺言書保管事務取扱手続準則によると、遺言書の保管の申請の時に「死亡時通知の申出」をすることができます（申出は任意です）。この申出をしておくと、遺言者が死亡したときに、法務局から、あらかじめ指定しておいた相続人、受遺者、遺言執行者などのうち1名のみに対して、遺言書が保管されている旨の通知をします（同準則19条）。

どうしてこのようなことができるかという点、保管申請時に、遺言者の本籍地の戸籍担当部局に、遺言書保管所から情報提供がなされ、死亡後に戸籍担当部局から死亡の事実に関する情報が遺言書保管官に提供される仕組みになっているからです（同準則別記第9号様式）。

身寄りのない方が遺贈遺言を作成したような場合、受遺者は必ずしも遺言者の身近にいるとは限らず、遺言書を作成したことは遺言者本人から聞き及んでいても、遺言者が亡くなったことを知らないまま時間が経過する可能性があります。この通知を希望すれば、そのような事態を防げます。

公正証書遺言以外に、それと抵触しない預り遺言をすることもできますから、遺言者の死亡通知として活用することも可能です。

ただし、この制度は令和3年度開始ということですが、

（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

民事信託の会計

1. はしがき

信託会計は受託者の信託事務の中核をなすものであり、受託者の監督に欠かせないので、民事信託の受託者といえども信託会計を適正に行う必要があります(信託法37条)。そこで、当機構の今月の専門研修で信託会計をテーマとして取り上げました。今回の研修の準備のために、信託会計に関する書籍や記事を探しましたが、少ししかありませんでした。また、ある信託会社に会計実務の情報提供をお願いしましたが、断られました。信託会計はまだ未開拓な分野であり、信託会社のノウハウであるからかと思われま

す。さて、今回のニューズレターでは、信託会計基準等を概観し、今般の専門研修で触れることができなかった民事信託や他益信託の会計処理を補足します。

2 信託会計の主体性

会社や社団法人は自然人ではありませんが、その人格を擬制し、法人格を与えて、あたかも一人の人間と同じようにその主体性を認め、会計を行い、課税を行います。但し、親会社と子会社の間では、それぞれが独立しているにもかかわらず、子会社の会計を親会社の会計に連結して決算が行われます。信託も、会社や社団法人と同様に、委託者がその財産を受託者に信託すると、信託財産が委託者の支配下から受託者の支配下に移転し、委託者から分離した独立の財産集合体になります。また信託財産は法人格はありませんが、受託者の固有財産からも独立した財産集合体として擬制されます(信託法23条等)。そこで、信託財産は、委託者からも受託者からも分離された一つの会計単位として、会計処理をおこないます。しかし、信託が税法上受益者等課税信託である場合は、信託財産の会計主体性は否認され、受益者の会計に連結され、受益者が信託財産に属する資産および負債を有すると見なし、信託財産に帰せられる収益及び費用は受益者のそれと見なし

3. 信託の会計原則

信託の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って会計処理をおこないます(信託法13条、信託計算規則3条)。個人の会計に特段の会計

原則はありませんが、企業の場合は企業会計原則及び各種の企業会計基準があります。企業会計基準委員会が定めた「金融商品に関する会計基準」及び日本公認会計士協会が公表した「金融商品会計に関する実務指針」は金融商品としての金銭の信託の会計処理方法を示しています。また「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」は流動化を目的とした不動産の信託の会計処理の実務を示しています。新信託法の制定に伴い企業会計基準委員会が公表した実務対応報告「信託の会計処理に関する実務上の取り扱い」は金銭の信託だけでなく「もの」の信託も対象とした会計処理を定めています。しかし、いずれも、主として商事目的の自益信託の場合を扱っており、民事信託や他益信託の場合ではありません。

4. 民事信託や他益信託の場合

民事信託では税法上原則として受益者等課税信託になり、受益者が信託財産に属する資産および負債を有すると見なされます。信託の会計処理に関する実務対応報告は、金銭以外の信託の受益権を他から譲り受けた受益者の会計処理においては、税法上と同様に、受益者が信託財産を直接取得したものとして会計処理を行うとしています。そこで、民事信託や他益信託の場合も受益者が信託財産を直接有しているものとして会計処理を行って良いと思われ

ます。しかしながら、同実務対応報告は、その受益権が優先部分と劣後部分のように質的に異なるものに分割されている場合は、受益権を当該信託に対する有価証券と見なしして処理することになるとしています(Q3A4)。民事信託の受益権が複層化されて収益部分と元本部分とに分割されている場合は、優先部分と劣後部分とに分割されている場合と同様に受益権を当該信託に対する有価証券と見なしして処理することが考えられますが、受益権複層化信託の会計処理はまだその会計慣行ができておりません。なお、民事信託の会計については、別途これをまとめた文書を民事信託活用支援機構の会員にはメールでお送りしています。詳しくはこれをご覧ください。(高橋倫彦 民事信託活用支援機構代表理事)

信託財産責任負担債務について

民事信託歌謡支援機では、来る11月頃に、『信託用語・法令コンパクトブック』を第一法規（株）から出版する予定であり、現在、校正も完了して順調に作業が進行しています。そこで、今回は、上記の書籍でも取り上げた信託財産責任負担債務について、説明をいたします。

1 信託財産責任負担債務の定義

信託財産責任負担債務とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務（信託法2条9項）をいいます。信託財産に対する強制執行等は禁止されています（信託財産の独立性）が、信託財産責任負担債務に係る債権の債権者は信託財産に対する強制執行等を行うことができます（信託法23条1項）。かかる信託財産責任負担債務には、受託者の固有財産まで責任財産となる債務と受託者の固有財産が責任財産にならない信託財産限定責任負担債務（同法21条2項）があります。

2 信託財産責任負担債務の範囲

信託法21条1項では、①受託者の信託事務執行に伴い発生した債務（5号～9号）、②受益権に関連する債務（1号・4号）、③信託設定前に生じた権利にかかる債務（2号・3号）が列挙されています。例えば、受託者（信託行為による特段の制限がない限り金銭を借り入れる権限を有する）が信託財産である土地の上に信託財産となるアパートを建てるために金融機関からアパートローンを借りた場合、このアパートローンは信託法21条1項5号に基づき信託財産責任負担債務になります。

また、信託法21条1項1号の受益債権は、信託財産から給付を受ける債権ですが、受益債権にかかる債務は信託財産責任負担債務であって、かつ、受託者が固有財産による履行責任を負わない信託財産限定責任負担債務です。

さらに、アパートローンを被担保債権とする抵当権が設定されているアパートを信託する場合、信託行為において、委託者が信託前から負担しているアパートローンを信託財産責任負担債務とする定めがあれば、このアパートローンは信託法21条1項3号に基づき信託財産責任負担債務になります。

3 信託財産責任負担債務の引継

受託者が交代すると、信託財産の権利者のみならず信託財産責任負担債務の義務者も交代します。個人の死亡等、受託者の任務の終了事由は、信託法56条1項が定めていますが、新たに就任した新受託者は、前受託者の任務終了時に（辞任の場合は新受託者の就任時に）、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなされます（信託法75条1項）。この場合、信託財産限定責任負担債務でないかぎり、前受託者も、自己の固有をもって、その承継された債務を履行する責任を負い続けます（信託法76条1項）。例えば、受託者が死亡して新受託者が就任した場合、上記の履行責任は、前受託者の相続人が負うものと考えられます。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

受益者等の存しない信託について

民事信託活用支援機構では、来る11月頃に、『信託用語・法令コンパクトブック』を第一法規（株）から出版する予定であり、現在、校正も完了して順調に作業が進行しています。そこで、前回に引き続き、上記の書籍でも取り上げた受益者等の存しない信託について説明をいたします。

1 受益者等の存しない信託の定義

税法上、受益者等の存しない信託（法人税法2条29号の2ロ）は、法人課税信託（同条29号の2）とされています。

なお、受益者等とは受益者としての権利を現に有する受益者及びみなし受益者をいいます（法人税法12条1項及び2項）。

2 法人課税信託とされた理由及び取扱い

平成19年の信託法改正において、受益者の定めのない信託（目的信託）が定められ、遺言による目的信託では、委託者の相続人は原則として委託者の地位を承継しないこととされました（信託法147条）。

また、平成19年度税制改正においては、税法上、信託財産に属する資産を有するものとみなされる者（受益者等）の範囲が実態に応じて見直されました。

これらに伴い、受益者等が存しない信託が存しうる構造となりましたが、受益者等が存しない信託は、信託財産に属する資産を有するものとみなすべき者が存在しないものの、信託から所得は生ずることになります。したがって、これに課税しないことは適当でないため、一義的な所得の帰属主体である受託者に対し各事業年度の所得に対する法人税を課税することとされました。

そこでは、受託者が個人である場合も法

人税の納税義務者となり（法人税法4条4項）、また、その信託期間中においては、受託者を納税義務者としてその信託の信託財産にかかる所得について、その受託者の固有財産にかかる所得とは区分して法人税が課税されることとなります（同法4条の6）。

ただし、特定公益信託等（同法12条4項2号）については、受託者に対しては課税せず、信託財産の給付時にその給付を受ける者に対し課税することとされています。

なお、この受益者等が存しない信託について受益者等が存することとなった場合には、他の法人課税信託の類型に該当する場合を除き、法人課税信託ではなくなることとなります（同法4条の7第8号）。

【参考文献】財務省「平成19年度税制改正の解説」76頁81頁88頁308頁314頁322頁323頁

3 法人課税信託の具体例

- ① 受益者が存するが受益者としての権利を現には有しない場合、例えばこれから生まれてくる孫が受益者とされている信託は法人課税信託となります。
- ② また、純粋なペットのための信託（自然人・法人を受益者とししないもの）は、動物であるペットには権利能力がなく受益者等にならないため、受益者等が存しない場合として法人課税信託となります。

（税理士中田義直・民事信託活用支援機構
専門家協議会会員）

信託口座について

本稿では、近刊『信託用語・法令コンパクトブック』（第一法規（株））においても取り上げております「信託口座」について、説明をいたします。

1 信託口座とは

信託口座とは、信託財産である金銭を受託者が管理するための専用の口座のことです（もっとも、「信託口座」は法律上定義されているものではありません）。

民事信託においては、信託財産に金銭がある場合においては、当該金銭は委託者固有の口座でも受託者固有の口座でもない「信託口座」にて管理することが推奨されることが多いところです。

信託法 34 条においては、受託者は信託された金銭についてはその計算を明らかにする方法で管理すればよいとされていますが、民事信託の実務においては、受託者の分別管理義務の徹底の観点などから、信託された金銭については、委託者個人の口座でも受託者個人の口座でもない信託という法律関係に適合した信託口座にて管理することが望ましいとされています。

2 金融機関における信託口座の対応について

民事信託における信託口座については、現時点において、すべての金融機関において開設ができる状況にはなっていません。また、開設する金融機関によっては屋号口座となっている場合があるなどその取扱いにおいて違いがあるとされています。

なお、民事信託における信託口座の名称としては「委託者〇〇受託者△△信託口」や「〇〇信託受託者△△」などとするもの

が多いように思われますが、その他の名称もあり、この点も金融機関ごとに異なります。

3 信託口座開設にあたっての留意点

信託口座開設にあたってはいくつかの留意点があります。

まず、信託口座開設にあたっての手順等が金融機関ごとに異なる点が挙げられます。具体的な例としては①口座開設にあたって事前の調整（契約書の事前審査など）が必要かどうか、②信託契約書を公正証書にする必要があるかどうか、③実際の口座開設の際に受託者のみが来店すればいいか、委託者や受益者が来店することまで求めるかどうか、ということがあります。

次に、信託口座と言っても金融機関ごとにサービス内容が異なる点が挙げられます。具体的な例としては①一般の普通預金か、利息が付かない決済性預金か、②払戻しにおいて通帳取引をする場合には口座開設店に限定されるか否か、③キャッシュカードが発行されるかどうか、④インターネットバンキングに対応しているかどうか、ということが挙げられます。

数年前に比べて口座開設に応じてくれる金融機関の数は確実に増えてきていますが、金融機関ごとに上記のとおり違いがある点に留意したうえで対応をすることが、信託に携わる専門家には求められると考えられます。

（弁護士菊永将浩・民事信託活用支援機構
専門家協議会会員）

元本受益権及び収益受益権について

信託には税務上独自の用語があり、その用語の概念及び信託法との関係性を理解することは実務上不可欠です。信託用語の理解を深めるには、民事信託活用支援機構から11月出版予定の『信託用語・法令コンパクトブック』をご活用頂けます。今回は、上記の書籍でも取り上げた元本受益権・収益受益権について、説明をいたします。

1 元本受益権と収益受益権の定義

「元本受益権」及び「収益受益権」は、信託法上の概念ではなく、相続税法基本通達9-13の概念です。元本受益権とは、信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利をいい、この権利を有する者を「元本受益者」といいます。収益受益権とは、信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権利をいい、この権利を有する者を「収益受益者」といいます。元本受益者と収益受益者とが異なる信託を「受益権が複層化された信託」といいます。

2 元本受益権と収益受益権の評価

相続税法の規定によって、贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、その信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、相続税法（41条2項を除く。）の規定が適用されます（相続税法9条の2第6項）。よって、元本と収益の受益者が同一人である信託について、その受益権は、財産評価基本通達に従って評価した課税時期における信託財産の価額によって評価します（財産評価基本通達202）。

対して、受益権が複層化された信託（受益者連続型信託（信託法91条に規定する信託、同法89条1項に規定する信託その他これらの信託に類するものとして相続税法施行令1条の8に定めるもの）を除く。）については、その元本受益権の評価額は、財産評価基本通達に従って評価した課税時期における信託財産の価額から収益受益権の評価額を控除したものとなります。収益受益権の評価額は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに、課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額によって計算します（財産評価基本通達202）。これは、将来受け取る利益を現在価値に割り引いた金額の合計額を意味します。

また、受益権が複層化された受益者連続型信託については、収益に関する権利はその権利の価値に作用する要因としての制約は付されていないものとみなすため（相続税法9条の3第1項）、元本受益権は価値を有しないとみなされます。よって、収益受益権の相続税評価額は信託財産の全部の価額、元本受益権の相続税評価額は零となります（相続税法基本通達9の3-1）。ただし、収益受益権を有する者が法人である場合には、無制約とみなす上記条項（相続税法9条の3第1項）は、ただし書きで「この限りでない。」として本文の不適用を定めているので、元本受益権の相続税評価額が零となるわけではありません。

（税理士 松崎さくら・民事信託活用支援機構 専門家協議会会員）

信認関係について

本稿では、第一法規（株）より、近日出版予定である『信託用語・法令コンパクトブック』でも取り上げております「信認関係」について説明をいたします。

1. 信認関係とは

受託者が、信託を設定する委託者、それに信託の利益を受ける受益者に対して忠実かつ誠実に事務処理する義務を信認義務（フィデューシャリー・デューティ）と言い、信認義務で結ばれた両者の関係を信認関係（フィデューシャリー・リレーション）と言います。

信託は、「信じて託す」という、その言葉のとおり、自分の信頼できる人に財産を託し、管理、運用や処分を任せる制度であることから、託す側と託される側の間には、強い信認関係が不可欠とされます。

2. フィデューシャリー・デューティとは

フィデューシャリー・デューティとは、もともと信頼関係を重視する法概念として、英米法において発展してきたものです。一方が他方を信頼し、何らかの権限（財産の管理権限など）を与え、他方は、信頼された相手方のために利益を図る義務を負い、信頼を裏切ってはならないとされます。

日本においては、受託者責任あるいは信認義務として理解されており、一方が他方を全面的に信認する法律関係（信認的法律関係）において、信認を受けた者が信認した者に対して負う高度の誠実義務をいうものと解されています。

主に、金融業界において、顧客本位の業務運営を示す際（投資信託の勧誘や販売な

ど）に使われることが多い言葉ですが、民事信託の場面においても取り入れて考えるべき概念であると思います。なぜなら、フィデューシャリー・デューティは、高度な信頼関係をもとに、信頼された者に対して、相手方の利益を図るよう求める法理であり、民事信託における受託者に対して、委託者の想いに応え、受益者保護を図ることを促すことにつながるからです。

3. 信認義務の内容

信託法上の信認義務の具体的な内容としては、公平義務（信託法 33 条）、分別管理義務（信託法 34 条）など様々なものがありますが、その中心的なものは、善管注意義務（信託法 29 条）と忠実義務（信託法 30 条）と考えられます。

善管注意義務とは、受託者が信託事務を処理するにあたって払うべき注意義務の水準を画するものです。受託者が、委託者や受益者との信認関係をもとに信託事務を行うことを考えると、受託者に求められる注意義務の水準は、「自己のものに対するのと同じの注意」では足りず、より高度な注意義務（善管注意義務）が求められます。

忠実義務とは、受託者は、自己のためではなく、もっぱら受益者の利益のために信託事務を行うべきであるという、受託者の義務であり、ここから派生したものととして、利益相反行為と競合行為の制限があります。

（司法書士増井洋平・民事信託活用支援機構専門家協議会会員）

受託者の利益相反行為の制限について

民事信託活用支援機構では、11月に『信託用語・法令コンパクトブック』を第一法規（株）から出版しました。今回は、上記書籍でも取り上げている受託者の利益相反行為の制限について、説明をいたします。

1 利益相反行為の原則禁止

受託者は、受益者のために忠実に信託事務を遂行する忠実義務を負います。この忠実義務を具体化した定めとして受託者の利益相反取引の制限が定められています。信託法31条1項各号では、受託者の利益相反行為の類型として、

- ①信託財産を固有財産に帰属させ、または固有財産を信託財産に帰属させる行為（自己取引）（1号）
- ②信託財産を他の信託の信託財産に帰属させる行為（信託財産間取引）（2号）
- ③第三者との間において信託財産のためにする行為であって、受託者自らが第三者の代理人となってする行為（双方代理的行為）（3号）
- ④信託財産について固有財産のみをもって履行する責任を負うべき債務にかかる債権を被担保債権とする担保権の設定や、その他第三者との間で信託財産のためにする行為であって受託者またはその利害関係人と受益者の利益が相反する行為（間接取引）（4号）

の4類型を定めています。

2 利益相反行為が許容される場合

利益相反行為が禁止される趣旨は受益者の保護のためであり、受益者の利益が害されるおそれのない場合は例外的に許容され

ます。信託法31条2項では、禁止の例外にあたる場合として、1号から4号までの4つの類型を定めています。

3 禁止された利益相反行為の効果

- (1) 自己取引及び信託財産間取引は、無効となります（信託法31条4項）。ただし、受益者が追認した場合は、行為時に遡って効力を生じます（同条5項）。
- (2) 自己取引または信託財産間取引の対象となった財産について受託者が第三者に処分をしている場合または双方代理的取引、間接取引により受託者が第三者と取引をした場合については、第三者が利益相反行為について悪意・重過失である場合にのみ取り消すことができます（同条6項・7項）。第三者が取引に関与する場合は、受益者の保護に加え、第三者の取引の安全も保護する必要があります。

4 受益者の救済

受益者は、利益相反行為により損失を被った場合は、上記の行為の無効、取消しの請求の他その損失のてん補を求めることができます（信託法40条）。

営業受託者については信託業法に特則があり（同法29条）、信託業法違反があった場合は、金融監督当局の監督処分の対象になります。

（弁護士 三宅遼太郎）